

前項ノ申告書ノ提出ナキトキ又ハ稅務署長其ノ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ稅務署長ハ酒類ノ移出石數ヲ決定ス

前二項ノ規定ハ保稅地域ヨリ引取ル酒類ノ酒稅法第三十五條第二項ノ規定ニ依ル申告ニ付之ヲ準用ス

第二十三條 酒稅法第三十七條第一項ノ規定ニ依ル承認ヲ受ケ酒類ヲ製造場ヨリ移出セントスル者ハ其ノ事由、當該酒類ノ種類及石數、査定又ハ檢定ノ日及場所竝ニ移出ノ日及移出先ヲ記載シタル申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

稅務署長必要アリト認ムルトキハ前項ノ承認ヲ爲シタル酒類ニ封緘ヲ施スコトヲ得

第一項ノ承認ヲ受ケ製造場ヨリ移出シタル酒類ヲ移出先タル製造場又ハ藏置場ニ移入シタルトキハ移出先ノ營業者ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ

酒稅法第三十七條第三項ノ期間ハ稅務署長之ヲ指定ス

第二十四條 酒稅法第三十七條第三項但書ノ規定ニ依リ酒類庫出稅ノ免除ヲ受ケントスル者ハ其ノ事由、當該酒類ノ種類及石數竝ニ移出ノ日及場所ヲ記載シタル申請書ヲ所轄稅務署ニ提出ス

前項ノ承認ヲ爲シタル酒類ニ付テハ其ノ査定ノ後稅務署長酒類造石稅ヲ免除スベシ

第二十五條 酒類製造者酒稅法第三十八條ノ規定ノ適用ヲ受ケントスルトキハ戻入又ハ移入ニ係

ル酒類ノ種類毎ノ石數ニ付事實ヲ證スル書類ヲ呈示シ所轄稅務署ノ承認ヲ受クベシ

第三節 原料用及輸出向酒類

第二十六條 酒類製造者酒稅法第三十九條第一項ノ規定ニ依リ酒類造石稅ノ免除ヲ受ケントスルトキハ酒類ヲ定メ製造石數及アルコール分ノ査定前ニ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申請シ承認ヲ受クベシ

前項ノ承認ヲ爲シタル酒類ニ付テハ其ノ査定ノ後稅務署長酒類造石稅ヲ免除スベシ

第二十三條第二項ノ規定ハ第一項ノ承認ヲ爲シタル酒類ニ付之ヲ準用ス

第二十七條 酒類製造者酒稅法第三十九條第二項ノ規定ニ依リ用途變更ノ承認ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由、當該酒類ノ種類石數及アルコール分竝ニ査定及酒類造石稅免除ノ日ヲ記載シタル申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

第二十八條 酒稅法第三十七條第一項ノ規定ノ適用ヲ受ケテ製造場ヨリ移出シタル酒類ヲ移出先

ニ於テ酒類製造ノ原料ニ供セントスルトキハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申請シ承認ヲ受クベシ

前項ノ酒類ヲ酒類製造ノ原料ニ供シタル者酒稅法第三十九條第三項ノ規定ニ依リ交付金ノ交付ヲ受ケントスルトキハ當該酒類ノ種類石數及アルコール分、査定ノ日及場所竝ニ使用ノ日及場



所ヲ記載シタル申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

前項ノ稅務署ガ當該酒類ノ製造場所轄稅務署ニ非ザルトキハ申請書ニ其ノ酒類ニ付酒類造石稅ヲ納付シタルコトヲ證スベキ書類ヲ添附スベシ

第二十九條 酒類製造者ガ其ノ製造シタル酒類ヲ輸出シタルトキハ酒稅法第四十一條第一項ノ規定ニ依リ其ノ酒類造石稅ヲ免除ス

酒稅法第三十七條第一項ノ規定ノ適用ヲ受ケテ製造場ヨリ移出シタル酒類ヲ移出先ノ營業者ガ輸出シタルトキハ同法第四十一條第一項ノ規定ニ依リ其ノ酒類造石稅額ニ相當スル金額ヲ交付ス

第三十條 酒稅法第四十一條第一項ノ規定ニ依リ輸出向酒類ニ付酒類造石稅ノ免除又ハ交付金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ移出ノ際當該酒類ノ種類石數及アルコール分、査定ノ日及場所竝ニ輸出ノ日、輸出港及輸出先ヲ記載シタル申請書ヲ所轄稅務署ニ提出シ承認ヲ受クベシ

第二十三條第二項ノ規定ハ前項ノ承認ヲ爲シタル酒類ニ付之ヲ準用ス

第三十一條 前條第一項ノ承認ヲ受ケタル者ハ純噸數二百噸以上ノ船舶ニ積載シテ酒類ヲ輸出スベシ

航路其ノ他ノ事由ニ因リ前項ノ規定ニ依リ難キ場合ニ於テハ船舶名ヲ定メ輸出港稅關ノ承認ヲ

受クベシ

第三十二條 第三十條第一項ノ承認ヲ受ケタル者酒類造石稅ノ免除ヲ受ケントスルトキハ同項ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ニ輸出免狀又ハ之ニ代ルベキ書類ヲ添附シ之ヲ輸出シタル酒類ノ製造場所轄稅務署ニ提出スベシ

第三十條第一項ノ承認ヲ受ケタル者酒類造石稅額ニ相當スル金額ノ交付ヲ受ケントスルトキハ前項ニ準ズル申請書及添附書類竝ニ當該酒類ニ付酒類造石稅ヲ納付シタルコトヲ證スベキ書類ヲ輸出港稅關ニ提出スベシ

前二項ノ場合ニ於テ稅務署長又ハ稅關長必要アリト認ムルトキハ當該酒類ヲ外國ニ陸揚シタルコトヲ證スベキ書類ヲ提出セシムルコトヲ得

輸出後一年ヲ經過シタルトキ又ハ第三十一條ニ規定スル船舶ニ酒類ヲ積載セザリシトキハ第一項又ハ第二項ノ申請ヲ爲スコトヲ得ズ

第三十三條 第三十條第一項ノ承認ヲ受ケタル者ハ其ノ輸出申告書ニ少クトモ當該酒類ノ種類石數及アルコール分、査定ノ日及場所、輸出先竝ニ積載スベキ船舶名及其ノ内國寄港地ヲ記載スベシ

前項ノ申告アリタルトキハ稅關ハ當該酒類ノ種類、石數及アルコール分ヲ檢定スルコトヲ得



當該酒類ヲ積載シタル船舶ガ第一項ノ寄港地以外ノ内國沿岸ニ寄港シタルトキハ前條第三項ノ書類ヲ提出スルニ非ザレバ同條第一項又ハ第二項ノ申請ヲ爲スコトヲ得ズ

第三十四條 酒稅法第四十二條第一項ノ規定ニ依リ輸出向酒類ニ付酒類庫出稅ノ免除ヲ受ケントスル者ハ移出ノ際當該酒類ノ種類及石數、移出ノ日及場所並ニ輸出ノ日、輸出港及輸出先ヲ記載シタル申請書ヲ所轄稅務署ニ提出シ承認ヲ受クベシ

第三十一條及前條第一項第二項ノ規定ハ前項ノ承認ヲ受ケタル者ガ輸出スル酒類ニ付之ヲ準用ス

第三十五條 酒稅法第四十二條第二項ノ規定ニ依ル輸出ノ證明ハ輸出免狀又ハ之ニ代ルベキ書類ヲ所轄稅務署ニ提出シテ之ヲ爲スベシ

第三十二條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス  
酒稅法第四十二條第二項ノ期間ハ稅務署長之ヲ指定ス

第三十六條 第二十四條ノ規定ハ酒稅法第四十二條第二項ニ於テ準用スル同法第三十七條第三項但書ノ規定ニ依リ酒類庫出稅ヲ免除スル場合ニ付之ヲ準用ス

第三十七條 第二十四條第一項ノ規定ハ酒稅法第四十二條第三項但書ノ規定ニ依ル承認ヲ受ケントスル者ニ付之ヲ準用ス

第四節 納稅擔保

第三十八條 第二十條第二項又ハ第二十八條第二項ノ規定ニ依ル交付金ノ交付ノ申請ヲ受ケタル稅務署ガ當該酒類ノ製造場所轄稅務署ニ非ザル場合ニ於テ其ノ酒類ニ對スル酒類造石稅ノ全部又ハ一部ガ未納ニ屬スルトキハ申請ヲ受ケタル稅務署長ハ當該酒類ノ製造場所轄稅務署長ニ對シ其ノ旨ヲ通知スベシ

第三十二條第二項ノ規定ニ依ル交付金ノ交付ノ申請アリタル場合ニ於テ當該酒類ニ對スル酒類造石稅ノ全部又ハ一部ガ未納ニ屬スルトキハ稅關長ハ當該酒類ノ製造場所轄稅務署長ニ對シ其ノ旨ヲ通知スベシ

前二項ノ通知ヲ受ケタル場合ニ於テ稅務署長必要アリト認ムルトキハ交付金ノ交付ノ申請ヲ爲シタル者ニ對シ未納ニ屬スル酒類造石稅額ニ相當スル擔保ノ提供ヲ命ズルコトヲ得

第三十九條 酒稅法第三十二條第三項（同法第三十九條第四項及同法第四十一條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、同法第三十六條第三項及同法第三十七條第四項（同法第四十二條第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル擔保ノ種類ハ金錢及國債ニ限ル

第四十條 稅務署長ハ清酒、濁酒、白酒、味淋及燒酎ノ製造者ニ對シ每酒造年度ノ酒類造石稅ニ付擔保ノ提供ヲ命ズベシ



稅務署長酒稅保全上必要アリト認ムルトキハ合成清酒及雜酒ノ製造者ニ對シ金額及期間ヲ指定シ酒類造石稅ニ付擔保ノ提供ヲ命ズルコトヲ得

酒類製造者稅務署長ノ承認ヲ受ケ納稅ノ擔保トシテ酒類造石稅額ニ相當スル價額ノ酒類ヲ保存スルトキハ前二項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第四十一條 前條第一項又ハ第二項ノ場合ニ於テ提供スベキ擔保ノ種類ハ左ニ掲グルモノニ限ル

一 金錢

二 國債

三 土地

四 火災保險ニ附シタル建物

五 稅務署長ニ於テ確實ト認ムル保證人ノ保證

六 酒造組合ノ納稅ノ保證

第四十二條 酒類製造者第四十條第一項ノ規定ニ依リ擔保ノ提供ヲ命ゼラレタル場合ニ於テ前條

第一號乃至第四號ニ掲グル擔保物ヲ提供スルトキハ其ノ價額ハ每酒造年度ニ於ケル製造見込石

數一石ニ付七圓ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ下ルコトヲ得ズ

酒類製造者左ノ各號ノ一二該當スルトキハ稅務署長ハ期間ヲ指定シ前項ノ規定ニ拘ラズ酒類造

石稅全額迄ノ擔保ノ提供ヲ命ズルコトヲ得

一 酒稅法ニ違反シ處罰又ハ處分セラレタルトキ

二 酒稅ニ關シ滯納處分ヲ受ケタルトキ

三 資力不充分其ノ他ノ事由ニ因リ酒稅保全上必要アリト認メラルルトキ

第四十三條 稅務署長擔保ノ提供ヲ命ズルトキハ期限ヲ指定スベシ

酒類製造者第四十條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ擔保ノ提供ヲ命ゼラレタル場合ニ於テ稅務

署長ノ承認ヲ受ケタルトキハ順次其ノ總額ヲ分割シテ之ヲ提供スルコトヲ得

第四十四條 擔保トシテ金錢又ハ無記名國債證券ヲ提供スルトキハ之ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ

所轄稅務署ニ提出スベシ

擔保トシテ登録國債ヲ提供スルトキハ擔保ノ登録ヲ受ケ其ノ登録濟通知書ヲ所轄稅務署ニ提出

スベシ乙種國債登録簿ニ登録シタルモノニ在リテハ尙記名國債證券ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ

提出スベシ

擔保トシテ土地又ハ建物ヲ提供シタル者アルトキハ稅務署長ハ抵當權ノ登記ヲ登記所ニ囑託ス

ベシ

第四十五條 第四十條第三項ノ承認ヲ受ケントスル者ハ保存スベキ酒類ヲ定メ其ノ旨ヲ所轄稅務



署ニ申請スベシ

稅務署長ハ納稅ノ擔保トシテ保存スル酒類ニ封緘ヲ施スコトヲ得

第四十六條 擔保物及納稅ノ擔保トシテ保存スル酒類ノ價額ハ特別ノ規定アルモノヲ除クノ外稅務署長之ヲ定ム

稅務署長擔保物ノ價額ガ減少シ又ハ納稅ノ擔保トシテ保存スル酒類ガ擔保ニ適セザルニ至リタリト認ムルトキハ増擔保ノ提供又ハ保存酒類ノ變換ヲ命ズルコトヲ得

稅務署長納稅保證人ノ資力ガ納稅ヲ擔保スルニ足ラズト認ムルトキハ之ニ代ヘ他ノ擔保ノ提供ヲ命ズルコトヲ得

第四十七條 擔保トシテ提供シタル國債ノ償還ヲ受クルニ至リタルトキ又ハ建物ノ滅失若ハ其ノ保險契約ノ消滅アリタルトキハ擔保提供者ハ之ニ代ルベキ擔保ノ提供ヲ爲スベシ

第四十八條 稅務署長第四十條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ擔保ノ提供ヲ命ジタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ酒類製造者ガ擔保ノ提供ヲ爲スニ至ル迄製造場ニ在ル酒類ニ封緘ヲ施シ其ノ處分又ハ移出ヲ禁止スルコトヲ得

第四十九條 擔保ノ提供ヲ爲シ又ハ納稅ノ擔保トシテ酒類ヲ保存シタル者ハ所轄稅務署ノ承認ヲ受ケタル場合ニ限り擔保ノ變換ヲ爲スコトヲ得

酒類製造者第四十條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ擔保ヲ提供シ又ハ酒類ヲ保存シタル場合ニ於テ當該酒造年度ノ製造見込石數十石以上ヲ減少シタルトキハ其ノ石數ニ應ジ擔保ノ解除又ハ保存酒類ノ減少ヲ申請スルコトヲ得

第五十條 酒稅法第四十五條ノ規定ニ依ル公賣ノ手續ニ關シテハ國稅滯納處分ノ場合ニ於ケル公賣ノ例ニ依ル

第五十一條 收稅官吏酒稅法第四十七條ノ規定ニ依リ酒類ヲ差押ヘタルトキハ之ニ封印ヲ附スベシ

國稅徵收法施行規則第十六條ノ規定ハ前項ノ差押ニ付之ヲ準用ス

第四章 雜則  
第五十二條 本令中稅務署又ハ稅務署長ニ屬スル事務ハ保稅地域ヨリ引取ル酒類ニ關シテハ稅關又ハ稅關長之ヲ行フ

第五十三條 清酒若ハ合成清酒ノ製造者又ハ酒類販賣業者酒稅法第五十條第一號ノ規定ノ適用ヲ受ケ清酒ト合成清酒トヲ混和セントスルトキハ混和ノ場所及數量ヲ定メテ所轄稅務署ニ申請シ承認ヲ受クベシ

第五十四條 製造場ニ在ル酒類ガ變味又ハ腐敗ノ虞アル場合ニ於テ酒類製造者酒稅法第五十條第



二號ノ規定ノ適用ヲ受ケ糖酎又ハアルコールヲ混和セントスルトキハ原容量百分ノ一以内ノ數量ヲ定メテ所轄稅務署ニ申請シ承認ヲ受クベシ

酒類ガ腐敗ノ虞アル場合ニ於テ酒類ノ製造者又ハ販賣業者酒稅法第五十條第二號ノ規定ノ適用ヲ受ケ糖酎、アルコール及水以外ノ物品ヲ混和セントスルトキハ其ノ品名及數量ヲ定メテ所轄稅務署ニ申請シ承認ヲ受クベシ

第五十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ酒母又ハ醪ノ製造者ハ酒稅法第五十一條第一項本文ノ規定ニ依リ所轄稅務署ノ承認ヲ受ケ酒母又ハ醪ヲ處分シ又ハ製造者ヨリ移出スルコトヲ得

一 第八條第四號ノ規定ニ依リ申請シタル目的ニ使用スルトキ

二 製造ノ免許ヲ取消サレタルトキ

三 製造ヲ繼續スルコト能ハザルニ至リタルトキ

四 前各號ノ外稅務署長ニ於テ必要アリト認ムルトキ

前項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル者酒稅法第五十一條第二項但書ノ規定ニ依リ醪ニ酒類トシテ飲用スルコト能ハザル處置ヲ施サントスルトキハ其ノ方法ヲ定メ所轄稅務署ノ承認ヲ受クベシ

第五十六條 酒類製造者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ酒母又ハ醪ヲ處分シ又ハ製造場ヨリ

移出スルトキハ酒稅法第五十一條第一項ノ規定ニ依ル承認ヲ受クルコトヲ要セズ

一 自己ノ製造場ニ於テ酒類製造ノ用ニ供スルトキ

二 同一場所ニ於テ製造業ヲ承繼スル者ノ酒類製造ノ用ニ供スル爲讓渡ストキ

前條第一項第二號乃至第四號及第二項ノ規定ハ前項ノ場合ヲ除クノ外酒類製造者酒母又ハ醪ヲ處分シ又ハ製造場ヨリ移出スル場合ニ付之ヲ準用ス

第五十七條 酒稅法第五十一條第一項但書ノ規定ニ依リ酒母ヲ酒母讓受許可書ヲ有スル者ニ讓渡サントスルトキハ之ト引換ニ引渡スコトヲ要ス

酒母讓受許可書ノ交付ヲ受ケントスル者ハ酒母ノ種類及數量、使用ノ目的及場所並ニ讓渡人ノ住所及氏名又ハ名稱ヲ記載シタル申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

第五十八條 酒類ノ製造者ハ酒母又ハ醪ノ製造方法及仕込ヲ異ニスル毎ニ記號及番號ヲ附シ之ヲ區分スベシ

同一製造場ニ於テ種類ノ異ル酒類ヲ製造セントスルトキハ其ノ製造及貯藏ノ場所ヲ區分スベシ

第二十六條第一項ノ承認ヲ受ケタル原料用酒類ハ他ノ酒類ト區分シテ之ヲ藏置スベシ  
稅務署長ハ前三項ノ事項ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得



第五十九條 前條ノ場合ヲ除クノ外稅務署長取締上必要アリト認ムルトキハ酒類、酒母、醪又ハ  
麹ノ製造者ニ對シ製造又ハ貯藏ノ設備又ハ方法ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第六十條 大藏大臣又ハ稅務署長酒稅保全上必要アリト認ムルトキハ酒類、酒母、醪若ハ麹ノ製  
造者又ハ酒類ノ販賣業者ニ對シ製造數量、販賣數量若ハ販賣價格ヲ指定シ、制限シ若ハ變更ヲ  
命ジ又ハ販賣方法ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第六十一條 酒類、酒母、醪又ハ麹ノ製造者ハ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スベシ

- 一 受入レタル原料ノ種類毎ニ數量、受入ノ日並ニ引渡人ノ住所及氏名又ハ名稱
- 二 受入レタル酒類、酒母、醪又ハ麹ノ種類毎ニ數量、價格及受入ノ日並ニ引渡人ノ住所及氏  
名又ハ名稱

三 使用シタル原料ノ種類毎ニ其ノ數量及使用ノ日

四 使用シタル原料用酒類、酒母、醪又ハ麹ノ種類毎ニ數量及使用ノ日

五 製造シタル酒類、酒母、醪又ハ麹ノ種類毎ニ數量及製造ノ日

六 酒類、酒母、醪又ハ麹ノ製造中ニ生ジタル副産物ノ種類毎ニ數量及生成ノ日

七 混和シタル清酒及合成清酒ノ混和前ノ數量、混和後ノ數量及混和ノ日

八 移出シタル酒類、酒母、醪、麹又ハ第六號ノ副産物ノ種類毎ニ數量、價格及移出ノ日並ニ

受取人ノ住所及氏名又ハ名稱

九 前各號ノ外製造、貯藏又ハ販賣ニ關シ稅務署長ノ指定スル事項

小賣ノ場合ニ於テハ前項第八號ノ受取人ノ住所及氏名又ハ名稱ノ記載ヲ要セズ但シ稅務署長取  
締上必要アリト認メ其ノ記載ヲ命ジタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第六十二條 酒類又ハ麹ノ販賣業者ハ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スベシ

- 一 受入レタル酒類又ハ麹ノ種類毎ニ數量、價格及受入ノ日並ニ引渡人ノ住所及氏名又ハ名稱
- 二 混和シタル清酒及合成清酒ノ混和前ノ數量、混和後ノ數量及混和ノ日
- 三 販賣シタル酒類又ハ麹ノ種類毎ニ數量、價格及販賣ノ日並ニ買受人ノ住所及氏名又ハ名稱
- 四 賣買ノ仲介ヲ爲シタル酒類ノ種類毎ニ數量、價格及賣買ノ日並ニ賣買當事者ノ住所及氏名  
又ハ名稱

五 前各號ノ外貯藏又ハ販賣ニ關シ稅務署長ノ指定スル事項

前條第二項ノ規定ハ前項第三號ニ掲グル事項ノ記載ニ付之ヲ準用ス

第六十三條 酒類製造ノ免許ヲ受ケタル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル製造設備申告書ヲ直ニ所轄稅  
務署ニ提出スベシ但シ酒類製造者種類ノ異ル酒類ノ製造免許ヲ受ケタル場合ニ於テ所轄稅務署  
ノ承認ヲ受ケタル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ



一 製造場ノ敷地ノ狀況及建物ノ構造ヲ示ス圖面

二 製造、貯藏又ハ販賣ニ使用スル機械、器具及容器ノ目錄

第六十四條 稅務署長必要アリト認ムルトキハ酒母、醪又ハ麴ノ製造ノ免許ヲ受ケタル者ニ對シ前條ニ掲グル事項ノ全部又ハ一部ヲ記載シタル申告書ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ハ酒類ノ販賣業ノ免許ヲ受ケタル者ニ付之ヲ準用ス

第六十五條 第六條第一號若ハ第二號ニ掲グル事項又ハ第六十三條ノ申告書ニ記載シタル事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ酒類製造者ハ直ニ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ

第八條第一號、第二號若ハ第九條第一項各號ニ掲グル事項又ハ前條ノ申告書ニ記載シタル事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ酒母、醪若ハ麴ノ製造者又ハ酒類ノ販賣業者ハ直ニ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ

一 製造開始ノ時期

二 製造見込石數

三 製造方法ノ詳細及仕込數

第六十六條 酒類、酒母、醪又ハ麴ノ製造者ハ毎酒造年度開始前左ノ事項ヲ記載シタル申告書ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ但シ其ノ酒造年度ヲ通ジ製造ヲ休止セントスル者ハ此ノ限ニ在ラズ

前二項ノ申告書ニ記載シタル事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ

清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎及果實酒ノ製造者一酒造年度ヲ通ジ製造ヲ休止セントスルトキハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ合成清酒、麥酒、雜酒、酒母、醪及麴ノ製造者三月以上製造ヲ休止セントスルトキ亦同ジ

第六十七條 酒類、酒母又ハ醪ノ製造者ハ左ノ事項ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ

一 戻入又ハ移入ノ酒類、酒母、醪又ハ麴ノ種類毎ニ數量及戻入又ハ移入ノ日

二 亡失、腐敗其ノ他ノ異狀アリタル原料用酒類、酒母又ハ醪ノ種類毎ニ數量及事由

三 前各號ノ外製造、貯藏又ハ販賣ニ關シ稅務署長ノ指定スル事項

麴ノ製造者又ハ酒類ノ販賣業者ハ製造、貯藏又ハ販賣ニ關シ稅務署長ノ指定スル事項ニ付申告ヲ爲スベシ

第六十八條 酒類製造者ハ第六十三條又ハ第六十五條第一項ノ規定ニ依リ申告シタル機械、器具及容器ニ付其ノ使用前稅務署長ノ檢定ヲ受クベシ



稅務署長前項ノ檢定ヲ爲シタルトキハ機械、器具及容器ニ番號、容量其ノ他必要ナル事項ヲ標記又ハ烙印スルコトヲ得

前二項ノ規定ハ酒母、醗若ハ麹ノ製造者又ハ酒類ノ販賣業者ガ第六十四條又ハ第六十五條第二項ノ規定ニ依リ申告シタル機械、器具及容器ニ付之ヲ準用ス

第六十九條 酒類製造者第五十六條第一項第一號ノ規定ニ依リ酒類製造ノ用ニ供スル爲酒母又ハ醗ヲ製造場ヨリ移出セントスルトキハ稅務署長ノ檢査ヲ受クベシ

第七十條 酒類製造者ハ酒類ノ製造中ニ生ジタル清酒粕、合成清酒粕又ハ味淋粕ニ付稅務署長ノ檢査ヲ受クベシ

第七十一條 左ニ掲グル場合ニ於テ稅務署長必要アリト認メテ檢査ヲ受クベキコトヲ命ジタルトキハ酒類、酒母、醗又ハ麹ノ製造者ハ其ノ檢査ヲ受クベシ

一 指定ノ原料ヲ使用セントスルトキ

二 指定ノ原料用酒類、酒母、醗又ハ麹ヲ使用シ又ハ製造場ヨリ移出セントスルトキ

三 指定ノ副産物ヲ生ジタルトキ

四 前各號ノ外製造、貯藏又ハ販賣ニ關シ稅務署長ノ指定スル事項ヲ爲サントスルトキ

酒類販賣業者ハ貯藏又ハ販賣ニ關シ稅務署長ノ指定スル事項ニ付檢査ヲ受クベシ

第七十二條 左ニ掲グル場合ニ於テハ酒類製造者ハ稅務署長ノ承認ヲ受クベシ

一 仕込ノ異ル酒母又ハ醗ヲ混和セントスルトキ

二 二仕込以上ノ醗ヲ合併シテ清酒ノ製成ヲ爲サントスルトキ

第七十三條 左ニ掲グル場合ニ於テ稅務署長ガ必要アリト認メテ承認ヲ受クベキコトヲ命ジタルトキハ酒類、酒母、醗又ハ麹ノ製造者ハ其ノ承認ヲ受クベシ

一 原料ノ搗精其ノ他ノ加工ヲ爲サントスルトキ

二 酒母ヲ醗ニ仕込マントスルトキ

三 醗ヲ酒母ニ代用シ添掛ヲ爲サントスルトキ

四 麥芽汁ヲ醗酵容器ニ入レントスルトキ

五 原料用酒類、酒母又ハ醗ヲ他ノ容器ニ移サントスルトキ

六 仕込濟ノ醗ニ水ヲ混和セントスルトキ

七 濾過、蒸餾又ハ調合ヲ爲サントスルトキ

八 酒類製造ノ副産物ヲ處分シ又ハ製造場外ニ移出セントスルトキ

九 製造場ニ於テ其ノ製造シタル酒類ニ酒造年度ノ異ル酒類又ハ戻入若ハ移入ノ酒類ヲ混和セントスルトキ



十 製造場ニ於テ酒類ニ割水ヲ爲サントスルトキ

十一 製造、貯藏又ハ販賣ニ使用スル機械、器具、容器又ハ原料ヲ製造場ヨリ移出セントスルトキ

十二 前各號ノ外製造、貯藏又ハ販賣ニ關シ稅務署長ノ指定スル事項ヲ爲サントスルトキ  
酒類販賣業者ハ貯藏又ハ販賣ニ關シ稅務署長ノ指定スル事項ニ付承認ヲ受クベシ

第七十四條 稅務署長ハ酒造組合ニ對シ酒稅法第五十九條第一項ニ規定スル事項ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ酒造組合ニ對シテハ毎酒造年度其ノ所屬組合員ガ査定ヲ受ケタル酒類（酒稅法第三十九條第一項ノ原料用酒類ヲ除ク）ノ製造石數十石ニ付一圓ノ割合ニ依リ算出シタル金額ノ交付金ヲ交付ス此ノ場合ニ於テ製造石數ハ洋引減量又ハ貯藏減量ヲ控除シタルモノニ依リ之ニ十石未滿ノ端數アルトキハ十石トシテ計算ス

第一項ノ命令ニ違反シタル酒造組合ニ對シテハ前項ノ規定ニ依ル交付金ノ全部又ハ一部ヲ交付セザルコトヲ得

第七十五條 大藏大臣ハ酒造組合中央會ニ對シ酒稅法第五十九條第一項ニ規定スル事項ヲ命ズルコトヲ得

酒稅法第五十九條第二項ノ規定ニ依リ酒造組合中央會ニ交付スル交付金ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ定額ヲ以テ之ヲ交付ス

附 則

第七十六條 本令ハ酒稅法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七十七條 左ノ勅令ハ之ヲ廢止ス但シ酒稅法第七十五條第一項ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ仍舊令ニ依ル

一 酒造稅法施行規則

一 酒精及酒精含有飲料稅法施行規則

一 明治三十四年法律第十號施行規則

一 麥酒稅法施行規則

一 酒母、醱及麴取締法施行規則

一 工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料稅法施行規則

一 明治四十三年勅令第百八十四號

第七十八條 酒造稅法ニ依ル清酒濁酒白酒味淋若ハ燒酎、麥酒稅法ニ依ル麥酒又ハ酒母醱及麴取締法ニ依ル酒母醱ハ麴ノ製造ノ免許ヲ受ケタル者ハ酒稅法第七十二條第一項ノ規定ニ依リ夫々



同法ノ清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎、麥酒、酒母、醱又ハ麵ノ製造ノ免許ヲ受ケタルモノト看做ス

酒精及酒精含有飲料稅法ニ依リ酒精含有飲料中酒稅法ニ依ル合成清酒ニ該當スルモノ、濁酒ニ該當スルモノ、果實酒ニ該當スルモノ又ハ其ノ他ノモノノ製造ノ免許ヲ受ケタル者ハ同法第七十二條第一項ノ規定ニ依リ夫々同法ノ合成清酒、濁酒、果實酒又ハ雜酒ノ製造ノ免許ヲ受ケタルモノト看做ス

**第七十九條** 酒稅法第七十八條第一項ノ規定ニ依リ課スベキ酒類庫出稅ハ其ノ稅額ヲ左ノ區分ニ依リ各月ニ等分シ其ノ月末日限之ヲ徵收ス

稅額千圓以下ナルトキ 昭和十五年五月及六月

稅額千圓ヲ超ユルトキ 同年五月乃至七月

稅額二千圓ヲ超ユルトキ 同年五月乃至八月

稅額五千圓ヲ超ユルトキ 同年五月乃至九月

酒稅法第七十八條第二項ノ規定ニ依ル申告ハ酒類ノ所在地所轄稅務署ニ之ヲ爲スベシ

**第八十條** 酒稅法第四十三條ノ規定ニ依リ擔保ノ提供ヲ命ジタル場合ニ於テ酒造稅法第十三條ノ規定ニ依リ提供シタル保證物及同法第十四條ノ規定ニ依リ爲シタル納稅保證ニシテ本令施行ノ

際現存スルモノハ酒稅法第七十五條第一項ノ規定ニ依リ賦課セラルル造石稅ノ納稅保證タルノ效力ヲ妨ゲザル限リ之ヲ同法第四十三條ノ規定ニ依ル納稅ノ擔保ト看做ス但シ酒造稅法第十三條ノ規定ニ依リ保證物ヲ提供シタル者、同法第十四條第一號ノ納稅保證人又ハ同條第四號ノ酒造組合ガ本令施行後一月以内ニ本文ノ規定ノ適用ヲ免レタキ旨ヲ所轄稅務署ニ申出デタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

**第八十一條** 沖繩縣ニ於テ製造シタル燒酎ヲ内地ノ他ノ地方、朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ移出スル者ハ那覇港、瀝水港又ハ石垣港ニ由リ之ヲ移出スベシ

樺太酒類出港稅法施行規則第二條乃至第四條ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス但シ此等ノ規定中樺太廳支廳トアルハ稅務署トシ樺太廳長官トアルハ大藏大臣トス

**第八十二條** 酒造組合法施行規則第十二條第一項第十二號中「造石稅納付ヲ擔保スル場合」ヲ「酒類造石稅ニ付納稅ヲ保證スル場合」ニ、同項第十三號中「酒造稅法施行規則第三十一條第一項ノ通知ヲ受ケタル場合」ヲ「酒稅法第四十五條ノ規定ニ依リ酒類造石稅ヲ納付スル場合」ニ改ム

○酒稅法施行規則第八十一條第二項ノ規定ニ依リ沖繩縣ヨリ移出スル酒類ニ付交付スベキ船積免狀様式ノ件（昭和十五年四月一日大藏省令第十三號）



酒稅法施行規則第八十一條第二項ノ規定ニ依リ沖繩縣ヨリ移出スル酒類ニ付交付スベキ船積免狀ノ様式左ノ通定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第 號 船 積 免 狀

移出者ノ住所及氏名稱 又ハ名	
燒酎ノ種別及數量	
含有アルコール分	
容器ノ種類及個數	
出港稅納付済年月日	
積載スベキ船舶ノ稱	
移出年月日	
昭和 年 月 日	何 稅 務 署 印

(注意) 積載スベキ船舶ノ名稱又ハ移出年月日ノ變更ヲ要スルトキハ本免狀ヲ返付シ其ノ書換ヲ求ムベシ

○樺太酒類出港稅法 (大正元年八月十二日法律第一號)

改正 昭和十三年三月三十一日法律第五十一號 (支那事變特別稅法) (1)

昭和十五年三月二十九日法律第三十五號 (酒稅法附則) (2)

- 第一條 本法ニ於テ酒類ト稱スルハ酒稅法ノ燒酎及雜酒ヲ謂フ(2)
- 第二條 樺太ニ於テ製造シタル酒類ヲ帝國内ノ他ノ地方ヘ移出スルトキハ移出先ニ於ケル内國稅ノ稅率ト同一ノ稅率ニ依リ出港稅ヲ課ス(1)
- 第三條 酒類ハ命令ヲ以テ指定シタル港ニ由ルニ非サレハ移出スルコトヲ得ス
- 第四條 酒類ヲ移出セムトスル者出港稅ヲ納付シタルトキハ領收證及船積免狀ヲ交付ス
- 第五條 船長ハ船積免狀ニ照シ酒類ヲ船積シ出港前其ノ積取石數ヲ收稅官吏ニ届出ツヘシ
- 第六條 收稅官吏又ハ警察官吏ハ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ出港船舶ニ臨檢スルコトヲ得
- 前項ノ場合ニ於テハ收稅官吏ハ其ノ身分ヲ證明スヘキ證票ヲ携帯スヘシ
- 第七條 出港稅ヲ納付セスシテ酒類ヲ船積シ又ハ移出シタル者ハ其ノ出港稅ノ五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ五十圓ヲ下ルコトヲ得ス



前項ノ酒類及其ノ容器ハ之ヲ沒收ス既ニ處分シタルトキハ其ノ價格ニ相當スル金額ヲ追徴ス

第八條 第五條ノ届出ヲ爲サス又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九條 收税官吏又ハ警察官吏ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、之ヲ妨ケ若ハ忌避シ又ハ當該官吏ノ尋問ニ

對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十條 酒類ノ製造、販賣又ハ移出ヲ業トスル者ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ

從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ第七條又ハ第九條ノ規定ニ違反シタルトキハ酒類ノ製造、販賣又ハ移出ヲ業トスル者ヲ處罰ス

第十一條 前條ノ場合ニ於テ酒類ノ製造、販賣又ハ移出ヲ業トスル者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ヲ處罰ス但シ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用ヒス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (大正元年八月勅令第八號ヲ以テ同年九月一日ヨリ施行)

○樺太酒類出港稅法施行規則 (大正元年八月二十日勅令第九號)

改正 大正十一年六月三日勅令第三百二十號(一)

第一條 樺太ニ於テ製造シタル酒類ヲ帝國内ノ他ノ地方へ移出スルハ開港ニ由ルヘシ(一)

第二條 酒類ヲ移出セムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申告書ヲ移出港所轄樺太廳支廳ニ提出ス

スヘシ

一 酒類ノ種目、數量及含有純酒精ノ容量

二 容器ノ種類及箇數

三 積載船舶ノ名稱

四 移出先及移出ノ日

五 移出者ノ住所及氏名又ハ名稱

第三條 前條ノ申告アリタルトキハ所轄樺太廳支廳ハ酒類ノ種目、數量及含有純酒精ノ容量ヲ檢

定シ出港稅ヲ徵收スヘシ

第四條 船積免狀ハ所轄樺太廳支廳之ヲ交付スヘシ船積免狀ノ様式ハ樺太廳長官之ヲ定ム

附 則



本令ハ大正元年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

○南洋群島ニ於テ出港稅ヲ課セラレタル酒精、酒類其ノ他  
酒精含有飲料ノ出港稅ノ免除等ニ關スル件(大正十五年九月二十日勅令第三百十號)

改正沿革 昭和十五年三月三十一日勅令第九十七號(一)

- 第一條 南洋群島ニ於テ出港稅ヲ課セラレ其ノ徵收ヲ猶豫セラレタル酒類ヲ其ノ猶豫期間内ニ内地ヨリ外國ニ輸出シタルトキハ其ノ石數ニ付テハ請求ニ依リ出港稅ヲ免除ス
- 第二條 南洋群島ニ於テ出港稅ヲ課セラレ其ノ納付済ナル酒類ヲ内地ヨリ外國ニ輸出シタルトキハ其ノ石數ニ付テハ請求ニ依リ其ノ出港稅額ニ相當スル金額ヲ交付ス(一)
- 第三條 前二條ノ規定ニ依ル請求ヲ爲サムトスル者ハ出港稅額ニ相當スル擔保ヲ提供シタルコトヲ證明スル書類(納稅済ナルトキハ納稅済證明書)、輸出免狀及外國ニ陸揚シタルコトヲ證明スル書類ヲ添附シ輸出後一年以内ニ移出港ヲ管轄スル南洋廳支廳ニ請求書ヲ提出スベシ(一)
- 第四條 第一條又ハ第二條ノ規定ニ依ル請求ヲ爲サムトスル者、酒類ヲ内地ヨリ外國ニ輸出シタルコトノ證明書ノ交付ヲ受ケムトスルトキハ所管稅關ニ之ヲ申請スベシ(一)
- 第五條 本令ニ定ムルモノノ外酒類ノ出港稅免除ニ關シ必要ナル規定ハ南洋廳長官之ヲ定ム(一)

附 則

本令ハ公付ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(一)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

酒 稅 法

南洋群島ニ於テ出港稅ヲ課セラレタル酒精、酒類其ノ他酒精含有飲料ノ出港稅ノ免除等ニ關スル件



# 清涼飲料税

○清涼飲料税法（大正十五年三月二十七日法律第十六號）

改正沿革 昭和十五年三月二十九日法律第三十六號（一）

第一條 本法ニ於テ清涼飲料ト稱スルハ炭酸瓦斯ヲ含有スル飲料ヲ謂フ但シ全重量ノ萬分ノ五以下ノ炭酸瓦斯ヲ含有スルモノ及全容量ノ百分ノ一以上ノ純酒精ヲ含有スルモノハ此ノ限ニ在ラス

前項ニ於テ純酒精ト稱スルハ攝氏十五度ノ時ニ於テ〇・七九四七ノ比重ヲ有スル酒精ヲ謂フ

第二條 清涼飲料ニハ左ノ區分ニ依リ清涼飲料税ヲ課ス

- |                |                   |
|----------------|-------------------|
| 第一種 玉ラムネ 罐詰ノモノ | 一石ニ付 八圓五十錢（一）     |
| 第二種 其ノ他ノ罐詰ノモノ  | 一石ニ付 二十圓（一）       |
| 第三種 罐詰以外ノモノ    | 炭酸瓦斯使用量一瓶ニ付 六圓（一） |



第三條 清涼飲料ヲ製造セムトスル者ハ製造場一箇所毎ニ政府ノ免許ヲ受クヘシ其ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ免許ノ取消ヲ求ムヘシ

天然ニ湧出スル清涼飲料ヲ容器ニ充填スルコトハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ第二種ノ清涼飲料ノ製造ト看做ス天然ニ湧出スル清涼飲料ヲ原料トシテ第三種ノ清涼飲料ヲ製造スルコト亦同シ

第四條 清涼飲料稅ハ第一種及第二種ノ清涼飲料ニ付テハ製造場外ニ移出セラレタル石數ニ應シ、第三種ノ清涼飲料ニ付テハ製造場外ニ移出セラレタル清涼飲料ニ使用セラレタル炭酸瓦斯ノ量ニ應シ清涼飲料製造者ヨリ之ヲ徵收ス

第五條 清涼飲料ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ之ヲ製造場外ニ移出セラレタルモノト看做ス

- 一 製造場内ニ於テ飲用セラレタルトキ
- 二 製造場内ニ現存スルモノ公賣セラレタルトキ
- 三 製造免許取消ノ場合ニ於テ製造場内ニ現存スルトキ

第六條 清涼飲料製造者ハ毎月其ノ製造場外ニ移出シタル清涼飲料ニ付第二條ノ區分毎ニ其ノ石數又ハ炭酸瓦斯使用量ヲ記載シタル申告書ヲ翌月十日迄ニ政府ニ提出スヘシ但シ前條第二號又ハ第三號ノ場合ニ於テハ直ニ之ヲ提出スヘシ

申告書ノ提出ナキトキ又ハ政府ニ於テ申告ヲ不相當ト認メタルトキハ政府ハ課稅標準額ヲ決定ス

第七條 清涼飲料稅ハ毎月分ヲ翌月末日迄ニ納付スヘシ但シ第五條第二號又ハ第三號ノ場合ニ於テハ直ニ之ヲ納付スヘシ

第八條 清涼飲料製造者カ外國ニ輸出スル目的ヲ以テ製造場外ニ移出スル清涼飲料ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ清涼飲料稅ヲ免除ス

前項ノ清涼飲料ニシテ製造場外ニ移出セラレタル後六月以内ニ外國ニ輸出セラレタルコトノ證明ナキモノニ付テハ直ニ其ノ清涼飲料稅ヲ徵收ス但シ天災其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ亡失シタルモノニ付政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九條 前條第一項ノ清涼飲料ハ之ヲ内地ニ於テ消費シ又ハ内地ニ於テ消費スル目的ヲ以テ讓渡オルコトヲ得ス但シ已ムコトヲ得サル事由ニ因リ政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ承認ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ清涼飲料稅ヲ納付スヘシ  
第十條 政府ハ清涼飲料稅ニ付必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ納稅ノ保證トシテ清涼飲料製造者ニ對シ擔保ヲ提供セシムルコトヲ得



第十一條 清涼飲料ノ製造者又ハ販賣者ハ清涼飲料ノ製造出入ニ關スル事實ヲ詳細明瞭ニ帳簿ニ記載スヘシ

清涼飲料ノ製造者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ清涼飲料ノ製造ニ關シ必要ナル事項ヲ政府ニ申告スヘシ

第十二條 收税官吏ハ清涼飲料ノ製造者又ハ販賣者ノ所持ニ係ル清涼飲料、其ノ製造出入ニ關スル一切ノ帳簿書類及清涼飲料ノ製造又ハ販賣上必要ナル建築物、器具、器械、原料其ノ他ノ物件ヲ検査シ又ハ監督上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第十三條 製造免許ヲ受ケスシテ清涼飲料ヲ製造シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處シ直ニ其ノ清涼飲料稅ヲ徵收ス

前項ノ清涼飲料並其ノ容器、器具及器械ハ之ヲ沒收ス

第十四條 清涼飲料ノ製造者第六條ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタルトキハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十五條 詐偽其ノ他不正ノ行爲ヲ以テ清涼飲料稅ヲ違脱シ又ハ違脱ヲ圖リタル者ハ其ノ清涼飲料稅五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其ノ清涼飲料稅ヲ徵收ス但シ罰金額カ二十圓ニ滿タサルトキハ之ヲ二十圓トス

第十六條 清涼飲料ノ製造者又ハ販賣者清涼飲料ノ製造出入ニ關スル帳簿書類若ハ原料ヲ隱匿シ又ハ帳簿ノ記載若ハ第十一條ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ若ハ詐リタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ料料ニ處ス

第十七條 收税官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ料料ニ處ス

第十八條 清涼飲料ノ製造者又ハ販賣人ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法ヲ犯シタルトキハ其ノ製造者又ハ販賣者ヲ處罰ス

第十九條 第十條ノ規定ニ依ル擔保ヲ提供セサル者、第十四條若ハ第十五條ノ規定ニ依リテ處罰若ハ處分セラレタル者又ハ三年以上引續キ清涼飲料ヲ製造セサル者ニ對シテハ政府ハ清涼飲料製造ノ免許ヲ取消スコトヲ得

第二十條 本法ヲ施行セサル地ニ於テ製造シタル清涼飲料ハ本法ト同一ノ稅率ヲ有スル法規ヲ其ノ地ニ於テ施行スル迄ハ之ヲ本法施行地ニ移入スルコトヲ得ス

前項ノ規定ニ違反シテ清涼飲料ヲ移入シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處シ直ニ其ノ石數ニ應シ第二條第二種ノ稅率ニ依リ算出シタル清涼飲料稅ヲ徵收ス  
前項ノ清涼飲料及其ノ容器ハ何人ノ所有ニ屬スルヲ問ハス之ヲ沒收ス



第二十一條 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用ヒス但シ第十七條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十二條 第十一條、第十二條、第十六條乃至第十八條及第二十一條ノ規定ハ販賣ノ目的ヲ以テ炭酸瓦斯ヲ製造スル者又ハ炭酸瓦斯ヲ販賣スル者ニ付之ヲ準用ス

第二十三條 自己又ハ其ノ家族ノ用ニ供スル清涼飲料ノミヲ製造スル者ニハ本法ヲ適用セス

附 則

本法ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前ヨリ引續キ清涼飲料ヲ製造スル者本法施行後一月以内ニ其ノ旨政府ニ申告スルトキハ本法施行ノ日ヨリ本法ニ依リ製造免許ヲ受ケタルモノト看做ス

附 則(一)

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際製造場以外ノ場所ニ於テ同一人ガ五石ヲ超ユル數量ノ第二種ノ清涼飲料ヲ所持スル場合ニ於テハ其ノ場所ヲ以テ製造場、其ノ所持者ヲ以テ製造者ト看做シ清涼飲料稅ヲ課ス此ノ場合ニ於テハ本法施行ノ日ニ之ヲ製造場外ニ移出シタルモノト看做シ五石ヲ超ユル數量ニ付一石ニ

付五圓ノ稅率ニ依リ算出シタル金額ヲ其ノ稅額トシ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ徵收ス  
前項ノ清涼飲料ノ所持者ハ其ノ所持スル清涼飲料ノ數量及貯藏ノ場所ヲ本法施行後一月以内ニ政府ニ申告スベシ

○清涼飲料稅法施行規則 (大正十五年三月三十一日勅令第三十三號)

改正沿革 昭和十五年三月三十一日勅令第四百十六號(一)

第一條 清涼飲料ヲ製造セムトスル者ハ製造場及製造スヘキ種類ヲ定メ其ノ住所及氏名又ハ名稱ヲ記載シタル免許申請書ヲ製造場所轄稅務署ニ提出スヘシ

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ稅務署長ハ清涼飲料製造ノ免許ヲ與ヘサルコトヲ得  
一 著シク交通不便ナル地ニ製造場ヲ設ケムトスルトキ

二 清涼飲料稅法第十九條ノ規定ニ依リ免許ヲ取消サレタル者其ノ他稅務署長ニ於テ免許ヲ與フルニ不適當ト認メタル者カ免許ヲ申請シタルトキ

第三條 清涼飲料ノ製造場ハ其ノ敷地ノ連續スルト否トヲ問ハス一製造場ト認ムヘキモノヲ謂フ  
第四條 清涼飲料製造ノ免許ヲ受ケタル者ハ其ノ製造場毎ニ地所建物ノ圖面、製造用器具器械ノ目錄及清涼飲料製造方法書ヲ調製シ事業着手前所轄稅務署ニ提出スヘシ



前項ノ圖面又ハ目錄ニ記載シタル事項ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度申告スヘシ製造方法ヲ變更シ又ハ製造者ノ住所、氏名若ハ名稱ニ異動ヲ生シタルトキ亦同シ

第五條 清涼飲料ノ製造者カ製造ニ著手セムトスルトキ、一月以上製造ヲ休止セムトスルトキ又ハ製造休止後更ニ製造ニ著手セムトスルトキハ其ノ時期ヲ定メ豫メ所轄稅務署ニ申告スヘシ其ノ申告シタル事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第六條 清涼飲料ノ製造者ハ毎年二月中ニ其ノ年三月一日ヨリ翌年二月末日迄ノ期間ニ於テ製造スル清涼飲料ニ付第一種及第二種ニ在リテハ製造見込石數、第三種ニ在リテハ炭酸瓦斯使用見込數量ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ

前項ノ見込石數又ハ見込數量ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度直ニ所轄稅務署ニ申告スヘシ  
第七條 清涼飲料ノ製造者死亡又ハ隱居シタルトキハ相續人ハ其ノ旨ヲ直ニ所轄稅務署ニ申告シ製造免許ノ承繼ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ヲ除クノ外清涼飲料ノ製造業ヲ承繼セムトスル者ハ製造者ト連署シタル製造免許承繼ノ申請書ヲ所轄稅務署ニ提出シ許可ヲ受クヘシ

第八條 清涼飲料ノ製造者製造場ヲ移轉セムトスルトキハ製造場ヲ定メテ移轉先ノ所轄稅務署ニ申請シ其ノ許可ヲ受クヘシ

第九條 清涼飲料ノ製造者製造ヲ廢止セムトスルトキハ免許取消申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

第十條 清涼飲料稅法第六條ノ規定ニ依ル申告書ハ所轄稅務署ニ之ヲ提出スヘシ

清涼飲料ノ製造者前項ノ申告書ヲ提出セス又ハ稅務署長其ノ申告ヲ不相當ト認メタルトキハ稅務署長ハ其ノ課稅標準額ヲ決定スヘシ

第十一條 外國ニ輸出スル清涼飲料ニ付清涼飲料稅ノ免除ヲ受ケムトスル者ハ製造場ヨリ之ヲ移出スル都度所轄稅務署ノ承認ヲ受クヘシ

第十二條 前條ノ清涼飲料ニ付輸出ノ證明ヲ爲サムトスルトキハ移出後六月以内ニ輸出免狀又ハ之ニ代ルヘキ書類ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ但シ所轄稅務署必要アリト認ムルトキハ外國ニ陸揚シタルコトヲ證スベキ書類ヲ提出セシムルコトヲ得(一)

第十三條 外國輸出ノ目的ヲ以テ製造場外ニ移出シタル清涼飲料ニシテ天災其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ亡失シタルトキハ製造者ハ其ノ事實ヲ製造場所轄稅務署ニ申告シテ其ノ承認ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テ亡失シタル場所カ前項稅務署ノ管轄外ナルトキハ最寄稅務署ニ亡失ノ事實ヲ申告シテ其ノ承認ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於テハ承認ヲ爲シタル稅務署ハ其ノ旨ヲ直ニ製造場所



轄稅務署ニ通知スヘシ

第十四條 清涼飲料稅法第九條第一項但書ノ規定ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケムトスル者ハ其ノ事由ヲ具シ製造場所轄稅務署ニ申請スヘシ

前項ノ場合ニ於テ清涼飲料カ前項稅務署ノ管轄外ニ在ルトキハ其ノ所在地所轄稅務署ニ之ヲ申請スヘシ但シ此ノ場合ニ於テハ其ノ所在地所轄稅務署ヨリ承認書ノ交付ヲ受ケ之ヲ製造場所轄稅務署ニ提出スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ承認書ノ交付ヲ爲シタル稅務署ハ其ノ旨ヲ直ニ製造場所轄稅務署ニ通知スヘシ

製造場所轄稅務署第一項ノ申請ニ因リ承認ヲ爲シ又ハ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ清涼飲料稅ヲ徵收スヘシ

第十五條 外國輸出ノ目的ヲ以テ製造場外ニ移出スル清涼飲料ニ付テハ稅務署長ハ清涼飲料ノ製造者ニ對シ清涼飲料稅額ニ相當スル擔保ヲ提供セシムルコトヲ得

第十六條 清涼飲料ノ製造者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ稅務署長ハ清涼飲料ノ製造者ニ對シ第六條ノ期間ニ於ケル清涼飲料製造見込石數又ハ炭酸瓦斯使用見込數量ニ對スル稅額ノ四分ノ一ニ相當スル金額ノ擔保ヲ提供セシムルコトヲ得

一 清涼飲料稅法ヲ犯シテ處罰又ハ處分セラレタルトキ

二 清涼飲料稅ニ付滯納處分ヲ受ケタルトキ

三 清涼飲料稅ノ違脫ヲ圖ルノ行爲アリト認ムルトキ

第十七條 擔保物ノ種類ハ金錢又ハ國債ニ限ル

金錢又ハ無記名國債證券ヲ擔保トシテ提供スルトキハ之ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

登録國債ヲ擔保トシテ提供スルトキハ擔保ノ登録ヲ受ケ其ノ登録濟通知書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ乙種國債登録簿ニ登録シタルモノニ在リテハ尙記名國債證券ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ提出スヘシ

擔保トシテ提供シタル國債ノ償却ヲ受タルニ至リタルトキハ稅務署長ハ擔保提供者ヲシテ直ニ之ニ代ルヘキ擔保ヲ提供セシムヘシ

第十八條 擔保物ヲ提供シタル者清涼飲料稅ヲ納付スヘキ場合ニ於テ之ヲ納付セサルトキハ擔保物ヲ以テ税金ニ充ツ

前項ノ場合ニ於テ擔保物國債ナルトキハ之ヲ公賣ニ付シ順次ニ公賣ノ費用及税金ニ充ツ  
前二項ノ場合ニ於テ不足アルトキハ之ヲ追徴シ殘金アルトキハ之ヲ還付ス



第十九條 清涼飲料ノ製造者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一 原料ノ種類及數量、他ヨリ引取リタル原料ニ在リテハ尙引取ノ日並其ノ引渡人ノ住所及氏名又ハ名稱

二 使用シタル原料ノ種類、數量及使用ノ日

三 製造シタル清涼飲料ノ種類、數量及製造ノ日

四 移出シタル清涼飲料ノ種類、數量、價額及移出ノ日並其ノ引取人ノ住所及氏名又ハ名稱

小賣ノ場合ニ於テハ前項第四號ノ引取人ノ住所及氏名又ハ名稱ノ記載ヲ要セス

第二十條 清涼飲料ノ販賣者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一 引取リタル清涼飲料ノ種類、數量、價額及引取ノ日並其ノ引渡人ノ住所及氏名又ハ名稱

二 販賣シタル清涼飲料ノ種類、數量、價額及販賣ノ日並其ノ買受人ノ住所及氏名又ハ名稱

小賣ノ場合ニ於テハ前項第二號ノ買受人ノ住所及氏名又ハ名稱ノ記載ヲ要セス

第二十一條 清涼飲料ノ製造者ハ左ニ掲クル場合ニ於テ收稅官吏カ必要ト認メテ承認ヲ受クヘキ

コトヲ命シタルトキハ其ノ承認ヲ受クヘシ

一 製造ニ著手セムトスルトキ

二 原料ヲ清涼飲料ノ製造以外ニ使用セムトスルトキ

三 製造場ト同一場所ニ於テ小賣販賣業ヲ兼營セムトスルトキ

四 前各號ノ外收稅官吏カ指定シタル事項ヲ爲サムトスルトキ

第二十二條 第一條、第五條、第七條乃至第九條、第十九條及第二十條ノ規定ハ販賣ノ目的ヲ以

テ炭酸瓦斯ヲ製造スル者又ハ炭酸瓦斯ヲ販賣スル者ニ付之ヲ準用ス但シ同規定中免許、免許取

消又ハ許可ノ申請ヲ要スル事ニ付テハ申告書ヲ提出スルヲ以テ足ル

第二十三條 收稅官吏ハ清涼飲料又ハ炭酸瓦斯ノ製造者又ハ販賣者ノ營業ニ關シ職務上知得タル

事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス

附 則

本令ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

清涼飲料稅法附則第二項ノ規定ニ依リ政府ニ申告セムトスル者ハ第一條ニ準シタル申告書ニ清涼

飲料稅法施行前ヨリ引續キ清涼飲料ヲ製造スルコトノ事實ヲ具シ第四條第一項ノ書類ヲ添へ所轄

稅務署ニ提出スヘシ

本令施行前ヨリ引續キ販賣ノ目的ヲ以テ炭酸瓦斯ヲ製造スル者又ハ炭酸瓦斯ヲ販賣スル者ハ本令

施行後一月以内ニ第一條ニ準シタル申告書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

大正十五年ニ限リ第六條ノ規定中二月中トアルハ四月中トス



附 則 (一)

本令ハ昭和十五年法律第三十六號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
昭和十五年法律第三十六號附則第二項ノ規定ニ依リ課スベキ清涼飲料税ハ其ノ税額百圓以下ナル  
トキハ昭和十五年五月三十一日限、税額百圓ヲ超ユルトキハ左ノ區分ニ依リ各月ニ等分シ其ノ月  
末日限之ヲ徴收ス

税額百圓ヲ超ユルトキ 昭和十五年五月及六月

税額千圓ヲ超ユルトキ 同年五月乃至七月

税額二千圓ヲ超ユルトキ 同年五月乃至八月

税額五千圓ヲ超ユルトキ 同年五月乃至九月

昭和十五年法律第三十六號附則第三項ノ規定ニ依ル申告ハ清涼飲料ノ所在地所轄稅務署ニ之ヲ爲  
スベシ

砂糖消費稅

○砂糖消費稅法 (明治三十四年三月三十日法律第十三號)

改正沿革

明治三十五年三月十二日法律第二十一號(1)

明治三十八年二月二十四日法律第二十六號(2)

明治四十一年二月二十二日法律第一號(3)

明治四十二年四月一日法律第二十號(4)

明治四十三年四月一日法律第三十三號(5)

明治四十四年四月一日法律第五十七號(6)

大正 五年四月十九日法律第三十八號(7)

昭和 二年三月二十九日法律第九號(8)

昭和 六年四月一日法律第四十八號(9)

昭和十五年三月二十九日法律第三十七號(10)



第一條 砂糖、糖蜜及糖水ニハ本法ニ依リ消費税ヲ課ス(10)

第二條 削除(10)

第三條 消費税ノ税率左ノ如シ(10)

一 砂糖

第一種 分蜜セサル砂糖

甲 樽入黒糖及樽入白下糖但シ黒糖及白下糖以外ノ砂糖ニ加工シテ製造シタルモノ竝ニ全部又ハ一部ノ新式機械ニ依リ製造シタルモノヲ除ク

百斤ニ付 三圓五十錢

乙 其ノ他ノモノ

百斤ニ付 五圓八十錢

第二種 其ノ他ノ砂糖但シ氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其ノ他類似ノモノヲ除ク

甲 蔗糖ノ重量全重量ノ百分ノ八十六ヲ超エサルモノ

百斤ニ付 六圓三十錢

乙 其ノ他ノモノ

百斤ニ付 十圓

第三種 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其ノ他類似ノモノ

百斤ニ付 十二圓五十錢

消費税ヲ課セラレタル第二種乙ノ砂糖ヲ以テ製造シタルモノニ在リテハ氷砂糖ハ百斤ニ付一圓五十錢其ノ他ノモノハ百斤ニ付二圓五十錢

二 糖蜜

第一種 氷砂糖ヲ製造スルトキニ生スル糖蜜

百斤ニ付 六圓五十錢

第二種 其ノ他ノ糖蜜

百斤ニ付 三圓五十錢

三 糖水

百斤ニ付 八圓四十錢

第四條 前條ノ消費税ハ製造場又ハ保稅地域ヨリ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ引取ルトキ之ヲ徵收ス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ消費税額ニ相當スル擔保ヲ提供スルトキハ三月以内消費税ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ政府ハ其ノ砂糖、糖蜜又ハ糖水ノ見本ヲ採取スルコトヲ得(7・10)

前項ニ依リ擔保ヲ提供シタル者期限内ニ税金ヲ納付セサルトキハ擔保ヲ以テ之ニ充ツ但シ金錢以外ノ擔保ハ之ヲ公賣ニ付シ消費税及公賣ノ費用ニ充テ不足金アルトキハ之ヲ追徵シ殘金アルトキハ之ヲ還付ス(7・10)



第五條 政府ノ承認ヲ受ケ外國輸出ノ目的ヲ以テ製造場又ハ保稅地域ヨリ引取ラルル砂糖、糖蜜  
又ハ糖水ニハ消費稅ヲ課セス。

前項ノ砂糖、糖蜜又ハ糖水ニ付必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ消費稅額ニ相當  
スル擔保ヲ提供セシムルコトヲ得(10)

第一項ノ砂糖、糖蜜又ハ糖水ニシテ引取後六月以内ニ外國ニ輸出セラレタルコトノ證明ナキモ  
ノニ付テハ直ニ其ノ消費稅ヲ徵收ス但シ天災其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ亡失シタルモ  
ノニシテ政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス(10)

前條第二項ノ規定ハ第二項ノ規定ニ依ル擔保ニ之ヲ準用ス。

第五條ノ二 前條第一項ノ砂糖、糖蜜又ハ糖水ハ之ヲ本法施行地ニ於テ消費シ又ハ本法施行地ニ  
於テ消費スル目的ヲ以テ讓渡スコトヲ得ス但シ政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラ  
ス(10)

前項ノ承認ヲ受ケタル砂糖、糖蜜又ハ糖水ニ付テハ直ニ其ノ消費稅ヲ徵收ス(10)

第六條 第四條第一項但書第五條、第十一條及第十二條ノ二ノ場合ヲ除クノ外消費稅納付前ニ於  
テハ製造場又ハ保稅地域ヨリ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ引取ルコトヲ得ス(7・10)

第七條 第四條第一項但書、第五條、第十一條及第十二條ノ二ノ場合ヲ除クノ外砂糖、糖蜜又ハ  
糖水ヲ製造スル者ハ消費稅納付前ニ於テ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ他ニ引渡シ又ハ政府ノ承認ヲ受  
ケシテ之ヲ製造場外ニ移出スルコトヲ得ス(7・10)

命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ消費稅納付前砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ製造場外ニ移出シ  
タル場合ニ於テハ移出先ヲ以テ製造場ト看做シ移出先ノ營業人ヲ以テ製造者ト看做ス(5・7)

前項ニ依リ移出シタル砂糖、糖蜜又ハ糖水ニシテ其ノ移出先ニ移入セラレサルトキハ移入者ヨ  
リ直ニ其ノ消費稅ヲ徵收ス但シ天災其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ亡失シタルモノニシテ  
政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス(7)

第八條 砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ製造セムトスル者ハ政府ニ申告スヘシ其ノ製造ヲ廢止セムトスル  
トキ亦同シ

第九條ノ二 砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ製造スル者ハ同一ノ場所ニ於テ砂糖、糖蜜若ハ糖水ノ販賣業  
又ハ砂糖、糖蜜若ハ糖水ヲ原料トスル砂糖、糖蜜若ハ糖水以外ノ物品ノ製造業ヲ兼營スルコト  
ヲ得ス但シ政府ノ認許ヲ得砂糖、糖蜜又ハ糖水ノ製造場ト販賣場又ハ砂糖、糖蜜若ハ糖水ヲ原  
料トスル砂糖、糖蜜若ハ糖水以外ノ物品ノ製造場トヲ區別シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス(5)

第十條 砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ製造スル者、之ヲ販賣スル者又ハ第八條ノ二但書ノ場合ニ於ケル  
物品ノ製造者ハ帳簿ヲ備ヘ砂糖、糖蜜又ハ糖水ノ製造、出入ヲ詳細明瞭ニ記載スヘシ(7)



前項ニ規定スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ製造又ハ販賣ニ關スル事項ヲ政府ニ申告スヘシ(10)

第十條 收税官吏ハ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ製造スル者、之ヲ販賣スル者又ハ第八條ノ二但書ノ場合ニ於ケル物品ノ製造者ニ對シ質問ヲ爲シ又ハ其ノ所持ニ係ル砂糖、糖蜜、糖水、其ノ製造、出入ニ關スル帳簿書類及其ノ製造又ハ販賣上必要ナル建築物、器械、材料其ノ他ノ物件ヲ検査シ又ハ監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得(7・10)

第十一條 政府ノ承認ヲ受ケ製造場又ハ保税地域ヨリ引取ラルル砂糖、糖蜜又ハ糖水ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ消費稅ヲ免除ス(10)

一 砂糖、糖蜜又ハ糖水ノ製造ノ用ニ供スルモノ

二 アルコールノ製造ノ用ニ供スルモノ

三 煉乳又ハ外國ニ輸出スル菓子、糖果其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ノ製造ノ用ニ供スル砂糖  
前項ノ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ引取ルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ消費稅額ニ相當スル擔保ヲ提供セシムルコトヲ得(10)

第一項ノ砂糖、糖蜜又ハ糖水ニシテ引取後六月以内ニ其ノ用途ニ供セラレタルコトノ證明ナキモノニ付テハ直ニ其ノ消費稅ヲ徵收ス但シ天災其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ亡失シタルモノニシテ政府ノ承認ヲ受ケタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス(10)

第一項第三號ノ規定ノ適用ヲ受ケテ引取タル砂糖ヲ使用シテ菓子、糖果其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ヲ製造シタル者カ之ヲ政府ノ指定シタル期間内ニ外國ニ輸出シタルコトヲ證明セサル場合ニ於テハ製造者ヨリ直ニ其ノ消費稅ヲ徵收ス前項但書規定ハ此ノ場合ニ付之ヲ準用ス(10)

第四條第二項ノ規定ハ第二項ノ擔保ニ付之ヲ準用ス(10)

第十一條ノ二 政府ノ承認ヲ受ケ飲食スヘカラサル處置ヲ施シ製造場又ハ保税地域ヨリ引取ラルル糖蜜ニハ消費稅ヲ課セス(7・10)

第十一條ノ三 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ之ヲ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ製造スルモノト看做ス(10)

一 砂糖ニ加工シテ其ノ種別ヲ上昇スルトキ

二 砂糖、糖蜜又ハ糖水ニ砂糖、糖蜜、糖水及水以外ノ物品ヲ混和シテ其ノ數量ヲ増加スルトキ

第十二條 命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ消費稅ヲ課セラレタル砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ原料トシテ製造シタル砂糖(第三種ノ砂糖ヲ除ク)、糖蜜又ハ糖水ニ付テハ之ヲ製造場ヨリ引取ルモ消費稅ノ徵收ヲ爲サス(10)

第十二條ノ二 消費稅ヲ課セラレタル砂糖ヲ原料トシテ煉乳ヲ製造シタル者又ハ消費稅ヲ課セラ



レタル砂糖ヲ原料トシテ製造シタル菓子、糖果其他命令ヲ以テ定ムル物品ヲ外國ニ輸出シタル者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ原料トシテ使用シタル砂糖ニ付課セラレタル消費税額ニ相當スル金額以下ノ交付金ヲ交付スルコトヲ得(10)。

第十二條ノ三 第九條及第十條ノ規定ハ第十一條第一項第三號ノ規定ノ適用ヲ受ケテ引取リタル砂糖ヲ原料トスル煉乳又ハ菓子、糖果其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ノ製造者及前條ノ規定ニ依リ消費税額ニ相當スル金額ノ交付ヲ受クル煉乳ノ製造者ニ付之ヲ準用ス(10)。

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ消費税五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其ノ消費税ヲ徴收ス但シ罰金額カ二十圓ニ滿タサルトキハ之ヲ二十圓トス(10)。

一 政府ニ申告セシテ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ製造シタル者

二 第五條ノ二第一項ノ規定ニ違反シテ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ消費シ又ハ消費ノ目的ヲ以テ讓渡シタル者

三 第六條又ハ第七條第二項ノ規定ニ違反シテ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ引取り又ハ引渡シ若ハ移出シタル者

四 前各號ノ外詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ依リ消費税ヲ遁脱シ又ハ遁脱セムトシタル者

第十四條 詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ依リ第十二條ノ二ノ交付金ノ交付ヲ受ケ又ハ受ケムトシタル者ハ其ノ金額ノ五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ罰金額カ二十圓ニ滿タサルトキハ之ヲ二十圓トス(10)。

第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス(10)。

一 第八條ノ二ノ規定ニ違反シテ販賣業又ハ製造業ヲ兼營シタル者

二 第九條第一項(第十二條ノ三ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル帳簿ノ記載ヲ怠リ若ハ詐リ又ハ帳簿ヲ隠匿シタル者

三 第九條第二項(第十二條ノ三ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者

四 第十條(第十二條ノ三ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル收税官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シタル者

第十六條 第十三條又ハ第十四條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セ

ス(10)。

第十七條 砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ製造スル者、之ヲ販賣スル者、第八條ノ二但書ノ場合ニ於ケル物品ノ製造者、第十一條第一項第三號ノ規定ノ適用ヲ受ケテ引取リタル砂糖ヲ原料トスル煉乳



若ハ菓子、糖果其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ノ製造者又ハ第十二條ノ二ノ規定ニ依リ交付金ノ交付ヲ受クル者ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法ヲ犯シタルトキハ製造者、販賣者又ハ交付金ノ交付ヲ受クル者ヲ處罰ス(6・10)

第十七條ノ二 本法ニ於テ保稅地域トハ關稅法ニ定ムル保稅地域ヲ謂フ(10)

第十七條ノ三 關稅定率法第七條第十七號ノ規定ハ第十一條第一項第三號ノ規定ノ適用ヲ受ケテ引取リタル砂糖ヲ原料トシテ製造シ又ハ第十二條ノ二ノ規定ニ依リ交付金ヲ交付セラレタル菓子、糖果其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ニ對シテハ之ヲ適用セス(10)

附 則

第十八條 本法ハ明治三十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十九條 本法施行前ヨリ引續キ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ製造スル者ハ本法施行後一箇月以内ニ其ノ旨ヲ政府ニ申告スヘシ

前項ニ違反シタル者ニハ第十三條ヲ適用ス

附 則(1)

本法施行前ニ於テ消費稅ヲ課セラレタル砂糖又ハ糖蜜ヲ本法施行後ニ於テ砂糖、糖水又ハ酒精製造ノ原料トシテ使用スルトキハ仍從前ノ規定ニ依ル

附 則(3)

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
非常特別稅法中砂糖消費稅ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス

附 則(5)

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(6)

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(7)

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(8)

本法ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
左ニ掲クル砂糖、糖蜜又ハ糖水ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

一 本法施行前消費稅ヲ課スヘカリシモノ

二 本法施行前製造場若ハ保稅地域ヨリ引取リ又ハ製造場外ニ移出シタルモノニシテ砂糖消費稅法第五條第三項、第七條第三項又ハ第十一條ノ一第三項ノ規定ニ依リ消費稅ヲ徵收スヘ



キモノ  
 三 本法施行前消費税ノ徵收ヲ猶豫シタルモノ  
 附 則(9)

本法ハ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス  
 左ニ掲タル砂糖、糖蜜又ハ糖水ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

- 一 本法施行前消費税ヲ課スヘカリシモノ
- 二 本法施行前製造場若ハ保税地域ヨリ引取り又ハ製造場外ニ移出シタルモノニシテ第五條第三項、第七條第三項又ハ第十一條ノ一第三項ノ規定ニ依リ消費税ヲ徵收スヘキモノ
- 三 本法施行前消費税ノ徵收ヲ猶豫シタルモノ

附 則(10)

第一條 本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十二條ノ二ノ規定ハ昭和十五年四月三十日以前ノ輸出ニ係ル菓子、糖果其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ニ付テハ之ヲ適用セズ  
 本法施行前消費税ヲ課シ又ハ課スベカリシ砂糖、糖蜜又ハ糖水ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル  
 第二條 煉乳原料砂糖戻税法及輸出菓子糖果原料砂糖戻税法ハ之ヲ廢止ス  
 昭和十五年三月三十一日以前ニ煉乳製造ノ原料ニ使用シタル砂糖又ハ昭和十五年四月三十日以

前ノ輸出ニ係ル菓子及糖果ニ付テハ仍舊法ニ依ル

第三條 本法施行ノ際製造場又ハ保税地域以外ノ場所ニ於テ同一人ガ各種類ヲ通シ合計一萬斤以上ノ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ所持スル場合ニ於テハ其ノ者ニ於テ本法施行ノ日ニ之ヲ製造場ヨリ引取りタルモノト看做シ砂糖消費税ヲ課ス此ノ場合ニ於テハ第三條ノ改正税率ニ依リ算出シタル金額ト支那事變特別税法第九條ニ規定スル税率ニ依リ算出シタル金額トノ差額ヲ以テ其ノ税額トシ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ徵收ス  
 前項ノ砂糖、糖蜜又ハ糖水ノ所持者ハ其ノ所持スル砂糖、糖蜜又ハ糖水ノ種別、數量及貯藏ノ場所ヲ本法施行後一月以内ニ政府ニ申告スベシ

○砂糖消費税法施行規則 (明治三十四年八月二十四日勅令第百六十九號)

- 改正沿革
- 明治三十五年三月二十六日勅令第五十一號(1)
  - 同 三十五年十一月一日勅令第百五十二號(2)
  - 同 三十七年四月九日勅令第百八號(3)
  - 同 三十八年五月二十二日勅令第百七十號(4)
  - 同 四十三年二月九日勅令第百八號(5)



- 同 四十三年五月 十日勅令第二百二十四號(6)
- 大正 三年三月十九日勅令第三十四號(7)
- 同 五年四月十九日勅令第一百五號(8)
- 同 九年十二月二十八日勅令第五百八十四號(9)
- 同 十一年三月三十一日勅令第七十三號(10)
- 同 十二年六月二十七日勅令第三百二十號(11)
- 昭和 十二年三月三十一日勅令第六十二號(12)
- 昭和 十五年三月三十一日勅令第四百四十七號(13)

第一條 砂糖、糖蜜、糖水ヲ製造セムトスル者ハ製造場及製造スヘキ種類ヲ定メ其ノ住所、氏名又ハ名稱ヲ記シ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第二條 製造場ハ敷地ノ連續スルト否トヲ問ハス總テ一製造場ト認ムヘキモノヲ謂フ

第三條 所轄稅務署ニ於テ必要ト認メ砂糖製造場ノ圖面又ハ製造用器具、器械ノ目錄ヲ提出スヘキコトヲ命シタルトキハ砂糖、糖蜜、糖水ノ製造者ハ之ヲ提出スルコトヲ要ス

第四條 砂糖、糖蜜、糖水製造者ハ製造着手ノ時期ヲ定メ豫メ所轄稅務署ニ申告スヘシ製造休止後更ニ著手セムトスル時亦同シ

第五條 第一條及第四條ニ依リ申告シタル事項又ハ第三條ニ依リ提出シタル圖面若ハ目錄ニ記載シタル事項ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度所轄稅務署ニ申告スヘシ

第六條 砂糖、糖蜜、糖水製造者其ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ旨所轄稅務署ニ申告スヘシ

第六條ノ二 砂糖、糖蜜、糖水ノ製造者製造場ヲ移轉セムトスルトキハ移轉ノ事實ヲ具シ第一條及前條ノ規定ニ準スル申告ヲ爲スヘシ(13)

第七條 收稅官吏ハ隨時砂糖、糖蜜、糖水ノ製造場ニ就キ砂糖、糖蜜、糖水其ノ原料品、製造用器具、器械又ハ帳簿、書類ヲ検査スヘシ

第八條 收稅官吏ハ監督上必要ト認ムルトキハ砂糖、糖蜜、糖水製造者ノ貯藏ニ係ル砂糖、糖蜜、糖水、其ノ貯藏場又ハ其ノ製造用器具、器械ニ封印ヲ施スコトヲ得

第九條 砂糖消費稅法第七條第二項ニ依リ砂糖、糖蜜、糖水ヲ製造場外ニ移出セムトスル者ハ砂糖消費稅法第三條ノ種別、斤數、移出ノ日、移出先、移入者及移出先到達豫定日ヲ定メ所轄稅務署ニ申告スヘシ(7・8)

前項ノ申告アリタルトキハ取締上支障ナシト認ムル場合ニ限り移出ノ承認ヲ爲スヘシ

前項ノ承認ヲ爲シタル場合ニ於テ收稅官吏必要ト認ムルトキハ砂糖、糖蜜、糖水ニ封印ヲ施シ



又ハ之ヲ搬送スルコトヲ得

第九條ノ二 内地移入糖ハ砂糖消費税法第七條第二項ニ依リ大蔵大臣ノ指定シタル移入場ニ移入スヘシ

第九條ノ三 移入場ノ指定ハ移入場主ノ申請ニ因リ之ヲ爲ス

前項ノ指定ヲ受ケムトスル者ハ倉庫ノ所在地、名稱、所有者ノ住所氏名又ハ名稱其ノ他必要ナル事項ヲ記載シタル申請書ニ土地、建物ノ詳細ナル圖面ヲ添付シ大蔵大臣ニ提出スヘシ

大蔵大臣ハ必要アリト認ムルトキハ移入場主ニ對シ内地移入糖ノ藏置ニ關シ條件ヲ指定シ又ハ收税官吏ノ職務執行ニ關シ相當ナル設備ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ條件ニ從ハス又ハ設備ヲ爲ササルトキハ移入場ノ指定ヲ取消シ又ハ内地移入糖ノ移入ヲ停止スルコトヲ得

第九條ノ四 内地移入糖ヲ積載シタル船舶移入地ニ到達シタルトキハ船長ハ到達ノ時ヨリ二十四時間内ニ其ノ旨移入地所轄稅務署ニ申告シ且當該官廳ノ證明シタル積載明細書ヲ提出スヘシ

第九條ノ五 移入地ニ到達シタル内地移入糖ハ收税官吏ノ指揮ニ從ヒ積卸ヲ爲シ移入場ニ庫入スヘシ

第九條ノ六 移入場庫入前内地移入糖ニ付砂糖消費税法第十一條第一項ニ依ル原料引取ノ申告ヲ爲シ移入地所轄稅務署ノ承認ヲ受ケタルトキハ移入場ニ庫入ヲ爲サスシテ直ニ之ヲ同項各號ニ規定スル物品ノ製造場ニ引取ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ移入場ニ庫入アリタルモノト看做シ引取ノ承認ヲ爲シタルトキヲ以テ移入場ヨリ引取リタルモノト看做ス

第九條ノ七 内地移入糖ノ移入者ハ當該官廳ノ下付シタル移出承認書ノ回付ヲ受ケ置キ内地移入糖ヲ移入シタルトキ直ニ之ヲ所轄稅務署ニ提出シ移入ノ證明ヲ受クヘシ

第九條ノ八 内地移入糖ヲ積載シタル後移入者ニ於テ其ノ移入地ヲ變更セムトスルトキハ其ノ旨新移入地所轄稅務署ニ申告シ其ノ承認ヲ受クヘシ

第九條ノ九 内地移入糖ヲ積載シタル後移入地到達前ニ於テ内地移入糖ノ積換ヲ爲サムトスルトキハ船長ハ其ノ旨最寄稅務署ニ申告シ當該官廳ノ證明シタル積載明細書ヲ提出シ其ノ承認ヲ受クヘシ

前項ニ依リ積換ヲ爲シタルトキハ船長ハ前項積載明細書ニ準シ更ニ積載明細書ヲ作成シ當該稅務署ニ提出シテ其ノ證明ヲ受クヘシ

第九條ノ十 船積シタル内地移入糖天災其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ亡失シタルトキハ船長ハ直ニ亡失ノ事實アリタル後最初ニ到達シタル地ノ所轄稅務署ニ其ノ事實ヲ申告シ證明書ノ



下付ヲ受クヘシ(7・8・13)

前項ノ證明書又ハ當該官廳ノ下付シタル亡失證明書ハ第九條ノ四ノ規定ニ依ル積載明細書ノ提出ト同時ニ移入地所轄稅務署ニ之ヲ提出シ其ノ承認ヲ受クヘシ(7・8)

第九條ノ十一 移入場ニ於ケル内地移入糖ノ藏置ニ關シテハ收稅官吏ノ指揮ニ從フヘシ(7)

第九條ノ十二 所轄稅務署ニ於テ必要アリト認ムルトキハ移入場ニ於ケル藏置期間ヲ指定スルコトヲ得(7)

第十條 製造場又ハ保稅地域ヨリ砂糖、糖蜜、糖水ヲ引取ラムトスル者ハ引取ノ目的及砂糖消費

稅法第三條ノ種別、斤數ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ(7)

第十一條 砂糖消費稅法第四條第一項但書、同法第五條第一項、同法第十一條第一項又ハ同法第十

一條ノ二ノ適用ヲ受ケムトスル者ハ前條ノ申告ト同時ニ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スヘシ(1・8)

砂糖消費稅法第五條第一項又ハ同法第十一條第一項ノ適用ヲ受ケムトスル者ハ前項申請ノ際引

取ノ時期並輸出先又ハ製造スヘキモノノ種類、製造ノ場所及時期ヲ申告スヘシ(7)

砂糖消費稅法第五條第一項又ハ同法第十一條第一項ニ依リ引取リタル砂糖、糖蜜、糖水ニ付テ

ハ第九條第三項ヲ準用ス(13)

砂糖消費稅法第十二條ノ適用ヲ受ケムトスル者ハ前條ノ申告ト同時ニ引取ラムトスル砂糖、糖

蜜、糖水ニ付第十八條ノ四第三項ニ依リ承認ヲ受ケタル砂糖、糖蜜、糖水ヲ原料トシテ製造シタルモノナルコトヲ併セ申告スヘシ(13)

第十一條ノ二 砂糖消費稅法第十一條第一項ニ依リ原料引取ノ承認ヲ請フ者アル場合ニ於テ所轄

稅務署ニ於テ必要ト認ムルトキハ毎回ノ取引斤數ヲ制限スルコトヲ得(7・13)

第十一條ノ三 砂糖消費稅法第十一條ノ二ノ適用ヲ受ケムトスル者糖蜜ニ飲食スヘカラサル處置

ヲ施サムトスルトキハ其ノ方法ヲ定メ所轄稅務署ノ承認ヲ受クヘシ(8)

第十一條ノ四 砂糖消費稅法第十二條ノ適用ヲ受ケムトスル者ハ豫メ原料トシテ使用スル砂糖、

糖蜜、糖水ノ種類及種別並ニ製造スヘキ砂糖、糖蜜、糖水ノ種類、種別及製造方法ヲ定メ所轄

稅務署ノ承認ヲ受クヘシ(8・13)

前項ノ場合ニ於テ所轄稅務署ハ原料トシテ使用スル砂糖、糖蜜ノ種別ヲ制限スルコトヲ得(8・13)

砂糖消費稅法第十二條ノ規定ハ同法第十一條ノ三ノ場合ニ之ヲ適用セス(13)

第十一條ノ五 砂糖消費稅法第五條第一項、同法第七條第二項又ハ同法第十一條第一項ニ依リ製

造場又ハ保稅地域ヨリ引取リ又ハ移出シタル砂糖、糖蜜、糖水ニシテ天災其ノ他已ムコトヲ得

サル事由ニ因リ亡失シタルトキハ引取人又ハ移入者ハ其ノ事實ヲ引取ノ場所又ハ移入地ヲ管轄

スル稅務署ニ申告シテ其ノ承認ヲ受クヘシ(13)



前項ノ場合ニ於テ亡失シタル場所カ前項稅務署ノ管轄外ナルトキハ最寄稅務署ニ亡失ノ事實ヲ  
申告シテ證明書ノ下付ヲ受ケ前項申告ノ際之ヲ提出スヘシ

前二項ノ規定ハ第九條ノ十ノ場合ニ之ヲ適用セス(8)  
第十一條ノ六 砂糖消費稅法第五條ノ二第一項但書ニ依リ承認ヲ受ケムトスル者ハ事由ヲ具シ第  
十條ノ稅務署ニ申請スヘシ(13)

前項ノ場合ニ於テ砂糖、糖蜜、糖水カ前項ノ稅務署ノ管轄外ニ在ルトキハ前項ノ申請ハ其ノ所  
在地所轄稅務署ニ之ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テハ其ノ所在地所轄稅務署ヨリ承認書ノ交付ヲ受  
ケ之ヲ前項ノ稅務署ニ提出スルコトヲ要ス(13)

第十二條 第十條ノ申告アリタルトキハ所轄稅務署ハ砂糖消費稅法第三條ノ種別及斤數ヲ査定シ  
其ノ直ニ消費稅ヲ徵收スヘキモノハ其ノ徵收ノ手續ヲ爲シ其ノ擔保ノ提供ヲ要スルモノハ提供  
スヘキ擔保額ヲ指定スヘシ但シ豫メ納稅擔保ヲ提供シタルモノニ付テハ其ノ都度擔保額ノ指定  
ヲ要セス(1・5)

第十三條 收稅官吏ハ日本銀行ノ本店、支店又ハ代理店ノ所在地外ニ限リ自ラ消費稅金ノ領收ヲ  
取扱フコトヲ得(10)  
納稅義務者ハ日本銀行ノ本店、支店又ハ代理店ノ所在地外ニ在ル製造場ヨリ千斤未滿ノ第一種

ノ砂糖ヲ引取ル場合ニ限リ收入印紙ヲ以テ砂糖消費稅ヲ納ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ砂糖  
消費稅査定書ニ收入印紙ヲ貼用シテ之ニ消印スヘシ(3・10・13)

東京府管下、鹿兒島縣管下ノ島嶼及沖繩縣ニ於テハ前項斤數ノ制限ニ依ラサルコトヲ得(4)

第十四條 收稅官吏ハ口頭ヲ以テ納稅告知ヲ爲スコトヲ得

第十五條 擔保物ノ種類ハ左ニ掲クルモノニ限ル(1・5・9)

一 金錢

二 國債

三 工場財團

第十五條ノ二 擔保物ノ價格ハ特別ノ規定アルモノヲ除クノ外稅務署長ノ定ムル所ニ依ル(5)

第十五條ノ三 擔保トシテ金錢、無記名國債證券ヲ提供セムトスル者ハ之ヲ供託シ其ノ供託受領  
證ヲ提出スヘシ(5・9)

擔保トシテ登錄國債ヲ提供セムトスルトキハ擔保ノ登録ヲ受ケ其ノ登録濟通知書ヲ提出スヘシ  
乙種國債登錄簿ニ登録シタルモノニ在リテハ尙記名國債證券ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ提出ス  
可シ(9)

擔保トシテ工場財團ヲ提供シタル者アルトキハ稅務署長ハ抵當權ノ登記ヲ屬託スヘシ(9・10)



第十六條 稅務署長ニ於テ擔保物ノ價格減少シタリト認ムルトキハ增擔保ヲ提供セシムルコトヲ得(5)

擔保トシテ提供シタル國債ノ償却ヲ受クルニ至リタルトキハ所轄稅務署ハ擔保提供者ヲシテ直ニ之ニ代ルヘキ擔保ヲ提供セシムヘシ(9)

前二項ニ依リ擔保ノ提供ヲ命セラレタル者之ヲ提供セサルトキハ所轄稅務署ハ直ニ消費稅ヲ徵收ス

第十七條 砂糖、糖蜜、糖水ノ製造者又ハ稅關砂糖、糖蜜、糖水ノ引渡ヲ爲ストキハ引取者ヲシテ消費稅納付濟、擔保提供濟又ハ無擔保引取承認濟ナルコトヲ證明セシムルコトヲ要ス(1・7)

第十八條 砂糖消費稅法第五條第一項ノ適用ヲ受ケテ引取リタル砂糖、糖蜜、糖水ニ付輸出ノ證明ヲ爲サルトスルトキハ引取後六月以内ニ輸出免狀又ハ之ニ代ルヘキ左ノ書類ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ(8・13)

前項ノ場合ニ於テ所轄稅務署必要アリト認ムルトキハ外國ニ陸揚シタルコトヲ證スヘキ書類ヲ提出セシムルコトヲ得(13)

第十八條ノ二 外國ニ輸出スル果實蜜及之ニ類スルモノノ製造ノ用ニ供スル砂糖ニ付テハ砂糖消費稅法第十一條第一項第三號ニ依リ消費稅ヲ免除ス(1・8・11・13)

第十八條ノ三 砂糖消費稅法第十一條第一項第三號ノ適用ヲ受ケテ引取リタル砂糖ヲ原料トシテ煉乳又ハ菓子、糖果若ハ果實蜜及之ニ類スルモノヲ製造セムトスルトキハ豫メ製造場ヲ定メ所轄稅務署ノ承認ヲ受クヘシ(13)

前項ノ承認ヲ受ケムトスル者ハ製造スヘキ物品ノ種類及製造方法、使用スヘキ砂糖ノ種別並ニ製造者ノ住所及氏名又ハ名稱ヲ記載シタル申請書ヲ製造場所轄稅務署ニ提出スヘシ(13)

第一項ノ承認ヲ與フル場合ニ於テ所轄稅務署必要アリト認ムルトキハ製造、貯藏又ハ製品ノ容器ニ關シ條件ヲ指定スルコトヲ得(13)

第十八條ノ四 砂糖消費稅法第十一條第一項ノ適用ヲ受ケテ引取リタル砂糖、糖蜜、糖水ヲ使用シテ同項各號ニ規定スル物品ヲ製造セムトスルトキハ其ノ使用ノ都度所轄稅務署ノ承認ヲ受クヘシ(13)

前項ノ承認ハ毎回五百斤以上ノ場合ニ限り之ヲ與フルモノトス(13)

第一項ノ規定ハ消費稅ヲ課セラレタル第二種乙ノ砂糖ヲ使用シテ第三種ノ砂糖ヲ製造シ又ハ消費稅ヲ課セラレタル砂糖、糖蜜、糖水ヲ使用シテ砂糖消費稅法第十二條ノ適用ヲ受クル砂糖、糖蜜、糖水ヲ製造セムトスル場合ニ付之ヲ準用ス(13)

前項ノ場合ニ於テハ原料トシテ使用スル砂糖、糖蜜、糖水ニ付消費稅納付濟又ハ擔保提供濟ナ



ルコトヲ證スヘキ書類ヲ提出スヘシ但シ所轄稅務署ニ於テ必要ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス(13)

第十八條ノ五 砂糖消費稅法第十一條第一項ノ適用ヲ受ケテ引取リタル砂糖、糖蜜、糖水ハ他ノ砂糖、糖蜜、糖水ト區別シテ藏置スヘシ(13)

第十八條ノ六 第十八條ノ四第一項又ハ第三項ノ場合ニ於テ製造ヲ終リタルトキハ所轄稅務署ニ申告シ検査ヲ受クヘシ(13)

第十八條ノ七 砂糖消費稅法第十一條第一項ノ適用ヲ受ケテ引取リタル砂糖、糖蜜、糖水ヲ原料トシテ同項各號ニ規定スル物品ヲ製造シタル場所ニ於テ砂糖、糖蜜、糖水ヲ引取リタル場所ヲ管轄スル稅務署ト其ノ製品ノ製造場ヲ管轄スル稅務署ト異ナルトキハ其ノ製造場所轄稅務署ノ製造證明書ヲ砂糖、糖蜜、糖水ヲ引取リタル場所ヲ管轄スル稅務署ニ提出スヘシ但シアルコル專賣法ノ適用ヲ受クルアルコルヲ製造シタル場合ニ於テハ製造場所轄專賣官署ノ製造證明書ヲ、保稅工場ニ於テ製造シタル場合ニ於テハ保稅工場所轄稅關ノ製造證明書ヲ提出スヘシ(13)

第十八條ノ八 砂糖消費稅法第十一條第三號ノ適用ヲ受ケテ引取リタル砂糖ヲ原料トシテ製造シタル菓子、糖果又ハ果實蜜及之ニ類スルモノヲ輸出セムトスルトキハ其ノ種類、品名、

數量、製造年月月、輸出先及使用シタル砂糖ノ種別、數量其ノ他必要ナル事項ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ(13)

第十八條ノ九 砂糖消費稅法第十一條第四項ノ期間ハ稅務署長之ヲ指定ス(13)

第十八條ノ十 第十一條ノ五第一項及第二項並ニ第十八條ノ規定ハ砂糖消費稅法第十一條第一項第三號ノ適用ヲ受ケテ引取リタル砂糖ヲ原料トシテ製造シタル菓子、糖果又ハ果實蜜及之ニ類スルモノニ付之ヲ準用ス(13)

第十九條 砂糖消費稅法第四條第二項、第五條第四項及第十一條第五項ニ依リ擔保物ヲ公賣ニ付スヘキトキハ之ヲ公告シ公告ノ初日ヨリ少クトモ三日ヲ經過シタル後之ヲ公賣スヘシ(1.13)

第二十條 前項ノ公告ニハ擔保提供者ノ住所、氏名又ハ名稱、公賣財產ノ種類、金額、公賣ノ場所及時其ノ他必要ノ事項ヲ記載スヘシ(5)

第二十一條 公賣決行前ニ消費稅及費用ヲ完納シタルトキハ公賣ヲ中止スヘシ

第二十二條 砂糖消費稅法第四條第二項但書、第五條第四項及第十一條第五項ニ依リ擔保提供者ニ還付スヘキ殘金アルトキハ之ヲ供託スルコトヲ得(1.5.8.13)

第二十三條 砂糖消費稅法第十二條ノ二ニ依ル交付金ハ左ノ各號ニ掲クル金額トス(13)

一 煉乳



原料トシテ使用シタル砂糖ノ消費稅額ニ相當スル金額

二 外國ニ輸出シタル菓子、糖果又ハ果實蜜及之ニ類スルモノ

甲 砂糖製造場ヨリ直接引取りタル砂糖ヲ原料トシテ保稅工場ニ於テ製造シタルモノ

原料トシテ使用シタル砂糖ノ消費稅額ニ相當スル金額

乙 其ノ他ノモノ

菓子、糖果又ハ果實蜜及之ニ類スルモノノ中ニ含有スル蔗糖百斤ニ付 十圓

第二十三條ノ二 第十八條ノ三、第十八條ノ四及第十八條ノ六ノ規定ハ砂糖消費稅法第十二條ノ

二ニ依リ交付金ノ交付ヲ受クル煉乳ヲ製造スル場合ニ付之ヲ準用ス(13)

第二十三條ノ三 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ砂糖消費稅法第十二條ノ二ニ依ル交付金

ヲ交付セス(13)

一 煉乳ノ製造後又ハ菓子、糖果若ハ果實蜜及之ニ類スルモノノ輸出後一年以内ニ交付金ノ交

付ヲ申請セサルトキ

二 菓子、糖果又ハ果實蜜及之ニ類スルモノノ一回ノ輸出數量カ三百斤ニ滿タサルトキ

第二十三條ノ四 砂糖消費稅法第十二條ノ二ニ依リ煉乳製造ノ原料ニ使用シタル砂糖ニ付交付金

ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ原料砂糖ノ種別、數量、使用年月日並ニ製造シタル煉乳ノ種別、數

量、製造年月日及製造場所ヲ記載シタル申請書ニ原料砂糖ニ對スル消費稅納付濟證明書又ハ擔

保提供濟證明書ヲ添附シ所轄稅務署ニ提出スヘシ(13)

第二十四條 第二十三條第二號乙ニ依ル交付金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ輸出ノ際關稅法施行規

則第三十四條第一項ニ依ル申告ノ外菓子、糖果又ハ果實蜜及之ニ類スルモノノ種別、每種類ノ

數量、使用原料ノ種別、製造者ノ氏名又ハ名稱及製造ノ場所ヲ稅關ニ申告シ蔗糖ノ含有量ニ付

檢定ヲ受クヘシ(13)

第二十五條 砂糖消費稅法第十三條ノ二ニ依リ外國ニ輸出シタル菓子、糖果又ハ果實蜜及之ニ類

スルモノニ付交付金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ申請書ニ左ノ書類ヲ添附シテ輸出港稅關ニ提出

スヘシ(13)

一 第二十三條第二號甲ニ規定スルモノニ在リテハ輸出免狀又ハ之ニ代ルヘキ書類、原料砂糖

ニ對スル消費稅納付濟證明書又ハ擔保提供濟證明書及所轄稅關ノ製造證明書

二 其ノ他ノモノニ在リテハ輸出免狀又ハ之ニ代ルヘキ書類

第十八條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス(13)

第二十五條ノ二 收稅官吏職務ノ爲内地移入糖ヲ積載スル船舶ニ乗込ムトキハ船長ハ相當ノ便宜

ヲ與フヘシ(7)



第二十五條ノ三 收税官吏ハ内地移入糖ヲ積載スル船舶ニ就キ内地移入糖又ハ之ニ關スル帳簿書類等ヲ検査スルコトヲ得

收税官吏必要ト認ムルトキハ内地移入糖ニ封印ヲ施シ又ハ之ヲ護送スルコトヲ得

第二十六條 砂糖、糖蜜、糖水製造者又ハ砂糖消費税法第八條ノ二但書ノ場合ニ於ケル物品ノ製造者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一 原料ノ種類、量目、他ヨリ引取リタルモノニ在リテハ引取ノ日及其ノ引渡人ノ住所、氏名又ハ名稱

二 使用シタル原料ノ種類、量目及其ノ使用ノ日

三 製造シタル砂糖、糖蜜、糖水又ハ砂糖、糖蜜、糖水ヲ原料トスル物品ノ種類、量目及其ノ製造ノ日

四 他ニ引渡シタル砂糖、糖蜜、糖水又ハ砂糖、糖蜜、糖水ヲ原料トスル物品ノ種類、量目、價額、引渡ノ日及其ノ引取人ノ住所、氏名又ハ名稱

第二十七條 砂糖、糖蜜、糖水ヲ販賣スル者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一 引取リタル砂糖、糖蜜、糖水ノ種類、量目、價額、引取ノ日及其ノ引渡人ノ住所、氏名又ハ名稱

二 販賣シタル砂糖、糖蜜、糖水ノ種類、量目、價額、販賣ノ日及其ノ買受人ノ住所、氏名又ハ名稱

小賣ノ場合ニ於テハ前項第二號買受人ノ住所、氏名又ハ名稱ノ記載ヲ要セス

第二十七條ノ二 第七條、第八條及第二十六條ノ規定ハ砂糖消費税法第十一條第一項第三號ノ適用ヲ受ケテ引取リタル砂糖ヲ原料トスル煉乳又ハ菓子、糖果若ハ果實蜜及之ニ類スルモノノ製造者及同法第十二條ノ二ニ依リ消費税額ニ相當スル金額ノ交付ヲ受クル煉乳ノ製造者ニ付之ヲ準用ス

第二十八條 收税官吏ハ砂糖、糖蜜、糖水製造者及販賣者砂糖消費税法第八條ノ二但書ノ場合ニ於ケル物品ノ製造者、同法第十一條第一項第三號ノ適用ヲ受ケテ引取リタル砂糖ヲ原料トスル煉乳又ハ菓子、糖果若ハ果實蜜及之ニ類スルモノノ製造者竝ニ同法第十二條ノ二ニ依リ交付金ノ交付ヲ受クル者ノ營業ニ關シ職務上知得シタル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得

第二十八條ノ二 本令ニ於テ内地移入糖ト稱スルハ臺灣ヨリ移出シ内地又ハ樺太ニ移入スル砂糖、糖蜜、糖水ヲ謂フ

第二十九條 本令中稅務署ニ屬スル事務ハ保稅地域ヨリ引取ラルル砂糖、糖蜜、糖水竝ニ砂糖消費税法第十一條第一項第三號ノ適用ヲ受ケテ引取リタル砂糖ヲ原料トスル菓子、糖果又ハ果實



蜜及之ニ類スルモノニシテ保税工場ニ於テ製造スルモノニ關シテハ税關之ヲ行フ(2・7・13)

附則

第三十條 砂糖消費税法第十九條ニ依リ政府ニ申告スヘキ場合ニ於テハ第一條ニ準シテ所轄稅務署ニ申告スヘシ

附則(1)

本令ハ明治三十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十五年法律第二十一號附則ノ規定ニ依ルヘキ場合ニ於テハ仍從前ノ規定ニ依ル

附則(2)

本令ハ明治三十五年十一月五日ヨリ之ヲ施行ス

附則(3)

本令ハ明治三十七年四月十五日ヨリ之ヲ施行ス

附則(4)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則(5)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則(7)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則(8)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則(9)

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前提供シタル國債以外ノ有價證券ハ本令施行ノ日ヨリ五年ヲ限り本令ノ規定ニ拘ラス仍其ノ效力ヲ有ス

附則(10)

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則(12)

本令ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則(13)

第一條 本令ハ昭和十五年法律第三十七號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二十三條、第二十三條ノ三、第二十四條及第二十五條ノ規定ハ昭和十五年四月三十日以前ノ輸出ニ係ル菓子、糖果又



ハ果實蜜及之ニ類スルモノニ付テハ之ヲ適用セズ

第二條 煉乳原料砂糖長税法施行規則及輸出菓子糖果原料砂糖長税法施行規則ハ之ヲ廢止ス  
昭和十五年三月三十一日以前ニ煉乳製造ノ原料ニ使用シタル砂糖又ハ昭和十五年四月三十日以前ノ輸出ニ係ル菓子及糖果ニ付テハ仍舊令ニ依ル

第三條 昭和十五年法律第三十七號附則第三條第一項ノ規定ニ依リ課スベキ砂糖消費稅ハ其ノ稅額百圓以下ナルトキハ昭和十五年五月三十一日限、稅額百圓ヲ超ユルトキハ左ノ區分ニ依リ各月ニ等分シ其ノ月末日限之ヲ徵收ス

稅額百圓ヲ超ユルトキ

昭和十五年五月及六月

稅額千圓ヲ超ユルトキ

同年五月乃至七月

稅額二千圓ヲ超ユルトキ

同年五月乃至八月

稅額五千圓ヲ超ユルトキ

同年五月乃至九月

第四條 昭和十五年法律第三十七號附則第三條第二項ノ規定ニ依ル申告ハ砂糖、糖蜜又ハ糖水ノ所在地所轄稅務署ニ之ヲ爲スベシ

○砂糖消費稅織物消費稅等ノ徵收ニ關スル法律(明治四十四年三月二十) (九日法律第四十五號)

改正沿革

昭和十二年三月三十日法律第六號(揮發油稅法)(1)

昭和十二年八月十二日法律第六十六號(北支事件特別稅法)(2)

昭和十三年三月三十一日法律第五十一號(支那事變特別稅法)(3)

昭和十五年三月二十九日法律第四十八號(4)

第一條 削除(4)

第二條 關稅法第三十九條ノ規定ニ依ル運送ハ酒稅法、砂糖消費稅法、織物消費稅法、揮發油稅法、骨牌稅法、又ハ物品稅法ノ引取ト看做サス但シ其ノ運送ニ付必要アリト認ムルトキハ稅金ニ相當スル擔保ヲ提供セシムルコトヲ得(4)

第三條 酒稅法、砂糖消費稅法、織物消費稅法、揮發油稅法、骨牌稅法、物品稅法、支那事變特別稅法又ハ北支事件特別稅法ニ依リ稅金ヲ徵收スル場合ノ外酒類、砂糖、糖蜜、糖水、織物、揮發油、骨牌、又ハ物品稅法第一條ニ掲クル物品ニ付關稅ヲ徵收スル場合ニ於テ勅令ノ定ムル所ニ依リ關稅納付義務者ヨリ其ノ稅金ヲ徵收ス但シ骨牌稅法ニ依リ骨牌ヲ沒收スル場合ハ此ノ限ニ在ラス(4)

第四條 樺太ニ於テハ本法ノ施行ニ關シ必要アルトキハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

附則

砂糖消費稅 砂糖消費稅織物消費稅等ノ徵收ニ關スル法律



本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則(4)

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ施行ス

○砂糖消費稅織物消費稅等ノ徵收ニ關スル件(明治四十四年六月十六日勅令第百八十六號)

改正沿革 大正九年十二月二十八日勅令第五百九十號(1)

昭和十二年三月三十一日勅令第六十四號(2)

昭和十二年八月十二日勅令第四百二十號(3)

昭和十三年四月 一 日勅令第百九十九號(4)

昭和十五年三月三十一日勅令第百六十一號(5)

第一條 削除(5)

第二條 明治四十四年法律第四十五號第三條ノ規定ニ依リ徵收スル稅金ハ關稅ヲ徵收スルトキ稅關之ヲ徵收ス

骨牌稅金ノ徵收ニ付テハ骨牌稅法第五條ノ規定ヲ適用セス

第三 關稅法ニ依リ酒類、砂糖、糖蜜、糖水、織物、揮發油、骨牌又ハ物品稅法第一條ニ掲クル物品ヲ運送セントスルトキハ酒類ノ種類及數量、砂糖、糖蜜若ハ糖水ノ種別及數量、織物ノ價格、揮發油若ハ骨牌ノ數量又ハ物品稅法第一條ニ掲クル物品ノ品名、數量及價格ヲ記載シタル書面ヲ稅關ニ提出スヘシ但シ關稅法ニ依リ提出スヘキ運送申告書ニ依リ明瞭ナル場合ニ於テハ之ヲ省略スルコトヲ得(5)

第四條 擔保物ノ種類ハ金錢又ハ國債ニ限ル(1)

金錢又ハ無記名國債證券ヲ擔保トシテ提供スルトキハ之ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ稅關ニ提出スヘシ

登錄國債ヲ擔保トシテ提供スルトキハ擔保ノ登錄ヲ受ケ其ノ登錄濟通知書ヲ稅關ニ提出スヘシ  
乙種國債登錄簿ニ登錄シタルモノニ在リテハ尙記名國債證券ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ提出スヘシ

第五條 削除(1)

第六條 擔保物ヲ提供シタル場合ニ於テ貨物運送先ニ到達シタルトキ、稅金納付濟ニ至リタルトキ又ハ稅金納付ノ義務ナキニ至リタルトキハ稅關ハ擔保物返付ノ手續ヲ爲スヘシ

第七條 擔保物ヲ提供シタル場合ニ於テ徵收スヘキ稅金ヲ納付セサルトキハ擔保物ヲ以テ之ニ充

砂糖消費稅 砂糖消費稅織物消費稅等ノ徵收ニ關スル件



前項ノ場合ニ於テ擔保物國債ナルトキハ之ヲ公賣ニ付シ順次ニ公賣ノ費用及税金ニ充ツ(1)  
前二項ノ場合ニ於テ不足アルトキハ之ヲ追徴シ殘金アルトキハ之ヲ還付ス

附 則

本令ハ明治四十四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(1)

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前提供シタル國債以外ノ有價證券ハ本令施行ノ日ヨリ五年ヲ限リ本令ノ規定ニ拘ラス仍  
其ノ效力ヲ有ス

前項ノ有價證券ノ價格減少シタルトキハ稅關ハ更ニ擔保物ノ提供ヲ命スルコトヲ得

附 則(2)

本令ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(3)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(4)

本令ハ支那事變特別稅法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(5)

本令ハ昭和十五年法律第四十八號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス



本令は明治四十四年三月二十五日法律第七號の附則第一條第一項の規定により、昭和十五年三月二十九日法律第三十八號(五)の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、この法律の施行期日を昭和十五年三月二十九日とする。

### 織物消費税

#### ○織物消費税法(明治四十三年三月二十五日法律第七號)

##### 改正沿革

- 大正八年三月三十一日法律第三十三號(1)
- 大正十一年三月二十八日法律第十七號(2)
- 大正十五年三月二十七日法律第二十二號(3)
- 昭和六年四月一日法律第四十九號(4)
- 昭和十五年三月二十九日法律第三十八號(5)

第一條 織物ニハ本法ニ依リ消費税ヲ課ス但シ全重量百分中九十五以上ノ綿其他命令ヲ以テ定ムル原料ヲ以テ組成スル織物ニ付テハ此ノ限ニ在ラス(3・4・5)

- 一 綿織物
- 二 麻又ハ麻ト綿トヲ以テ組成シ其ノ麻ノ單絲カ英式番手四十二番ヲ超エサル織物
- 三 經絲ニ綿絲ノミヲ用キ緯絲ニ左ニ掲クル絲ノミヲ用キタル織物但シ「パイル」組織ノ織物



ヲ除ク

二 紡毛絲

三 命令ヲ以テ紡毛絲ト看做シタル絲

ニ 綿絲及イ、三口又ハハニ掲クル絲

第一條ノ二 削除(5)

第二條 消費税ノ税率ハ織物ノ價格百分ノ十トス(4・5)

第三條 左ニ掲クルモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ消費税ヲ免除ス

一 外國ニ輸出スル織物又ハ製品ト爲シテ外國ニ輸出セムトスル織物

二 製造者カ自己又ハ其ノ家族ノ用ニ供スル爲自ラ製造シタル織物

消費税ヲ納付シタル織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ外國ニ輸出シタルトキハ命令ノ定ムル

所ニ依リ消費税額ニ相當スル金額ヲ交付ス

第四條 消費税ハ製造場、又ハ保税地域ヨリ織物ヲ引取ルトキ引取人之ヲ納付スヘシ但シ命令ノ

定ムル所ニ依リ製造者ニ於テ織物ニ其ノ價格ヲ表記シ消費税ニ相當スル印紙ヲ貼用シテ消費税

ノ納付ニ代フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ製造者ヲ以テ引取人ト看做ス

印紙ヲ貼用スル場合ニ於テ消費税額一錢未満ノ端數ハ總テ一錢トシテ計算ス(5)

第五條 消費税額ニ相當スル擔保ヲ提供シタルトキハ政府ハ三月以内消費税ノ徵收ヲ猶豫ス

第六條 消費税ヲ納付シ又ハ消費税額ニ相當スル擔保ヲ提供シタル者ハ其ノ織物ニ納税済證印ノ

押捺ヲ受ケ又ハ納税済證ノ貼付ヲ受ケタルコトヲ得

第七條 左ニ掲クル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ消費税ヲ納付セスシテ織物ヲ引取ルトキ

ヲ得

一 他ノ製造場ニ移出シ又ハ藏置場ニ藏置スル爲織物ヲ引取ルトキ

二 染色、捺染、刺繡其ノ他ノ加工ヲ爲ス爲製造場又ハ藏置場ヨリ織物ヲ引取ルトキ

三 一定ノ場所ニ於テ消費税ヲ納付スル爲政府ノ定メタル條件ニ從ヒ製造場又ハ藏置場ヨリ織

物ヲ引取ルトキ

前項ノ場合ニ於テハ移出先ヲ以テ製造場ト看做シ移出先ノ營業人ヲ以テ製造者ト看做ス

第八條 消費税ヲ納付シ製造場ヨリ引取リタル織物ヲ再ヒ其ノ製造場ニ戻入シタル場合ニ於テ其

ノ種類及數量ニ付政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ其ノ織物ヲ製造場ヨリ引取ルモ更ニ消費税ノ徵

收ヲ爲サス

第九條 第四條第一項但書及第七條ノ場合ヲ除クノ外製造場、又ハ保税地域ヨリ織物ヲ引取ル者



ハ引取ノ際織物ノ價格ヲ政府ニ申告スヘシ(5) 前項ノ申告ヲ爲サス又ハ政府ニ於テ其ノ申告シタル價格ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ハ織物ノ價格ヲ評定ス

織物引取人前項ノ評定價格ニ不服アルトキハ即時異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

異議ノ申立アリタルトキハ二人以上ノ鑑定人ヲ選定シ其ノ意見ヲ徵シ政府之ヲ決定ス

異議申立人ノ主張ニ依ル價格ト前項ノ決定價格トノ差カ第二項ノ評定價格ト前項ノ決定價格ト

ノ差ヨリ大ナルトキハ鑑定ニ關スル費用ハ其ノ申立人ノ負擔トス

印紙ヲ貼用シタル織物ノ表記價格ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ハ織物ノ價格ヲ評定シ其ノ差額

ニ對スル消費稅ヲ追徵ス此ノ場合ニ於テハ前三項ノ規定ヲ準用ス

第十條 第五條又ハ第七條ニ該當スル場合ヲ除クノ外消費稅納付前ニ於テ製造場、又ハ保税地域

ヨリ織物ヲ引取ルコトヲ得ス(5)

第十一條 織物製造者ハ第五條又ハ第七條ニ該當スル場合ヲ除クノ外消費稅納付前ニ於テ織物ヲ

他ニ引渡スコトヲ得ス

第十二條 織物ヲ製造又ハ販賣セムトスル者ハ政府ニ申告スヘシ但シ第三條第一項第二號ニ該當

スル織物ノミヲ製造セムトスル者ハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 織物製造者ハ同一ノ場所ニ於テ織物ノ販賣業又ハ織物ヲ原料トスル製品ノ製造業ヲ兼

營スルコトヲ得ス但シ政府ノ認許ヲ得織物ノ製造場ト販賣場又ハ織物ヲ原料トスル製品ノ製造

場トヲ區別シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十四條 織物ノ製造者、販賣者及前條但書ニ該當スル製品ノ製造者ハ帳簿ヲ備ヘ織物又ハ製品

ノ製造出入ヲ詳細明瞭ニ記載スヘシ

第十五條 收稅官吏ハ織物ノ製造場、販賣場又ハ第十三條但書ニ該當スル製品ノ製造場ニ立入り

織物、原料、織物ヲ原料トシテ製造シタル物品、器具、機械、建築物又ハ帳簿書類ヲ検査スル

コトヲ得

收稅官吏ハ監督上必要ト認ムルトキハ前項ノ物件ニ封印ヲ施スコトヲ得

第十六條 收稅官吏ハ運搬中ニ在ル織物ヲ検査シ其ノ出所及到着先ヲ質問スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ監督上必要ト認ムルトキハ收稅官吏ハ其ノ運搬ヲ停止シ又ハ荷物若ハ船車ニ

封印ヲ施スコトヲ得

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ消費稅五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ消費稅ヲ徵收ス但

シ罰金額カ二十圓ニ滿タサルトキハ之ヲ二十圓トス(6)

一 第十二條但書ニ該當スル場合ヲ除クノ外政府ニ申告セスシテ織物ヲ製造シタルトキ



- 二 外國ニ輸出スル爲若ハ製品ト爲シテ外國ニ輸出スル爲消費税ヲ免除セラレタル織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ内地ニ於テ消費シ又ハ内地ニ於テ消費スル目的ヲ以テ之ヲ讓渡シタルトキ
- 三 消費税納付前又ハ擔保提供前ニ於テ織物ヲ消費シタルトキ
- 四 第七條ニ依リ引取リタル織物ヲ其ノ定メラレタル場所ニ移入セサルトキ
- 五 第十條又ハ第十一條ノ規定ニ違反シタルトキ
- 六 前各號ノ外詐偽其ノ他不正ノ行爲ヲ以テ消費税ヲ逃脱シ又ハ逃脱セムトシタルトキ(5)
- 第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但シ第一號ノ場合ニ於テ織物ヲ原料トスル製品ヲ製造シタルトキハ前條ノ例ニ依ル(5)
- 一 第十三條ノ規定ニ違反シタルトキ
- 二 織物ノ製造者、販賣者又ハ第十三條但書ノ場合ニ於ケル製品ノ製造者織物又ハ製品ノ製造出入ニ關スル帳簿ヲ調製セス又ハ其ノ記載ヲ詐リ若ハ怠リタルトキ
- 三 命令ノ定ムル方法ニ依リ織物ニ價格ヲ表記セス又ハ印紙ヲ貼用セサルトキ
- 四 收税官吏ノ職務執行ヲ拒ミタルトキ
- 第十九條 第十七條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四

- 十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セス(5)
- 第二十條 織物ノ製造者、販賣者又ハ第十三條但書ノ場合ニ於ケル製品ノ製造者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ本人ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 第二十一條 織物ノ製造者、販賣者又ハ第十三條但書ノ場合ニ於ケル製品ノ製造者ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ織物ノ製造者、販賣者又ハ第十三條但書ノ場合ニ於ケル製品ノ製造者ヲ處罰ス
- 第二十二條 政府ハ織物ノ製造者又ハ販賣者ノ組織スル場合ニ對シ徵稅上必要ナル設備ヲ爲シ又ハ徵收事務ノ補助ヲ爲スヘキコトヲ命スルコトヲ得(1)
- 前項ノ組合ニ對シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ交付金ヲ交付スルコトヲ得(2)
- 第二十三條 第十二條、第十四條乃至第十六條、第十八條第二號第四號、第二十條及第二十一條ノ規定ハ第一條但書ノ織物ニモ之ヲ適用ス(3・4・5)
- 政府ニ申告セスシテ第一條但書ノ織物ヲ製造シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス(4)
- 第二十四條 本法ニ於テ保稅地域トハ關稅法ニ定ムル保稅地域ヲ謂フ(5)



附 則

本法ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

非常特別稅法中織物消費稅ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス但シ同規定ニ依リ爲シタル處分又ハ行爲ハ

本法ニ依リ爲シタルモノト看做ス

附 則(一)

本法ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(二)

本法ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(三)

本法ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

左ニ掲クル綿織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

一 本法施行前消費稅ヲ課スヘカリシモノ

二 本法施行前外國輸出若ハ朝鮮移出ノ目的ヲ以テ又ハ織物消費稅法第七條ノ規定ニ依リテ消

費稅ヲ納付セスシテ製造場又ハ保稅地域ヨリ引取リタルモノ

三 本法施行前消費稅ノ徵收ヲ猶豫シタルモノ

四 本法施行前消費稅ヲ納付シテ外國ニ輸出シ又ハ朝鮮ニ移出シタルモノ

消費稅ヲ納付シタル綿織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ本法施行後外國ニ輸出シ又ハ朝鮮ニ移

出スルモ織物消費稅法第三條第二項ノ規定ヲ適用セス

附 則(四)

本法ハ昭和六年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

左ニ掲クル織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

一 本法施行前消費稅ヲ課スヘカリシモノ

二 本法施行前外國輸出若ハ朝鮮移出ノ目的ヲ以テ又ハ第七條ノ規定ニ依リテ消費稅ヲ納付セ

スシテ製造場又ハ保稅地域ヨリ引取リタルモノ

三 本法施行前消費稅ノ徵收ヲ猶豫シタルモノ

四 本法施行前消費稅ヲ納付シテ外國ニ輸出シ又ハ朝鮮ニ移出シタルモノ

本法施行前消費稅ヲ納付シタル織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ本法施行後外國ニ輸出シ又ハ朝鮮ニ移出シタル場合ニ於テ第三條第二項ノ規定ニ依リ交付スル金額ハ消費稅額ノ十分ノ九ニ相當スル金額トス但シ第一條但書ノ改正規定ニ依リ消費稅ヲ課セサルコトト爲リタル織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ニ付テハ第三條第二項ノ規定ヲ適用セス



附則(6)

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○織物消費税法施行規則 (明治四十三年三月二十九日勅令第百八十五號)

改正沿革

- 大正八年三月三十一日勅令第四十五號(1)
- 同九年十二月二十八日勅令第五百八十五號(2)
- 同十一年三月二十八日勅令第五十號(3)
- 同十一年三月三十一日勅令第七十七號(4)
- 同十五年三月三十一日勅令第三十八號(5)
- 昭和六年六月十一日勅令第二百二十九號(6)
- 昭和十二年五月一日勅令第六十四號(7)
- 昭和十五年三月三十一日勅令第四百四十八號(8)

第一條 本令ニ於テ製造者又ハ製造セムトスル者ト稱スルハ自己又ハ其ノ家族ノ用ニ供スル織物ノミヲ製造シ又ハ製造セムトスル者ヲ包含セス

第二條 織物ヲ製造セムトスル者ハ製造場及製造スヘキ種類ヲ定メ其ノ製造場所轄稅務署ニ申告スヘシ但シ織物消費税法第一條但書ノ織物ニ付テハ組成原料及其ノ重量割合ヲ併セ申告スヘシ

(5.6.8)

販賣場ヲ有シテ織物ヲ販賣セムトスル者ハ販賣場ヲ定メ販賣場所所轄稅務署ニ申告スヘシ

販賣場ヲ有セスシテ織物ヲ販賣セムトスル者ハ其ノ居所所轄稅務署ニ其ノ旨申告スヘシ

第三條 製造場ハ其ノ敷地ノ連續セサル場合ニ於テモ之ヲ一製造場ト認ムルコトヲ得

第四條 所轄稅務署ハ必要ト認ムルトキハ織物製造者ニ織物製造場ノ圖面又ハ製造用ノ器具、機

械ノ目錄ヲ提出セシムルコトヲ得

第五條 織物製造者製造場ヲ移轉セムトスルトキハ其ノ製造場ヲ定メ移轉先ノ所轄稅務署ニ申告スヘシ

織物 販賣者ニシテ販賣場ヲ有スル者販賣場ヲ移轉セムトスルトキハ其ノ販賣場ヲ定メ移轉先ノ所轄稅務署ニ申告スヘシ

織物販賣者ニシテ販賣場ヲ有セサル者其ノ居所ヲ移轉シタルトキハ其ノ旨移轉先ノ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第六條 織物製造者期間ヲ定メテ製造ヲ爲ストキハ著手及終了ノ時期ヲ豫メ所轄稅務署ニ申告ス



ヘシ

**第七條** 第二條若ハ前條ノ規定ニ依リ申告シタル事項又ハ第四條ノ規定ニ依リ提出シタル圖面若ハ目錄ニ記載シタル事項ニ異動ヲ生シタルトキハ所轄稅務署ニ申告スヘシ

**第八條** 織物製造業又ハ販賣業ヲ相續シタル者ハ其ノ旨所轄稅務署ニ申告スヘシ

織物製造業又ハ販賣業ヲ讓渡シタル者ハ讓受人ト連署シ所轄稅務署ニ申告スヘシ  
合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人カ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ織物製造業又ハ販賣業ヲ承繼シタルトキハ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ(8)

**第九條** 織物製造者又ハ販賣者其ノ製造又ハ販賣ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ旨所轄稅務署ニ申告スヘシ

**第十條** 外國ニ輸出スル織物又ハ製品ト爲シテ外國ニ輸出セムトスル織物ニ付消費稅ノ免除ヲ得ムトスル者ハ製造場ヨリ之ヲ引取ル都度所轄稅務署ノ承認ヲ受クヘシ但シ輸出ノ目的ヲ以テ製造セラルル織物ノミヲ製造スル製造場ニシテ所轄稅務署ニ於テ取締上不都合ナシト認メタル場合ニ於テハ承認ノ省略ヲ爲スコトヲ得製品ト爲シテ外國ニ輸出セムトスル織物ノミヲ製造スル製造場ニシテ所轄稅務署ニ於テ取締上不都合ナシト認メタルトキ亦同シ

前項ノ場合ニ於テ所轄稅務署カ織物又ハ其ノ製品ノ運搬、藏置其ノ他ノ事項ニ付條件ヲ指定シタルトキハ其ノ條件ニ從フニ非サレハ消費稅ノ免除ヲ受クルコトヲ得ス

**第十一條** 消費稅ヲ納付シタル織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ外國ニ輸出シ其ノ消費稅ニ相當スル金額ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ消費稅ヲ納付シタルコトノ證憑ヲ具シ輸出港稅關ニ、其ノ郵便ニ依リ輸出シタル場合ニ於テハ所轄稅務署ニ之ヲ申請スヘシ

前項ノ規定ニ依リ交付金ヲ受ケムトスル者ハ輸出ノ際豫メ輸出港稅關ニ其ノ旨申告スヘシ但シ郵便ニ依リ輸出スルモノハ所轄稅務署ノ承認ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ準用ス

**第十二條** 消費稅額ニ相當スル擔保ヲ提供シタル者其ノ織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ外國ニ輸出シタル場合ニ於テ消費稅ノ免除ヲ得ムトスルトキハ其ノ織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ外國ニ輸出シタルコトノ證憑ヲ具シ之ヲ所轄稅務署ニ申請スヘシ

前條第二項ノ規定ハ前項ノ消費稅ノ免除ニ關シ之ヲ準用ス

**第十三條** 織物製造者自己又ハ其ノ家族ノ用ニ供スル織物ニ付消費稅ノ免除ヲ得ムトスル場合ニ於テハ所轄稅務署ノ承認ヲ受クヘシ

**第十四條** 織物消費稅法第七條ノ規定ニ依リ織物ヲ引取ラムトスルトキハ其ノ旨所轄稅務署ニ申告シ承認ヲ受クヘシ



第十條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五條 織物消費稅法第九條第一項ニ依ル價格ノ申告ハ所轄稅務署ニ之ヲ爲スヘシ

第十六條 織物消費稅法第四條第一項但書ノ規定ニ依リ織物ニ印紙ヲ貼用シテ消費稅ノ納付ニ代ヘムトスル者ハ其ノ旨所轄稅務署ニ申告シ承認ヲ受クヘシ

第十七條 織物ニ印紙ヲ貼用スル場合ニ於テハ織物ニ其ノ價格及製造者ノ住所、氏名又ハ名稱ヲ表記シ相當印紙ヲ貼用シ織物面ト印紙ノ彩紋トニカケテ之ニ消印スヘシ但シ印紙貼用者ハ結目ナキ絲ヲ以テ紙片ヲ織物ニ縫著シ紙片ニ價格及住所、氏名又ハ名稱ヲ表記シ其ノ絲ノ結束シタル場所ニ相當印紙ヲ貼用シ紙面ト彩紋トニカケテ之ニ消印スルコトヲ得

第十八條 消費稅ヲ納付シ又ハ消費稅額ニ相當スル擔保ヲ提供シタル者其ノ織物ニ納稅濟證印ノ押捺ヲ受ケ又ハ納稅濟證ノ貼付ヲ受ケムトスル者ハ其ノ旨所轄稅務署ニ申告スヘシ此ノ場合ニ於テハ所轄稅務署ハ織物又ハ織物ニ縫著シタル紙片ニ納稅濟ノ旨ヲ記載シタル切符ヲ貼付シ又ハ納稅濟ノ證印ヲ押捺スヘシ

前項ノ規定ニ依リ納稅濟證印ノ押捺ヲ受ケ又ハ納稅濟證ノ貼付ヲ受ケタル織物ニ加工セムトスル場合ニ於テ所轄稅務署ノ承認ヲ受ケタルトキハ加工後更ニ納稅濟證印ノ押捺又ハ納稅濟證ノ貼付ヲ請求スルコトヲ得

第十九條 日本銀行ノ本店、支店若ハ代理店ノ所在地外又ハ日本銀行營業時間後ニ於テハ收稅官

更ハ消費稅金ノ領收ヲ爲スコトヲ得(1)

第二十條 擔保物ノ種類ハ金錢又ハ國債ニ限ル(2)

金錢又ハ無記名國債證券ヲ擔保トシテ提供スルトキハ之ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

登錄國債ヲ擔保トシテ提供スルトキハ擔保ノ登錄ヲ受ケ其ノ登錄通知書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ乙種國債登錄簿ニ登錄シタルモノニ在リテハ尙記名國債證券ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ提出スヘシ

第二十一條 削除(2)

第二十二條 擔保物ヲ提供シタル場合ニ於テ消費稅納付濟ニ至リタルトキ又ハ消費稅免除ノ確定シタルトキハ所轄稅務署ハ擔保物返付ノ手續ヲ爲スヘシ

第二十三條 消費稅ヲ徵收スヘキ場合ニ於テ擔保物アルトキハ擔保物ヲ以テ税金ニ充ツ前項ノ場合ニ於テ擔保物國債ナルトキハ之ヲ公賣ニ付シ順次ニ公賣ノ費用及税金ニ充ツ前二項ノ場合ニ於テ不足アルトキハ之ヲ追徴シ殘金アルトキハ之ヲ還付ス(2)

第二十四條 織物製造者又ハ織物消費稅法第十三條但書ニ該當スル製品ノ製造者ハ少クトモ左ノ



事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一 原料ノ種類、數量、他ヨリ引取りタル者ニ在リテハ引取ノ日及其ノ引渡人ノ住所、氏名又ハ名稱

二 使用シタル原料ノ種類、數量及其ノ使用ノ日

三 製造シタル種類、數量及製造ノ日

四 他ニ引渡シタル種類、數量、價額、引渡ノ日及其ノ引取人ノ住所、氏名又ハ名稱

第二十五條 織物販賣者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一 引取りタル種類、數量、價格、引取ノ日及其ノ引渡人ノ住所、氏名又ハ名稱

二 販賣シタル種類、數量、價額、販賣ノ日及其ノ買受人ノ住所、氏名又ハ名稱

小賣人ノ場合ニ於テハ前項第二號買受人ノ住所、氏名又ハ名稱ヲ記載スルコトヲ要セス

第二十六條 本令ニ依リ所轄稅務署ニ申告シ又ハ其ノ承認ヲ受ケタル場合ニ於テ製造場ニ出張シタル收稅官吏ニ申告シ又ハ其ノ承認ヲ受ケタルトキハ稅務署ニ申告シ又ハ承認ヲ受ケタルモノト看做ス

第二十七條 收稅官吏ハ織物ノ製造者、販賣者又ハ織物消費稅法第十三條但書ニ該當スル製品ノ製造者ノ營業ニ關シ職務上知得シタル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス

第二十八條 本令中稅務署ニ屬スル事務ハ保稅地域ヨリ引取ラルル織物ニ關シテハ稅關之ヲ行フ

第二十九條 織物消費稅法第二十二條第一項ノ規定ニ依リ稅務署長ハ織物組合ニ對シ徵稅上必要ナル設備ヲ爲シ又ハ徵收事務ノ補助ヲ爲スヘキコトヲ命スルコトヲ得(イ)

前項ノ織物組合ニ對シテハ左ノ二期ニ分チ毎期間内ニ於テ其ノ取扱ヒタル織物中消費稅ヲ賦課シタル織物ノ課稅價額ノ千分ノ一ニ相當スル金額及其ノ點數每五百點ニ付一圓ノ割合ヲ以テ計算シタル金額ノ交付金ヲ交付ス此ノ場合ニ於テ五百點未滿ノ端數アルトキハ之ヲ五百點トシテ計算ス(3)

前期 其ノ年四月ヨリ同九月迄

後期 其ノ年十月ヨリ翌年三月迄

前項ノ規定ニ依ル點數ノ計算方法ニ付テハ幅及長サノ長短ニ拘ラス一個又ハ一續ノ織物ニシテ之ニ納稅濟證印ノ押捺又ハ納稅濟證ノ貼付ヲ受クルモノヲ一點トス但シ數個又ハ數續ノ織物ヲ一括シ納稅濟證印ノ押捺又ハ納稅濟證ノ貼付ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ一括毎ニ之ヲ一點トス(3)

織物組合カ一集合査定場ニ於テ一年度間毎月少クトモ六回以上織物消費稅査定ノ爲査定場ノ開設ヲ爲シタル場合ニ於テ當該査定場ノ取扱ニ係ル織物ニ付第二項ノ規定ニ依リ計算シタル一年



度ノ交付金額カ百圓ニ滿タサルトキハ該査定場ニ對スル後期交付金トシテ前期交付金ト合シテ百圓ニ滿ツル迄ノ金額ヲ交付ス(3)

第三十條 前條ノ織物組合同條第一項ノ命令ニ違反シタルトキハ交付金ノ全部又ハ一部ヲ交付セサルコトヲ得(1)

第三十一條 織物消費税法第一條但書ノ規定ニ依リ消費稅ヲ課セサル織物ノ原料ヲ定ムルコト左ノ如シ(5・6・7)

- 一 芭蕉
- 二 黃麻
- 三 葛
- 四 藤
- 五 楮
- 六 楮
- 七 鳳梨
- 八 科
- 九 竹

十 紙

十一 襪履

十二 ステープルファイバ

本令ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

非常特別税法施行規則ニ依リ爲シタル處分又ハ行爲ハ本令ニ依リ爲シタルモノト看做ス

附 則(1)

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(2)

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前提供シタル國債以外ノ有價證券ハ本令施行ノ日ヨリ五年ヲ限り本令ノ規定ニ拘ラス仍其ノ效力ヲ有ス

前項ノ有價證券ノ價格減少シタルトキハ所轄稅務署ハ更ニ擔保物ノ提供ヲ命スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ擔保物ノ提供ヲ命セラレタル者之ヲ提供セサルトキハ所轄稅務署ハ直ニ消費稅ヲ徵收ス



附 則(3)

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(4)

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(5)

本令ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ヨリ引續キ綿織物ヲ製造スル者ハ本令施行後一月以内ニ組成原料(織物消費税法第一條ノ第二項ノ綿織物中綿ト綿以外ノ原料トヲ以テ組成スルモノ又ハ本令第三十一條第十四號ノ原料ノミヲ以テ組成スル織物ニ付テハ組成原料及其ノ重量割合)ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ

附 則(6)

本令ハ昭和六年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ヨリ引續キ昭和六年法律第四十九號織物消費税法中改正法律第一條但書ノ規定ニ依リ新ニ消費稅ヲ課セサルコトト爲リタル織物ヲ製造スル者ハ本令施行後一月以内ニ第二條第一項但書ノ改正規定ニ規定スル事項ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ

附 則(7)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ヨリ引續キ第三十一條ノ改正規定ニ依リ織物消費税法第一條但書ノ織物ニ該當スルコトト爲リタル織物ヲ製造スル者ハ本令施行後一月内ニ第二條第一項但書ニ規定スル事項ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ

附 則(8)

本令ハ昭和十五年法律第三十八號施行ヨリ之ヲ施行ス



# 揮發油稅

○揮發油稅法(昭和十二年三月三十日法律第六號)

改正沿革 昭和十五年三月三十一日法律第三十九號(一)

第一條 揮發油ニハ本法ニ依リ揮發油稅ヲ課ス但シ石炭 亞炭 油母頁岩又ハ天然瓦斯ヲ原料ト

シテ製造シタル揮發油ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 本法ニ於テ揮發油トハ攝氏十五度ニ於ケル比重〇・八〇一七ヲ超エザル礦油ヲ謂フ

第三條 揮發油稅ノ稅率ハ一キロリットルニ付三十四圓三十五錢トス(一)

第四條 揮發油ヲ製造セントスル者ハ製造場一個所毎ニ政府ニ申告スベシ其ノ製造ヲ廢止セント

スルトキ亦同ジ

第五條 揮發油ノ販賣業ヲ營マントスル者ハ販賣場一個所毎ニ政府ニ申告スベシ其ノ販賣業ヲ廢

止セントスルトキ亦同ジ

第六條 揮發油稅ハ製造場又ハ保稅地域ヨリ揮發油ヲ引取ルトキ引取人ヨリ之ヲ徵收ス但シ命令



ノ定ムル所ニ依リ揮發油稅額ニ相當スル擔保ヲ提供シタルトキハ二月内其ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

前項但書ノ規定ニ依リ擔保ヲ提供シタル者期限内ニ税金ヲ納付セザルトキハ擔保ヲ以テ之ニ充ツ但シ金錢以外ノ擔保ハ之ヲ公賣ニ付シ税金及公賣ノ費用ニ充テ不足金アルトキハ之ヲ追徵シ殘金アルトキハ之ヲ還付ス

第七條 政府ノ承認ヲ受ケ他ノ製造場又ハ藏置場ニ移入スル目的ヲ以テ製造場又ハ保稅地域ヨリ引取ル揮發油ニ付テハ前條ノ規定ヲ適用セズ

前項ノ場合ニ於テハ引取先ヲ以テ製造場ト看做シ引取人ヲ以テ製造者ト看做ス

第一項ノ揮發油ニシテ政府ノ指定シタル期間内ニ引取先ニ移入セラレザルモノニ付テハ引取人ヨリ直ニ其ノ揮發油稅ヲ徵收ス但シ災害其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ亡失シタルモノニ付政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ揮發油稅ヲ免除ス

第八條 政府ノ承認ヲ受ケ輸出ノ目的ヲ以テ製造場ヨリ引取ル揮發油ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ揮發油ヲ免除ス

前項ノ揮發油ニシテ引取後六月内ニ輸出セラレタルコトノ證明ナキモノニ付テハ引取人ヨリ直ニ其ノ揮發油稅ヲ徵收ス但シ災害其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ亡失シタルモノニ付政府

ノ承認ヲ受ケタルトキハ揮發油稅ヲ免除ス

第九條 前條第一項ノ揮發油ハ之ヲ本法施行地ニ於テ消費シ又ハ本法施行地ニ於テ消費スル目的ヲ以テ讓渡スコトヲ得ズ但シ政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ承認ヲ受ケタル揮發油ニ付テハ直ニ其ノ揮發油稅ヲ徵收ス

第十條 政府ハ第七條第一項又ハ第八條第一項ノ揮發油ニ付必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ引取人ヲシテ其ノ揮發油稅額ニ相當スル擔保ヲ提供セシムルコトヲ得

第六條第二項ノ規定ハ前項ノ擔保ニ付テハ適用ス

第十一條 揮發油稅ヲ納付シ又ハ其ノ徵收ノ猶豫ヲ受ケ製造場ヨリ引取リタル揮發油ヲ同一製造場ニ戻入シタル場合ニ於テ豫メ政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ揮發油ヲ製造場ヨリ引取ルモ更ニ揮發油稅ノ徵收ヲ爲サズ

第十二條 揮發油ハ第六條第一項但書、第七條第一項、第八條第一項又ハ前條ノ場合ヲ除クノ外揮發油稅納付前之ヲ製造場又ハ保稅地域ヨリ引取ルコトヲ得ズ

第十三條 揮發油ハ第六條第一項但書ノ場合ヲ除クノ外揮發油稅納付前之ヲ消費スルコトヲ得ズ

第十四條 第六條第一項但書ノ場合ヲ除クノ外揮發油稅納付前ニ於テ揮發油ニ礦油以外ノ物ヲ混和シタルトキハ第二條ノ規定ニ拘ラズ其ノ混和ニ因リ製成シタル物ヲ以テ揮發油ト看做ス



前項ノ場合ニ於テ政府ノ指定スル物ヲ混和シタルトキハ其ノ混和ニ因リ増量シタル分ニ對スル揮發油稅ヲ免除ス

第十五條 揮發油稅ヲ納付シ又ハ其ノ徵收ノ猶豫ヲ受ケタル揮發油ニハ揮發油以外ノ礦油ヲ混和スルコトヲ得ズ但シ混和ニ依リ攝氏十五度ニ於ケル比重〇・八〇一七ヲ超ユル礦油ヲ製成スルハ此ノ限ニ在ラズ

第十六條 揮發油ノ製造者又ハ販賣業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ揮發油ノ製造、貯藏又ハ販賣ニ關スル事實ヲ帳簿ニ記載スベシ

第十七條 收稅官吏ハ揮發油ノ製造者若ハ販賣業者ニ對シテ質問ヲ爲シ又ハ左ニ掲グル物件ニ付検査ヲ爲シ若ハ監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

- 一 製造者又ハ販賣業者ノ所持スル揮發油
- 二 揮發油ノ製造、貯藏又ハ販賣ニ關スル一切ノ帳簿書類
- 三 揮發油ノ製造、貯藏又ハ販賣上必要ナル建設物、機械、器具、容器、原料其ノ他ノ物件

第十八條 前二條ノ規定ハ揮發油以外ノ礦油ノ製造者又ハ販賣業者ニ付之ヲ準用ス

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ揮發油稅五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其ノ揮發油稅ヲ徵收ス但シ罰金額ガ二十圓ニ滿タザルトキハ之ヲ二十圓トス

- 一 政府ニ申告セズシテ第一條但書以外ノ揮發油ヲ製造シタル者
  - 二 第九條第一項ノ規定ニ違反シ揮發油ヲ消費シ又ハ消費ノ目的ヲ以テ讓渡シタル者
  - 三 第十二條ノ規定ニ違反シ揮發油ヲ引取リタル者
  - 四 第十三條ノ規定ニ違反シ揮發油ヲ消費シタル者
  - 五 第十五條ノ規定ニ違反シ揮發油ニ揮發油以外ノ礦油ヲ混和シタル者
  - 六 前各號ノ外詐偽其ノ他不正ノ行爲ヲ以テ揮發油稅ヲ逃脫シ又ハ逋脫セントシタル者
- 前項第五號ニ該當スル者ニ付テハ其ノ揮發油稅額ハ混和ニ因リ製成セラレタル物ノ數量ニ依リ之ヲ計算ス

第二十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

- 一 第十六條ノ規定ニ依ル帳簿ノ記載ヲ怠リ若ハ詐リ又ハ帳簿ヲ隱匿シタル者
- 二 政府ニ申告セズシテ第一條但書ノ揮發油ヲ製造シタル者
- 三 第十七條ノ規定ニ依ル收稅官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者

第二十一條 第十九條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セズ



第二十二條 揮發油ノ製造者又ハ販賣業者ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者  
ガ其ノ業務ニ關シ本法ヲ犯シタルトキハ其ノ製造者又ハ販賣業者ヲ處罰ス

第二十三條 本法ニ於テ保稅地域ト稱スルハ關稅法ノ定ムル保稅地域ヲ謂フ(一)

附 則

本法ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前ヨリ引續キ揮發油ヲ製造シ又ハ其ノ販賣業ヲ營ム者本法施行後一月内ニ其ノ旨ヲ政府  
ニ申告スルトキハ本法施行ノ日ニ於テ本法ニ依リ申告シタルモノト看做ス

前項ノ揮發油製造者又ハ販賣業者ガ本法施行ノ際製造場又ハ保稅地域以外ノ場所ニ於テ十キロロ  
ットル以上ノ揮發油ヲ所持スル場合ニ於テハ其ノ者ニ於テ本法施行ノ日ニ之ヲ製造場ヨリ引取リ  
タルモノト看做シ昭和十二年五月三十一日限其ノ揮發油稅ヲ徵收ス

前項ノ揮發油ニ付テハ其ノ數量及貯藏ノ場所ヲ第二項ノ申告ト同時ニ政府ニ申告スベシ

明治四十四年法律第四十五號第一條中「砂糖消費稅法」及「石油消費稅法」ヲ削リ同法第二條  
中「石油消費稅法」ヲ「揮發油稅法」ニ、同法第三條中「石油消費稅法」ヲ「揮發油稅法」ニ、「石  
油」ヲ「揮發油」ニ改ム

大正九年法律第五十一號中「織物製品」ノ下ニ「揮發油」ヲ加フ

附 則(一)

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際揮發油ノ製造者又ハ販賣業者ガ製造場又ハ保稅地域以外ノ場所ニ於テ三キロロットル  
以上ノ揮發油ヲ所持スル場合ニ於テハ其ノ者ニ於テ本法施行ノ日ニ之ヲ製造場ヨリ引取リタルモ  
ノト看做シ昭和十五年五月三十一日限其ノ揮發油稅ヲ徵收ス此ノ場合ニ於テハ第三條ノ改正稅率  
ニ依リ算出シタル稅額ト從前ノ稅率ニ依リ算出シタル稅額トノ差額ヲ以テ其ノ稅額トス

揮發油稅法第十四條第二項ノ規定ニ依リ政府ノ指定シタル物ヲ混和シテ製成シタル揮發油ニ在リ  
テハ其ノ混和シタル鑛油以外ノ物ノ數量ヲ控除シタルモノヲ以テ前項ノ揮發油ノ數量トス  
第二項ノ揮發油ノ所持者ハ其ノ所持スル揮發油ノ數量及貯藏ノ場所ヲ本法施行後一月以内ニ政府  
ニ申告スベシ

○揮發油稅法施行規則 (昭和十二年三月三十一日勅令第五十六號)

沿革 昭和十五年三月三十一日勅令第四百十九號(一)

第一條 揮發油ヲ製造セントスル者ハ製造場ヲ定メ一年間ノ製造見込數量、住所及氏名又ハ名稱  
ヲ記載シタル申告書ニ當該製造場ノ敷地及建設物ノ圖面並ニ揮發油製造方法書ヲ添付シ之ヲ製



造場所轄稅務署ニ提出スベシ

揮發油稅法第一條但書ノ揮發油ヲ製造セントスル者ハ其ノ旨ヲ前項ノ申告書ニ併セ記載スベシ  
第二條 揮發油ノ製造者製造ニ着手セントスルトキ、一月以上製造ヲ休止セントスルトキ又ハ製造休止後更ニ製造ニ着手セントスルトキハ其ノ時期ヲ定メ所轄稅務署ニ申告スベシ

第三條 揮發油ノ販賣業ヲ營マントスル者ハ販賣場ヲ定メ其ノ住所及氏名又ハ名稱ヲ記載シタル申告書ヲ販賣場所轄稅務署ニ提出スベシ

第四條 前三條ノ規定ニ依リ申告シタル事項又ハ第一條ノ規定ニ依リ提出シタル圖面若ハ揮發油製造方法書ニ記載シタル事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ其ノ都度所轄稅務署ニ申告スベシ

第五條 揮發油ノ製造業又ハ販賣業ヲ相續シタル者ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ

揮發油ノ製造業又ハ販賣業ヲ讓受ケタル者ハ讓渡人ト連署シテ所轄稅務署ニ申告スベシ

合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ガ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ揮發油ノ製造業又ハ販賣業ヲ承繼シタルトキハ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ

第六條 揮發油ノ製造者又ハ販賣業者其ノ製造又ハ販賣業ヲ廢止セントスルトキハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ

第七條 揮發油ノ製造者又ハ販賣業者製造場又ハ販賣場ヲ移轉セントスルトキハ移轉ノ事實ヲ具シ第一條又ハ第三條及前條ノ規定ニ準ズル申告ヲ爲スベシ

第八條 製造場又ハ保稅地域ヨリ揮發油ヲ引取ラントスル者ハ其ノ數量ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ但シ揮發油稅法第一條但書ノ揮發油ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 揮發油稅法第七條第一項ノ規定ニ依リ製造場又ハ保稅地域ヨリ揮發油ヲ引取ラントスル者ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申請シ承認ヲ受クベシ

揮發油稅法第七條第三項ノ期間ハ稅務署長之ヲ指定ス

第十條 揮發油稅法第七條第一項ノ規定ニ依リ製造場又ハ保稅地域ヨリ引取リタル揮發油ヲ引取先ニ移入シタルトキハ直ニ前條第一項ノ稅務署ニ其ノ旨ヲ申告スベシ

第十一條 揮發油稅法第八條第一項ノ規定ニ依リ揮發油稅ノ免除ヲ受ケ製造場ヨリ揮發油ヲ引取ラントスル者ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申請シ承認ヲ受クベシ

第十二條 前條ノ揮發油ニ付輸出ノ證明ヲ爲サントスルトキハ引取後六月以内ニ輸出免狀又ハ之ニ代ルベキ書類ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ所轄稅務署必要アリト認ムルトキハ外國ニ陸揚シタルコトヲ證スベキ書類ヲ提出セシムルコトヲ得

第十三條 揮發油稅法第七條第三項但書又ハ同法第八條第二項但書ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケント



スル者ハ事由ヲ具シ第九條第一項又ハ第十一條ノ稅務署ニ申請スベシ  
前項ノ場合ニ於テ亡失シタル場所ガ前項ノ稅務署ノ管轄外ナルトキハ最寄稅務署ニ亡失ノ事實  
ヲ申告シテ證明書ノ下付ヲ受ケ前項ノ申請ノ際之ヲ提出スベシ

第十四條 揮發油稅法第九條第一項但書ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケントスル者ハ事由ヲ具シ第十一  
條ノ稅務署ニ申請スベシ

第十五條 擔保物ノ種類ハ左ニ掲グルモノニ限ル

- 一 金錢
- 二 國債

三 工場財團

四 鑛業財團

第十六條 擔保物ノ價格ハ特別ノ規定アルモノヲ除クノ外稅務署長ノ定ムル所ニ依ル

第十七條 擔保トシテ金錢又ハ無記名國債證券ヲ提供スルトキハ之ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ所  
轄稅務署ニ提出スベシ

擔保トシテ登錄國債ヲ提供スルトキハ擔保ノ登錄ヲ受ケ其ノ登錄濟通知書ヲ所轄稅務署ニ提出  
スベシ乙種國債登錄簿ニ登錄シタルモノニ在リテハ尙記名國債證券ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ

提出スベシ

擔保トシテ工場財團又ハ鑛業財團ヲ提供シタル者アルトキハ稅務署長ハ抵當權ノ登記ヲ囑託ス  
ベシ

第十八條 稅務署長ニ於テ擔保物ノ價格減少シタリト認ムルトキハ増擔保ヲ提供セシムルコトヲ  
得

擔保トシテ提供シタル國債ノ償還ヲ受クルニ至リタルトキハ稅務署長ハ擔保提供者ヲシテ之ニ  
代ルベキ擔保ヲ提供セシムベシ

前二項ノ規定ニ依リ擔保ノ提供ヲ命ゼラレタル者之ヲ提供セザルトキハ稅務署長ハ直ニ揮發油  
稅ヲ徵收スベシ

第十九條 揮發油稅法第十一條ノ規定ノ適用ヲ受ケントスル者製造場ニ揮發油ヲ戻入セントスル  
トキハ其ノ數量、品質、戻入ノ事由、製造場ヨリ引取リタル日竝ニ引取人ノ住所及氏名又ハ名  
稱ヲ記載シタル申請書ヲ所轄稅務署ニ提出シテ其ノ承認ヲ受クベシ

前項ノ揮發油ヲ引取ル場合ニ於テハ戻入數量ヨリ戻入後ノ減量ヲ控除シタル數量ニ對スル揮發  
油稅ヲ徵收セズ但シ揮發油以外ノ物（揮發油稅法第十四條第二項ノ規定ニ依リ政府ノ指定スル  
物ヲ除ク）ヲ混和シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ



第二十條 揮發油税法第十四條第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケントスル者ハ混和ノ都度豫メ混和ニ供スル揮發油及政府ノ指定スル物ノ數量及品質並ニ混和ノ場所及日時ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ

第二十一條 揮發油ノ製造者ハ製造場毎ニ少クトモ左ニ掲グル事項ヲ帳簿ニ記載スベシ

一 受入レタル原料ノ種類、數量及受入ノ日並ニ其ノ引渡人ノ住所及氏名又ハ名稱

二 使用シタル原料ノ種類、數量及使用ノ日

三 製造シタル揮發油ノ數量、攝氏十五度ニ於ケル比重及製造ノ日

四 引取ラレタル揮發油ノ數量、攝氏十五度ニ於ケル比重、價格及引取ノ日並ニ其ノ引取人ノ住所及氏名又ハ名稱

住所及氏名又ハ名稱

揮發油税法第一條但書ノ揮發油ト其ノ他ノ揮發油トヲ同一製造場ニ於テ製造スル場合ニ於テハ前項ノ事項ハ之ヲ區別シテ記載スベシ

第二十二條 揮發油ノ販賣業者ハ販賣場毎ニ少クトモ左ニ掲グル事項ヲ帳簿ニ記載スベシ

一 受入レタル揮發油ノ數量、價格及受入ノ日並ニ其ノ引渡人ノ住所及氏名又ハ名稱

二 販賣シタル揮發油ノ數量、價格及販賣ノ日並ニ其ノ買受人ノ住所及氏名又ハ名稱

小賣ノ場合ニ於テハ前項第二號ノ買受人ノ住所及氏名又ハ名稱ノ記載ヲ要セズ

第二十三條 前二條ノ規定ハ揮發油以外ノ礦油ノ製造者又ハ販賣業者ニ付之ヲ準用ス

第二十四條 本令中稅務署ニ屬スル事務ハ保稅地域ヨリ引取ラルル揮發油ニ關シテハ稅關之ヲ行

フ

附 則

本令ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

揮發油税法附則第二項ノ規定ニ依リ政府ニ申告セントスル者ハ第一條又ハ第三條ノ規定ニ準ジテ作成シタル申告書ニ同法施行前ヨリ引續キ揮發油ヲ製造シ又ハ其ノ販賣業ヲ營ムコトノ事實ヲ併セ記載シ尙製造者ニ在リテハ第一條ノ規定ニ準ジテ作成シタル圖面及製造方法書ヲ添付シ之ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

附 則(一)

本令ハ昭和十五年法律第三十九號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年法律第三十九號附則第四項ノ規定ニ依ル申告ハ揮發油ノ所在地所轄稅務署ニ之ヲ爲スベシ



# 遊興飲食税

○遊興飲食税法（昭和十五年三月二十九日法律第四十一號）

第一條 料理店、貸席、旅館其ノ他命令ヲ以テ定ムル類似ノ場所ニ於ケル遊興及飲食ニハ本法ニ依リ遊興飲食税ヲ課ス

第二條 遊興飲食税ノ税率ハ遊興飲食ノ料金ノ百分ノ十五トス但シ藝妓ノ花代ニ付テハ料金ノ百分ノ三十トス

前項ノ遊興飲食ノ料金ハ前條ニ規定スル場所ノ經營者ガ遊興又ハ飲食ヲ爲シタル者ヨリ其ノ遊興又ハ飲食ニ付領收スベキ金額ヲ謂フ

第三條 遊興飲食ノ料金ガ一人一回三圓ニ滿タザル場合ニハ遊興飲食税ヲ課セズ但シ左ニ掲グル料金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 藝妓ノ花代及藝妓ノ花代ヲ伴フ遊興飲食ノ料金



二 遊興ノ花代ニ類スル料金ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ  
 三 命令ヲ以テ定ムル料理店ニ於ケル遊興飲食ノ料金

前項ノ一人一回ノ料金ノ計算ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
 第四條 遊興飲食稅ハ第一條ニ規定スル場所ノ經營者ヨリ之ヲ徵收ス

第五條 第一條ニ規定スル場所ノ經營者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ毎月分ノ遊興飲食料金ヲ記載シ  
 タル申告書ヲ翌月十日迄ニ政府ニ提出スベシ但シ經營ヲ廢止シタル場合ニ於テハ直ニ之ヲ提出  
 スベシ

申告書ノ提出ナキトキ又ハ政府ニ於テ申告ヲ不相當ト認メタルトキハ政府ハ其ノ課稅標準額ヲ  
 決定ス

第六條 遊興飲食稅ハ毎月分ヲ翌月末日迄ニ納付スベシ但シ經營ヲ廢止シタル場合ニ於テハ直ニ  
 之ヲ納付スベシ

第七條 第一條ニ規定スル場所ノ經營者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ毎月分ノ遊興飲食料金中其ノ月  
 ニ於テ領收セザルモノニ對スル税金ヲ其ノ料金ヲ領收シタル月ノ翌月末日迄ニ納付スルコトヲ  
 得但シ其ノ經營ヲ廢止シタル場合ニ於テ未ダ納付セザル税金アルトキハ直ニ之ヲ納付スベシ  
 前項ノ規定ニ依リ未ダ税金ヲ納付セザル料金ニシテ領收スルコト能ハザルニ至リタルモノニ付

テハ命令ノ定ムル所ニ依リ遊興飲食稅ヲ免除ス

第八條 第一條ニ規定スル場所ヲ經營セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ豫メ政府ニ  
 申告スベシ之ヲ廢止セントスルトキ亦同ジ

第九條 第一條ニ規定スル場所ノ經營者及經營者ト經營上取引關係アル者ハ命令ノ定ムル所ニ依  
 リ其ノ業務ニ關スル事項ヲ帳簿ニ記載スベシ

前項ニ規定スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ業務ニ關シ必要ナル事項ヲ政府ニ申告スベシ  
 第十條 收稅官吏ハ前條第一項ニ規定スル者ニ對シ質問ヲ爲シ又ハ其ノ業務ニ關スル帳簿書類ヲ

検査スルコトヲ得

第十一條 詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ依リ遊興飲食稅ヲ違脱シ又ハ違脱セントシタル者ハ其ノ違脱  
 シ又ハ違脱セントシタル税金ノ五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其ノ税金ヲ徵收ス但シ罰金額ガ

二十圓ニ滿タザルトキハ之ヲ二十圓トス

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

- 一 第五條第一項ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者
  - 二 政府ニ申告セズシテ第一條ニ規定スル場所ヲ經營シタル者
- 前項第二號ニ規定スル者ニ付テハ直ニ其ノ遊興飲食稅ヲ徵收ス



第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第九條第一項ノ規定ニ依ル帳簿ノ記載ヲ怠リ若ハ詐リ又ハ帳簿ヲ隠匿シタル者

二 第九條第二項ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者

三 第十條ノ規定ニ依ル收税官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者

第十四條 第十一條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四

十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セズ

第十五條 第一條ニ規定スル場所ノ經營者又ハ經營者ト經營上取引關係アル者ノ代理人、戸主、

家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本法ヲ犯シタルトキハ其ノ經營者又ハ經

營者ト經營上取引關係アル者ヲ處罰ス

第十六條 北海道、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ハ遊興飲食税ノ課税標準タル料金ニ對シ地方

税ヲ課スルコトヲ得ズ

第十七條 政府ハ第一條ニ規定スル場所ノ經營者ノ組織スル團體ニ對シ徵稅上必要ナル設備ヲ爲

シ又ハ徵收事務ノ補助ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ前項ノ團體ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ交付金ヲ交付スルコトヲ得

附 則

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

支那事變特別税法第五十二條ノ二ニ規定スル場所ヲ經營スル者ニシテ同法ニ依リ其ノ旨ヲ申告シ

タルモノハ本法施行ノ日ニ於テ本法ニ依リ申告シタルモノト看做ス

支那事變特別税法第六十二條ノ二第一項ノ規定ニ依リ爲シタル命令ハ之ヲ第十七條第一項ノ規定

ニ依リ爲シタル命令ト看做ス

○遊興飲食税法施行規則 (昭和十五年三月三十一日勅令第百五十一號)

第一條 左ニ掲グル場所ニ於ケル遊興及飲食ニハ遊興飲食税法第一條ノ規定ニ依リ遊興飲食税ヲ

課ス

一 貨座敷

二 引手茶屋

第二條 遊興飲食ノ料金ハ花代、揚代、飲食料、席料其ノ他名義ノ何タルヲ問ハズ遊興飲食税法

第一條ニ規定スル場所ノ經營者ガ遊興又ハ飲食ヲ爲シタル者ヨリ其ノ遊興又ハ飲食ニ付領收ス

ベキ金額ノ合計額ニ依ル



第三條 左ニ掲グル遊興飲食ノ料金ニ付テハ其ノ料金ガ一人一回三圓ニ滿タザル場合ト雖モ遊興飲食税ヲ課ス

- 一 娼妓ノ揚代、藝妓ニ類スル者ノ花代其ノ他之ニ類スルモノ(以下其ノ他ノ花代ト稱ス)
- 二 洋風ノ設備ヲ有シ婦女ガ客席ニ侍シテ接待スルカフェ、バー其ノ他ノ料理店(客席ニ侍シテ接待スル婦女ガ常時五人以下ナルモノヲ除ク)ニ於ケル遊興飲食ノ料金

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ一人一回ノ遊興飲食ノ料金ハ各其ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算ス

- 一 二人以上共同シテ遊興又ハ飲食ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ料金ヲ遊興又ハ飲食ヲ爲シタル人員ニテ除シテ得タル金額ニ依ル
- 二 同一ノ遊興又ハ飲食ニ付其ノ他ノ花代ヲ領收スベキ者ト其ノ他ノ花代以外ノ料金ヲ領收スベキ者ト異ナル場合ニ於テハ其ノ他ノ花代ト其ノ他ノ花代以外ノ料金トヲ合算シタル金額ニ依ル

第五條 遊興飲食税法第五條ノ規定ニ依ル申告書ハ毎月分ノ遊興飲食料金ヲ藝妓ノ花代、其ノ他ノ花代及花代以外ノ料金ニ區分シテ之ニ記載シ所轄稅務署ニ之ヲ提出スベシ  
前項ノ申告書ノ提出ナキトキ又ハ稅務署長其ノ申告ヲ不相當ト認メタルトキハ稅務署長ハ其ノ

課稅標準額ヲ決定スベシ

第六條 遊興飲食税法第七條第一項ノ規定ノ適用ヲ受ケントスル者ハ毎月分ノ遊興飲食料金中其ノ月ニ於テ領收セザルモノヲ藝妓ノ花代、其ノ他ノ花代及花代以外ノ料金ニ區分シテ記載シタル申請書ヲ前條ノ申告ト同時ニ所轄稅務署ニ提出シ承認ヲ受ケベシ

前項ノ料金ヲ領收シタル場合ニ於テハ其ノ領收シタル料金ヲ藝妓ノ花代、其ノ他ノ花代及花代以外ノ料金ニ區分シテ記載シタル申告書ヲ翌月十日迄ニ所轄稅務署ニ提出スベシ

第七條 遊興飲食税法第七條第二項ノ規定ニ依リ遊興飲食税ノ免除ヲ受ケントスル者ハ領收スルコト能ハザル事由ヲ具シ所轄稅務署ニ申請スベシ

第八條 遊興飲食税法第一條ニ規定スル場所ヲ經營セントスル者ハ其ノ場所毎ニ左ノ事項ヲ記載シタル申告書ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

- 一 經營者ノ住所及氏名又ハ名稱
- 二 經營スル場所ノ種類及名稱並ニ所在地
- 三 從業者ノ種類及員數
- 四 第三條第二號ニ規定スル料理店ニ在リテハ前號ノ外客席ニ侍シテ接待スル婦女ノ常時ノ員數



五 經營スル場所ノ構造其ノ他設備ノ概要

六 開業ノ年月日

第九條 遊興飲食税法第一條ニ規定スル場所ノ經營者ハ一回ノ遊興飲食毎ニ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スベシ

一 遊興又ハ飲食ノ年月日

二 遊興又ハ飲食ヲ爲シタル者ノ數

三 遊興飲食料金ノ種類及金額

四 二人以上共同シテ爲シタル遊興又ハ飲食ニ付テハ一人一回ノ遊興飲食料金

五 遊興飲食料金ノ領收ノ年月日

稅務署長ハ必要アリト認ムルトキハ遊興又ハ飲食ヲ爲シタル者ノ住所及氏名ノ記載ヲ命ズルコトヲ得

第十條 藝妓、藝妓ニ類スル者若ハ娼妓ノ雇主、抱主若ハ之ニ準ズベキ者又ハ其ノ營業ニ關シ仲

介ヲ爲ス者ハ藝妓、藝妓ニ類スル者又ハ娼妓ノ出先ノ場所毎ニ毎回少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ

記載スベシ

一 藝妓、藝妓ニ類スル者又ハ娼妓ノ名稱

二 藝妓ノ花代又ハ其ノ他ノ花代ノ金額

第十一條 藝妓、藝妓ニ類スル者若ハ娼妓ノ雇主、抱主若ハ之ニ準ズベキ者又ハ其ノ營業ニ關シ

仲介ヲ爲ス者ハ毎月分ノ藝妓ノ花代又ハ其ノ他ノ花代ヲ藝妓、藝妓ニ類スル者又ハ娼妓ノ出先

ノ場所毎ニ區分シテ記載シタル申告書ヲ翌月十日迄ニ所轄稅務署ニ提出スベシ

第十二條 遊興飲食税法第一條ニ規定スル場所ノ經營者其ノ經營ヲ一月以上休止セントスルトキ

ハ其ノ時期ヲ定メ所轄稅務署ニ申告スベシ

第十三條 第八條及前條ノ規定ニ依リ申告シタル事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ其ノ都度所轄稅務

署ニ申告スベシ

第十四條 遊興飲食税法第一條ニ規定スル場所ノ經營ヲ相續シタル者ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申

告スベシ

遊興飲食税法第一條ニ規定スル場所ノ經營ヲ讓受ケタル者ハ讓渡人ト連署シテ所轄稅務署ニ申

告スベシ

合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ガ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ遊興飲

食税法第一條ニ規定スル場所ノ經營ヲ承繼シタルトキハ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ

設立シタル法人ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ



第十五條 遊興飲食税法第一條ニ規定スル場所ノ經營者其ノ經營ヲ廢止セントスルトキハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ

第十六條 遊興飲食税法第一條ニ規定スル場所ノ經營者其ノ場所ヲ移轉セントスルトキハ移轉ノ事實ヲ具シ第八條及前條ノ規定ニ準ジ申告ヲ爲スベシ

第十七條 遊興飲食税法第十七條第一項ノ規定ニ依リ稅務署長ハ同法第一條ニ規定スル場所ノ經營者ノ組織スル團體ニ對シ徵稅上必要ナル設備ヲ爲シ又ハ徵收事務ノ補助ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十八條 前條ノ團體同條第一項ノ命令ニ違反シタルトキハ交付金ノ全部又ハ一部ヲ交付セザルコトヲ得

附 則

本令ハ遊興飲食税法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際第三條第二號ニ規定スル料理店ヲ經營スル者ハ客席ニ侍シテ接待スル婦女ノ常時ノ員數ヲ本令施行ノ日ヨリ一月以内ニ所轄稅務署ニ申告スベシ

取 引 所 稅

○取引所税法 (大正三年三月三十一日法律第二十三號)

改正沿革 大正十一年四月二十日法律第六十一號(1)

昭和六年三月二十八日法律第十四號(2)

昭和十四年四月十二日法律第八十一號(3)

昭和十五年三月二十九日法律第四十二號(4)

第一條 取引所ニハ賣買手数料收入金額百分ノ十二ノ割合ニ依リ取引所特別稅ヲ課ス(4)

第二條 取引所ハ毎月ノ賣買手数料收入金額ヲ翌月十日迄ニ政府ニ申告スヘシ但シ廢業ノトキハ直ニ之ヲ申告スヘシ

前項ノ申告ヲ爲サス又ハ政府ニ於テ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ハ其ノ課稅標準額ヲ決定ス

第三條 取引所特別稅ハ毎月分ヲ翌月末日迄ニ納付スヘシ但シ廢業ノトキハ直ニ之ヲ納付スヘ



シ(4)

第四條 會員組織ノ取引所ニハ取引所特別税ヲ課セス(4)

第五條 取引所ニ於ケル賣買取引ニシテ差金ノ授受ニ依リテ決済ヲ爲シ得ルモノニハ其ノ賣買各約定金高ニ對シ左ノ税率ニ依リ取引税ヲ課ス(2・4)

第一種 地方債證券又ハ社債券ノ賣買取引

甲 七日以内ノ期限ヲ以テ履行期ト爲スヘキ取引ニ屬スルモノ 萬分ノ〇・六

乙 其ノ他ノモノ 萬分ノ一

第二種 有價證券ノ賣買取引

甲 七日以内ノ期限ヲ以テ履行期ト爲スヘキ取引ニ屬スルモノ 萬分ノ五

乙 其ノ他ノモノ 萬分ノ七

第三種 商品ノ賣買取引

甲 銘柄又ハ等級別ニ相對賣買ノ方法ニ依リテ行ヒ履行期ニ於テノミ差金ノ授受ニ依リテ決済ヲ爲シ得ル取引ニ屬スルモノ 萬分ノ一・二五

乙 其ノ他ノモノ 萬分ノ二・五

賣買ヲ解約スルモ其ノ税金ハ之ヲ免除セス(1)

第六條 削除(1)

第七條 國債證券ノ賣買取引ニハ取引税ヲ課セス(1)

第八條 取引所ノ取引員又ハ會員ハ取引税ヲ課セラルヘキ毎月分ノ賣買取引ノ賣買各約定金高ヲ種別及其ノ區分毎ニ記載シタル申告書ヲ取引所ヲ經テ翌月十日迄ニ政府ニ提出スヘシ

取引所ハ前項ノ申告書ヲ調査シ其ノ當否ニ付意見ヲ付シ前項ノ期間内ニ之ヲ政府ニ提出スヘシ

前項ノ規定ニ依リ取引所ヲシテ申告書ノ調査ヲ爲サシムル爲取引員又ハ會員ハ第一項ノ期日前相當ノ期間内ニ申告書ヲ取引所ニ送付スヘシ

申告書ノ提出ナキトキ又ハ政府ニ於テ申告高ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ハ其ノ課税標準額ヲ決定ス(1)

第九條 取引所ノ取引員又ハ會員ハ毎月分ノ税金ヲ取引所ヲ經テ翌月末日迄ニ政府ニ納付スヘシ(1)

第十條 政府ハ取引税ノ納税告知書ヲ取引所ニ交付シ取引所ハ之ヲ其ノ取引員又ハ會員ニ送達スヘシ此ノ場合ニ於テハ取引所ニ交付シタル時ヲ以テ其ノ取引員又ハ會員ニ送達アリタルモノト看做ス



取引所ハ其ノ取引員又ハ會員ノ納付スヘキ税金ヲ取纏メ前條ノ納期內ニ之ヲ政府ニ送付スヘシ(一)

取引所前項ノ規定ニ依リ取纏メタル税金ヲ送付セサルトキハ國稅徵收法ニ依リ取引所ヨリ之ヲ徵收ス

第十一條 取引所ノ取引員又ハ會員カ廢業脫退其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ資格ヲ失ヒタルトキハ課稅標準額ノ申告及取引稅ノ納付ハ前三條ノ期限ニ拘ラス直ニ之ヲ爲スヘシ(一)

前項ノ規定ハ取引所ノ廢業シタル場合ニ於テ取引稅ニ付之ヲ準用ス

第十二條 取引所ハ其ノ取引員又ハ會員ノ取引稅ノ納付ニ付保證ノ責ニ任ス

取引所ノ取引員又ハ會員納期內ニ取引稅ヲ納付セサルトキハ政府ハ取引所ヨリ之ヲ徵收スルコトヲ得(一)

第十三條 取引所ハ賣買手数料及賣買取引ニ關スル事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

取引所ノ取引員又ハ會員ハ賣買取引ニ關スル事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ(一)

第十四條 收稅官吏ハ取引所、取引所ノ取引員又ハ會員ニ就キ其ノ賣買手数料又ハ賣買取引ニ關スル帳簿書類ヲ検査シ又ハ監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得(一)

第十五條 取引所第二條ノ申告ヲ怠リ又ハ詐リタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス因リテ

脱稅シタルトキハ脱稅高三倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處シ直ニ其ノ税金ヲ徵收ス

第十六條 取引所ノ取引員又ハ會員第八條又ハ第十一條ノ申告ヲ怠リ又ハ詐リタルトキハ百圓以

下ノ罰金又ハ十圓以上ノ科料ニ處ス因リテ脱稅シタルトキハ脱稅高五倍ニ相當スル罰金ニ處シ

直ニ其ノ税金ヲ徵收ス但シ税金二十圓未滿ナルトキハ罰金額ヲ百圓トス(一)

第十七條 取引所法第二十五條ノ規定ニ違反シタル行爲アリタルトキハ取引稅ニ關シテハ取引所

ニ於テ賣買取引ヲ爲シテ脱稅シタルモノト看做シ其ノ税金五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其ノ税金ヲ徵收ス但シ税金二十圓未滿ナルトキハ罰金額ヲ百圓トス

前項ノ場合ニ於テハ委託者ニ對シ約定金高トシテ計算シタル金額ヲ以テ賣買各約定金高トス(一)

第十七條ノ二 取引所ニ於ケル賣買取引ニシテ第五條ニ規定スル賣買取引ニ該當セサルモノニ付

差金ノ授受ニ依リテ決済ヲ爲シタルトキハ取引物件ノ種別ニ從ヒ其ノ最高稅率ノ取引稅ヲ課セラルヘキ賣買取引ヲ爲シテ脱稅シタルモノト看做シ其ノ税金五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其

ノ税金ヲ徵收ス但シ税金二十圓未滿ナルトキハ罰金額ヲ百圓トス

前項ノ場合ニ於ケル稅額ハ賣買各約定高ニ依リ計算ス(一)

第十八條 取引所ノ取引員又ハ會員ノ爲シタル第八條又ハ第十一條ノ申告不當ナル場合ニ於テ取



引所之ヲ正當ナル申告トシテ政府ニ提出シタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ十圓以上ノ科料ニ處ス因リテ脱稅スルニ至ラシメタルトキハ脱稅高五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ稅金二十圓未滿ナルトキハ罰金額ヲ百圓トス(1)

第十九條 取引所又ハ取引所ノ取引員若ハ會員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ十圓以上ノ科料ニ處ス(1)

一 取引所第八條又ハ第十一條ノ場合ニ於テ申告書ニ意見ヲ附セス又ハ申告書ノ提出ヲ怠リタルトキ

二 賣買手數料又ハ賣買取引ニ關スル帳簿ヲ調製セス、其ノ記載ヲ怠リ若ハ詐リタルトキ又ハ帳簿書類ヲ隱匿シタルトキ

三 收稅官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、之ヲ妨ケ若ハ忌避シタルトキ

第二十條 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用キス

第二十一條 取引所ノ取引員又ハ會員ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法ヲ犯シタルトキハ其ノ取引員又ハ會員ヲ處罰ス(1)

第二十一條ノ二 日本米穀株式會社ノ米穀市場ニ於ケル賣買取引ニシテ差金ノ授受ニ依リテ決済

ヲ爲シ得ルモノニ付テハ命令ヲ以テ定ムル賣買取引ヲ除クノ外日本米穀株式會社及其ノ米穀市場ヲ取引所、其ノ市場員ヲ取引員ト看做シ本法中取引稅ニ關スル規定ヲ適用ス此ノ場合ニ於テ

ハ第五條第一項ノ規定ニ拘ラス賣買各約定金高ニ對シ萬分ノ一・二五ノ稅率ニ依ル米穀配給統制法第十六條ノ規定ニ違反シタル行爲アリタルトキハ第十七條ノ例ニ依ル

日本米穀株式會社ノ米穀市場ニ於ケル賣買取引ニシテ第一項ニ規定スル賣買取引ニ該當セサルモノニ付差金ノ授受ニ依リテ決済ヲ爲シタルトキハ第十七條ノ二ノ例ニ依ル(3)

第二十二條 北海道、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ハ營業稅ノ附加稅ヲ課スルノ外取引所ノ業務ニ對シ地方稅ヲ課スルコトヲ得ス(4)

附 則

本法ハ大正三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二十二條ノ規定ハ大正四年四月一日ヨリ施行ス

本法施行前ノ賣買取引ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ依リ取引所稅ヲ徵收ス

本法施行前ニ爲シタル賣買取引ニ係ル賣買手數料ニシテ本法施行後ニ收入スルモノハ取引所營業稅ノ課稅標準額ニ算入セス

明治三十九年法律第十二號ハ之ヲ廢止ス



附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正十二年九月一日ヨリ施行)

本法施行前ニ爲シタル取引所ノ賣買取引ニ付テハ其ノ取引ノ結了ニ至ル迄仍従前ノ例ニ依ル

附 則(2)

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(3)

第五十三條 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム(註、米穀配給統制法第五十三條)

附 則(4)

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス(4)

本法施行前ニ爲シタル賣買取引ニ基ク賣買手数料收入金額ニ關シテハ仍従前ノ例ニ依ル

○取引所稅法施行規則 (大正三年七月六日大藏省令第十三號)

改正沿革 大正十一年八月二十三日省令第五十一號(1)

昭和十四年九月三十日省令第四十四號(2)

昭和十五年四月一日省令第十五號(3)

第一條 取引所設立ノ免許ヲ受ケタルトキハ定款及業務規程ヲ添へ免許ノ年月日ヲ十日以内ニ所轄稅務署ニ届出ツヘシ定款若ハ業務規程變更ノ認可ヲ受ケタルトキ又ハ其ノ變更ヲ命セラレタルトキ亦同シ(1)

取引所免許繼續ノ許可ヲ受ケタルトキハ其ノ旨直ニ所轄稅務署ニ届出ツヘシ

第二條 取引所開業シタルトキハ其ノ旨直ニ所轄稅務署ニ申告スヘシ廢業シタルトキ亦同シ

第三條 取引所ハ取引所稅法第二條ニ依ル取引所特別稅課稅標準額申告書ヲ所轄稅務署ニ提出ス

ヘシ(3)

第三條ノ一 支所ヲ設クル取引所ニ在リテハ前三條ニ依ル届出又ハ申告ハ本支所各別ニ其ノ所轄

稅務署ニ之ヲ爲スヘシ(1)

第四條 取引所ノ取引員タル免許ヲ受ケタル者又ハ取引所ノ會員ト爲リタル者ハ其ノ住所、氏名又ハ名稱、營業所、所屬取引所及免許ヲ受ケ又ハ會員ト爲リタル年月日ヲ直ニ所屬取引所ヲ管轄スル稅務署ニ届出ツヘシ

取引所ノ取引員又ハ會員カ廢業、脫退其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ資格ヲ失ヒタルトキハ其ノ旨直ニ所屬取引所ヲ管轄スル稅務署ニ申告スヘシ但シ死亡又ハ解散シタルトキハ所屬取引所ヨリ其



ノ申告ヲ爲スヘシ(1)

第五條 取引所稅法第八條ニ依ル取引稅課稅標準額申告書ハ所屬取引所ヲ管轄スル稅務署ニ提出スヘシ

第六條 第一條第一項、第二條、第四條第二項但書及第五條ノ規定ハ取引所稅法第二十一條ノ第二項ノ規定ニ依リ取引所ト看做サルル日本米穀株式會社及其ノ米穀市場ニ付之ヲ準用ス(2)  
第四條及第五條ノ規定ハ取引所稅法第二十一條ノ第二項ノ規定ニ依リ取引員ト看做サルル日本米穀株式會社ノ米穀市場ノ市場員ニ付之ヲ準用ス(2)

附 則

本令ハ大正三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際既ニ開業セル取引所及現ニ仲買人又ハ會員タル者ハ本令施行後二十日以内ニ第一條又ハ第四條ノ届出ヲ爲スヘシ

附 則(1)

本令ハ大正十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前免許ヲ受ケタル取引所ニシテ取引所令附則第三項ノ規定ニ依リ業務規程ノ認可ヲ受ケタルトキハ認可後五日以内ニ業務規程ヲ添へ所轄稅務署ニ之ヲ届出ツヘシ

本令施行前所轄稅務署ニ爲シタル仲買人ノ免許ニ關スル届出ハ本令ニ依リ爲シタル取引員ノ免許ニ關スル届出ト看做ス

附 則(2)

本令ハ昭和十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(3)

本令ハ昭和十五年法律第四十二號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ爲シタル賣買取引ニ基ク賣買手数料收入金額ニ課セラルベキ取引所營業稅ノ課稅標準額申告書ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル



# 物品税

○物品税法（昭和十五年三月二十九日法律第四十號）

第一條 左ニ掲グル物品ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニハ本法ニ依リ物品税ヲ課ス

## 第一種

### 甲類

- 一 貴石若ハ半貴石又ハ之ヲ用ヒタル製品
- 二 眞珠ヲ用ヒタル製品
- 三 貴金屬製品又ハ金若ハ白金ヲ用ヒタル製品
- 四 鱗甲製品
- 五 珊瑚製品、琥珀製品、象牙製品及七寶製品
- 六 毛皮又ハ毛皮製品
- 七 羽毛製品又ハ羽毛ヲ用ヒタル製品



乙類

- 八 時計
- 九 文房具
- 十 身邊用細貨類
- 十一 化粧用具
- 十二 喫煙用具
- 十三 帽子、杖、鞭及傘
- 十四 袍及トランク
- 十五 靴及履物
- 十六 書畫及骨董
- 十七 室内裝飾用品
- 十八 玩具
- 十九 運動具
- 二十 照明器具
- 二十一 電氣器具及瓦斯器具

二十二 圍碁及將棋用具

二十三 家具

二十四 漆器、陶磁器及硝子製器具ニシテ別號ニ掲ゲザルモノ

二十五 貴金屬ヲ鍍シ又ハ張りタル製品ニシテ別號ニ掲ゲザルモノ

二十六 皮革製品ニシテ別號ニ掲ゲザルモノ

二十七 織物、メリヤス、レース、フェルト及同製品並ニ組物

二十八 果物

二十九 菓子

三十 盆栽、盆石及鉢植類

三十一 愛玩用動物及同用品

第二種

甲類

- 一 寫真機、寫真引伸機、映寫機、同部分品及附屬品
- 二 寫真用ノ乾板、フィルム及感光紙
- 三 蓄音器及同部分品

物品稅 物品稅法



- 四 蓄音器用レコード
  - 五 樂器、同部分品及附屬品
  - 六 雙眼鏡及雙眼鏡
  - 七 銃及同部分品
  - 八 藥莢及彈丸
  - 九 ゴルフ用具、同部分品及附屬品
  - 十 娛樂用ノモーターボート、スカール及ヨット
  - 十一 撞球用具
  - 十二 ネオン管及同變壓器
  - 十三 喫煙用ライター
  - 十四 乗用自動車
  - 十五 化粧品
- 乙類
- 十六 ラヂオ聴取機及同部分品
  - 十七 受信用真空管、擴聲用增幅器及擴聲器

- 十八 扇風機及同部分品
- 十九 煙房用ノ電氣、瓦斯又ハ礦油ストーブ
- 二十 冷蔵庫及同部分品
- 二十一 金庫及鋼鐵製家具
- 二十二 シャンプー及洗粉
- 二十三 紅茶、珈琲及其ノ代用物並ニココア
- 二十四 嗜好飲料但シ酒類及清涼飲料ヲ除ク

第三種

- 一 樽寸
  - 二 飴、葡萄糖及麥芽糖
- 同一物品ニシテ第一種及第二種ニ該當スルモノハ之ヲ第二種トシ、甲類及乙類ニ該當スルモノハ之ヲ甲類トス

第二條 物品稅ノ稅率左ノ如シ

- 第一種
- 甲類 物品ノ價格百分ノ二十



乙類

物品ノ價格百分ノ十

第二種

甲類

物品ノ價格百分ノ二十

乙類

物品ノ價格百分ノ十

第三種

一 樽寸

千本ニ付

五錢

二 飴、葡萄酒及麥芽糖

イ 麥芽糖化ノ方法ニ依リ製造シタル飴

百斤ニ付

二圓

ロ 其ノ他ノ飴並ニ葡萄酒及麥芽糖

百斤ニ付

二圓五十錢

第三條 前條ノ價格ハ第一種ノ物品ニ付テハ小賣業者ノ販賣價格、第二種ノ物品ニ付テハ製造場ヨリ移出スル時ノ價格トス但シ保稅地域ヨリ引取ラルル第一種又ハ第二種ノ物品ニシテ引取人ヨリ税金ヲ徵收スルモノニ付テハ引取ノ際ニ於ケル價格トス

前項ノ價格及樽寸ノ本數ノ計算ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 物品稅ハ第一種ノ物品ニ付テハ販賣セラレタル物品ノ價格ニ應ジ小賣業者ヨリ、第二種又ハ第三種ノ物品ニ付テハ製造場ヨリ移出セラレタル物品ノ價格又ハ數量ニ應ジ製造者ヨリ之ヲ徵收ス但シ保稅地域ヨリ引取ラルル物品ニ付テハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外引取ラレタル物品ノ價格又ハ數量ニ應ジ引取人ヨリ之ヲ徵收ス

第五條 物品稅ハ第一種第十六號及第三十號ニ掲グル物品ニ付テハ其ノ物品ガ入札其ノ他競争ノ方法ニ依リ賣買セラルル場合ニシテ命令ヲ以テ定ムル場合ニ限り之ヲ課ス

前項ノ場合ニ於テハ其ノ札元又ハ之ニ準ズベキ者ガ小賣業者トシテ當該物品ヲ販賣スルモノト看做ス

第六條 製造場以外ノ場所ニ於テ販賣ノ爲化粧品、シャンプー、洗粉又ハ嗜好飲料ヲ容器ニ充填シ又ハ改装スルトキハ之ヲ化粧品、シャンプー、洗粉又ハ嗜好飲料ノ製造ト看做ス

第七條 左ニ掲グル場合ニ於テハ嗜好飲料、飴、葡萄酒又ハ麥芽糖ハ之ヲ製造場ヨリ移出シタルモノト看做ス

- 一 嗜好飲料ヲ製造場内ニ於テ飲用シタルトキ
- 二 飴、葡萄酒又ハ麥芽糖ヲ製造場内ニ於テ飴、葡萄酒又ハ麥芽糖以外ノ製品ノ原料トシテ使用シタルトキ



**第八條** 第一種ノ物品ノ小賣業者ハ毎月其ノ販賣シタル物品ニ付其ノ品名毎ニ數量及價格ヲ記載シタル申告書ヲ、第二種ノ物品ノ製造者ハ毎月其ノ製造場ヨリ移出シタル物品ニ付其ノ品名毎ニ數量及價格ヲ記載シタル申告書ヲ、第三種ノ物品ノ製造者ハ毎月其ノ製造場ヨリ移出シタル物品ニ付其ノ品名毎ニ數量ヲ記載シタル申告書ヲ翌月十日迄ニ政府ニ提出スベシ

第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ヲ保税地域ヨリ引取ル者ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外引取ノ際其ノ物品ニ付前項ニ準ズル申告書ヲ政府ニ提出スベシ

申告書ノ提出ナキトキ又ハ政府ニ於テ申告ヲ不相當ト認メタルトキハ政府ハ其ノ課税標準額ヲ決定ス

**第九條** 小賣業者ガ其ノ販賣シタル第一種ノ物品ノ返還ヲ受ケタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ返還ヲ受ケタル月分以降ノ税額ヨリ其ノ物品ニ課セラレタル物品税ニ相當スル金額ヲ控除ス製造場ヨリ移出シタル第二種ノ物品ヲ同一製造場内ニ戻入シタル場合亦同ジ

製造場ヨリ移出シタル第三種ノ物品ヲ同一製造場内ニ戻入シタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ物品ヲ製造場ヨリ移出スルモ更ニ物品税ノ徵收ヲ爲サズ

**第十條** 物品税ハ毎月分ヲ翌月末日迄ニ納付スベシ但シ第四條但書ノ場合ニ於テハ引取ノ際之ヲ納付スベシ

命令ノ定ムル所ニ依リ第二種又ハ第三種ノ物品ニ付物品税額ニ相當スル擔保ヲ提供シタルトキハ一月以内物品税ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

關税法第三十四條但書ノ規定ニ依リ保税地域ヨリ引取ル物品ニ付テハ第一項但書ノ規定ニ拘ラズ輸入免許ヲ受ケタル際物品税ヲ納付スベシ此ノ場合ニ於テハ引取ノ際其ノ税金ノ擔保ヲ提供スルコトヲ要ス

**第十一條** 命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ他ノ製造場又ハ藏置場ニ移入スル目的ヲ以テ製造場ヨリ移出シ又ハ保税地域ヨリ引取ル第二種又ハ第三種ノ物品ニ付テハ第四條ノ規定ヲ適用セズ

前項ノ場合ニ於テハ移出先又ハ引取先ヲ以テ製造場ト看做シ移出先又ハ引取先ノ營業者ヲ以テ製造者ト看做ス

第一項ノ物品ニシテ政府ノ指定シタル期間内ニ移出先又ハ引取先ニ移入セラレタルコトノ證明ナキモノニ付テハ製造者又ハ引取人ヨリ直ニ其ノ物品税ヲ徵收ス但シ災害其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ滅失シタルモノニ付政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ物品税ヲ免除ス

**第十二條** 命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ製造場ヨリ移出シ又ハ保税地域ヨリ引取ル物品ニシテ左ノ各號ノ一二該當スルモノニ付テハ物品税ヲ免除ス



- 一 第二種ノ物品ノ製造ノ用ニ供スル第二種ノ物品
  - 二 飴、葡萄酒又ハ麥芽糖ノ製造ノ用ニ供スル飴、葡萄酒又ハ麥芽糖
  - 三 輸出スル菓子、糖果其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ノ製造ノ用ニ供スル飴、葡萄酒又ハ麥芽糖
- 前條第三項ノ規定ハ前項ノ物品ニシテ政府ノ指定シタル期間内ニ移出先若ハ引取先ニ移入セラレタルコトノ證明ナキモノ又ハ移出先若ハ引取先ニ移入前其ノ用途ヲ變更セラレタルモノニ付之ヲ準用ス
- 第一項ノ物品ヲ移出先又ハ引取先ニ移入後其ノ用途ヲ變更シタル場合ニ於テハ其ノ場所ヲ以テ製造場ト看做シ移出先又ハ引取先ノ營業者ヲ以テ製造者ト看做ス
- 第一項第三號ノ規定ニ依リ物品稅ノ免除ヲ受ケタル飴、葡萄酒又ハ麥芽糖ヲ使用シテ菓子、糖果其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ヲ製造シタル者ガ之ヲ政府ノ指定シタル期間内ニ輸出シタルコトヲ證明セザル場合ニ於テハ製造者ヨリ直ニ其ノ物品稅ヲ徵收ス但シ災害其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ滅失シタルモノニ付政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第十三條 左ニ掲グル物品ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ物品稅ヲ免除ス
- 一 輸出スルモノ

- 二 學術研究用ニ供スルモノ
  - 三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル用途ニ供スルモノ
- 第十一條第三項ノ規定ハ前項ノ物品ニシテ政府ノ指定シタル期間内ニ輸出シ又ハ其ノ用途ニ供セラレタルコトノ證明ナキモノニ付之ヲ準用ス
- 第十四條 物品稅ヲ課セラレタル飴、葡萄酒又ハ麥芽糖ヲ原料トシテ製造シタル菓子、糖果其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ヲ輸出シタルトキハ輸出者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ原料トシテ使用シタル飴、葡萄酒又ハ麥芽糖ニ付課セラレタル物品稅ニ相當スル金額以下ノ交付金ヲ交付スルコトヲ得
- 第十五條 第一種ノ物品ノ小賣業ヲ營マントスル者又ハ第二種若ハ第三種ノ物品ヲ製造セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ニ申告スベシ其ノ小賣業又ハ製造ヲ廢止セントスルトキ亦同シ
- 第十六條 第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ノ製造者又ハ販賣者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ製造、貯藏又ハ販賣ニ關スル事實ヲ帳簿ニ記載スベシ
- 第一種ノ物品ノ小賣業者又ハ第二種若ハ第三種ノ物品ノ製造者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ製造又ハ販賣ニ關シ必要ナル事項ヲ政府ニ申告スベシ



第十七條 收稅官吏ハ第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ノ製造者又ハ販賣者ニ對シ質問ヲ爲シ又ハ左ニ掲グル物件ニ付検査ヲ爲シ若ハ監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

- 一 第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ニシテ製造者又ハ販賣者ノ所持スルモノ
- 二 第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ノ製造、貯藏又ハ販賣ニ關スル一切ノ帳簿書類
- 三 第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ノ製造、貯藏又ハ販賣上必要ナル建築物、機械、器具、材料其ノ他ノ物件

第十八條 詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ依リ物品稅ヲ遺脱シ又ハ遺脱セントシタル者ハ其ノ遺脱シ又ハ遺脱セントシタル稅金ノ五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其ノ稅金ヲ徵收ス但シ罰金額ガ二十圓ニ滿タザルトキハ之ヲ二十圓トス

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

- 一 第八條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者
- 二 政府ニ申告セズシテ第一種ノ物品ノ小賣業ヲ營ミ又ハ第二種若ハ第三種ノ物品ヲ製造シタル者

前項第二號ニ規定スル者ニ付テハ直ニ其ノ小賣シタル第一種ノ物品又ハ製造シタル第二種若ハ第三種ノ物品ニ對スル物品稅ヲ徵收ス

第二十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

- 一 第十六條第一項ノ規定ニ依ル帳簿ノ記載ヲ怠リ若ハ詐リ又ハ帳簿ヲ隱匿シタル者
- 二 第十六條第二項ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者
- 三 第十七條ノ規定ニ依ル收稅官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者

第二十一條 第十八條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セズ

第二十二條 第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ノ製造者又ハ販賣者ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本法ヲ犯シタルトキハ其ノ製造者又ハ販賣者ヲ處罰ス

第二十三條 本法ニ於テ保稅地域トハ關稅法ニ定ムル保稅地域ヲ謂フ

第二十四條 關稅定率法第七條第十七號ノ規定ハ第十二條第一項第三號ノ規定ニ依リ物品稅ヲ免除セラレタル餡、葡萄酒若ハ麥芽糖ヲ原料トシテ製造シ又ハ第十四條ノ規定ニ依リ交付金ヲ交付セラレタル菓子、糖果其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第二十五條 自己又ハ其ノ家族ノ用ニノミ供スル第二種ノ物品又ハ餡ヲ製造スル者ニハ當該物品



ニ付本法ヲ適用セズ

附 則

第二十六條 本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十四條ノ規定ハ昭和十五年四月三十日以前ノ輸出ニ係ル菓子、糖果其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ニ付テハ之ヲ適用セズ

第二十七條 第九條ノ適用ニ付テハ支那事變特別稅法ニ依リ課セラレタル物品稅ハ之ヲ本法ニ依リ課セラレタル物品稅ト看做ス

第二十八條 支那事變特別稅法第四十八條第一項、第四十九條第一項又ハ第五十條第一項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル物品ハ各第十一條第一項、第十二條第一項又ハ第十三條第一項ノ規定ノ適用ヲ受ケタルモノト看做ス

第二十九條 支那事變特別稅法第三十八條ニ掲グル第一種ノ物品ノ小賣業ヲ營ム者又ハ同第二種若ハ第三種ノ物品ノ製造ヲ爲ス者ニシテ同法ニ依リ其ノ旨ヲ申告シタルモノハ本法施行ノ日ニ於テ本法ニ依リ申告シタルモノト看做ス

第三十條 本法施行前ヨリ引續キ琥珀製品、象牙製品、七寶製品、菓子、盆栽盆石及鉢植類、竝ニ愛玩用動物及同用品ノ小賣業ヲ營ム者本法施行後一月以内ニ其ノ旨ヲ政府ニ申告スルトキハ本法施行ノ日ニ於テ本法ニ依リ申告シタルモノト看做ス

第三十一條 第一條ニ掲グル第二種又ハ第三種ノ物品ノ製造者又ハ販賣者ガ本法施行ノ際製造場又ハ保稅地域以外ノ場所ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ヲ所持スル場合ニ於テハ其ノ場所ヲ以テ製造場、其ノ所持者ヲ以テ製造者ト看做シ之ニ物品稅ヲ課ス此ノ場合ニ於テハ本法施行ノ日ニ於テ其ノ物品ヲ製造場ヨリ移出シタルモノト看做シ第一號ノ物品ニ付テハ第一條各號ニ掲グル品名毎ニ價格三千圓、餡、葡萄酒又ハ麥芽糖ニ付テハ一萬斤ヲ超ユル部分ニ付第二條ニ規定スル稅率ニ依リ算出シタル稅額ト支那事變特別稅法第三十九條ニ規定スル稅率ニ依リ算出シタル稅額トノ差額ヲ以テ其ノ稅額トシ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ物品稅ヲ徵收ス

一 第一條ニ掲グル第二種第一號乃至第十五號ノ物品ニシテ同條各號ニ掲グル品名毎ニ價格三千圓ヲ超ユルモノ

二 餡、葡萄酒又ハ麥芽糖ニシテ合計斤數一萬斤ヲ超ユルモノ  
前項ノ製造者又ハ販賣者ハ第二種ノ物品ニ付テハ其ノ品名毎ニ數量、價格及貯藏ノ場所、餡、葡萄酒又ハ麥芽糖ニ付テハ其ノ品名毎ニ數量及貯藏ノ場所ヲ本法施行後一月以内ニ政府ニ申告スベシ

○物品稅法施行規則 (昭和十五年三月三十一日勅令第五百十號)



第一條 物品税法第一條ノ規定ニ依リ物品税ヲ課スベキ物品ハ別表ニ定ムル所ニ依ル別表ニ於テ貴金屬トハ金、銀、白金及此等ヲ主タル材料トスル合金ヲ謂フ別表ニ於テ貴石、半貴石、眞珠、金又ハ白金ヲ用ヒタル製品トハ其ノ用ヒタル貴石、半貴石、眞珠、金又ハ白金ノ價格(二種以上ノモノヲ用ヒタルモノニ付テハ其ノ價格ヲ合算ス)ガ三圓以上ノモノヲ謂フ

第二條 物品税法第一條ニ掲グル第一種ノ物品中第十六號及第三十號ニ掲グルモノニ付物品税ヲ課スベキ場合ハ一回ノ賣買總金額ガ一萬圓ヲ超ユル場合ニ限ル但シ強制競賣ノ場合ハ物品税ヲ課セズ

第三條 物品税法第一條ニ掲グル第一種ノ物品ノ小賣業ヲ營マントスル者ハ販賣場及販賣スベキ物品ヲ定メ其ノ住所及氏名又ハ名稱ヲ記載シタル申告書ヲ販賣場所轄稅務署ニ提出スベシ

第四條 物品税法第一條ニ掲グル第二種又ハ第三種ノ物品ヲ製造セントスル者ハ製造場及製造スベキ物品ヲ定メ其ノ住所及氏名又ハ名稱ヲ記載シタル申告書ヲ製造場所轄稅務署ニ提出スベシ  
第五條 第一種ノ物品ノ小賣業者又ハ第二種若ハ第三種ノ物品ノ製造者一月以上販賣又ハ製造ヲ休止セントスルトキハ其ノ時期ヲ定メ所轄稅務署ニ申告スベシ

第六條 稅務署長ハ必要ト認ムルトキハ第二種又ハ第三種ノ物品ノ製造者ニ製造場ノ圖面及製造

用ノ機械器具ノ目錄ヲ提出セシムルコトヲ得

第七條 第三條乃至第五條ノ規定ニ依リ申告シタル事項又ハ前條ノ規定ニ依リ提出シタル圖面若ハ目錄ニ記載シタル事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ其ノ都度所轄稅務署ニ申告スベシ

第八條 第一種ノ物品ノ小賣業又ハ第二種若ハ第三種ノ物品ノ製造業ヲ相續シタル者ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ

第一種ノ物品ノ小賣業又ハ第二種若ハ第三種ノ物品ノ製造業ヲ讓受ケタル者ハ讓渡人ト連署シテ所轄稅務署ニ申告スベシ

合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ガ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ第一種ノ物品ノ小賣業又ハ第二種若ハ第三種ノ物品ノ製造業ヲ承繼シタルトキハ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ

第九條 第一種ノ物品ノ小賣業又ハ第二種若ハ第三種ノ物品ノ製造ヲ廢止セントスルトキハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ

第十條 第一種ノ物品ノ小賣業者又ハ第二種若ハ第三種ノ物品ノ製造者販賣場又ハ製造場ヲ移轉セントスルトキハ移轉ノ事實ヲ具シ第三條又ハ第四條及前條ノ規定ニ準ジ申告ヲ爲スベシ

第十一條 第一種又ハ第二種ノ物品ニシテ通常容器ト共ニ販賣セラルルモノノ價格ハ其ノ容器ノ



價格ヲ加ヘタル金額ニ依ル

第十二條 保稅地域ヨリ引取ラルル第一種又ハ第二種ノ物品ニシテ引取人ヨリ税金ヲ徵收スルモノノ價格ハ輸入ノ際ニ於ケル到着價格ニ當該物品ニ課セラルベキ織物消費稅及關稅ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額ニ依ル

第十三條 燐寸ノ本數ハ軸木ノ本數ニ依ル但シ二個以上ノ點火裝置ヲ附シタルモノニ付テハ其ノ點火裝置ノ個數ニ依ル

第十四條 第一種ノ物品ノ販賣者又ハ製造者ガ第一種ノ物品ヲ保稅地域ヨリ引取ル場合ニ於テハ物品稅ハ之ヲ徵收セズ

前項ノ場合ニ於テハ販賣場又ハ製造場ノ所轄稅務署ヨリ交付ヲ受ケタル販賣者又ハ製造者タルコトヲ證明スベキ書類ヲ所轄稅關ニ提出スベシ

第一項ノ場合ニ於テハ物品稅法第八條第二項ノ規定ニ依ル申告書ノ提出ヲ要セズ

第十五條 物品稅ノ免除ヲ受ケズシテ輸出シタル物品ヲ再輸入シ之ヲ保稅地域ヨリ引取ル場合ニ於テハ物品稅ヲ徵收セズ

前條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第十六條 物品稅法第八條第一項ノ規定ニ依ル申告書ハ所轄稅務署ニ之ヲ提出スベシ

前項ノ申告書ノ提出ナキトキ又ハ稅務署長其ノ申告ヲ不相當ト認メタルトキハ稅務署長ハ其ノ課稅標準額ヲ決定スベシ

前二項ノ規定ハ物品稅法第八條第二項ノ規定ニ依ル申告ニ付之ヲ準用ス

第十七條 第一種ノ物品ノ小賣業者又ハ第二種ノ物品ノ製造者返還ヲ受ケ又ハ戻入シタル物品ニ付物品稅法第九條第一項ノ規定ニ依ル控除ヲ受ケントスルトキハ當該物品ニ付物品稅ヲ納付シ又ハ其ノ徵收ノ猶豫ヲ受ケタルコトヲ證明スベキ書類及返還又ハ戻入ノ事實ヲ證明スベキ書類ヲ呈示シテ當該物品ノ品名、數量、價格及稅額ニ付所轄稅務署ノ承認ヲ受クベシ

第十八條 物品稅法第一條ニ掲グル第三種ノ物品ノ製造者戻入シタル物品ニ付同法第九條第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケントスルトキハ當該物品ニ付物品稅ヲ納付シ又ハ其ノ徵收ノ猶豫ヲ受ケタルコトヲ證明スベキ書類及戻入ノ事實ヲ證明スベキ書類ヲ呈示シテ當該物品ノ品名及數量ニ付所轄稅務署ノ承認ヲ受クベシ

第十九條 擔保物ノ種類ハ金錢又ハ國債ニ限ル

擔保トシテ金錢又ハ無記名國債證券ヲ提供スルトキハ之ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

擔保トシテ登録國債ヲ提供スルトキハ擔保ノ登録ヲ受ケ其ノ登録濟通知書ヲ所轄稅務署ニ提出



スベシ乙種國債登録簿ニ登録シタルモノニ在リテハ尙記名國債證券ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ提出スベシ

擔保トシテ提供シタル國債ノ償還ヲ受クルニ至リタルトキハ稅務署長ハ擔保提供者ヲシテ之ニ代ルベキ擔保ヲ提供セシムベシ

第二十條 物品稅法第十條第二項ノ規定ニ依リ擔保ヲ提供シタル者期限内ニ税金ヲ納付セザルトキハ擔保ヲ以テ之ニ充ツ但シ擔保物國債ナルトキハ之ヲ公賣ニ付シ税金及公賣ノ費用ニ充テ不足金アルトキハ之ヲ追徴シ殘金アルトキハ之ヲ還付ス

前項ノ規定ハ物品稅法第十條第三項ノ規定ニ依リ提供シタル擔保ニ付之ヲ準用ス

第二十一條 物品稅法第十一條第一項ノ規定ニ依リ第二種又ハ第三種ノ物品ヲ製造場ヨリ移出セントスル者ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申請シ承認ヲ受クベシ

第二十二條 前條ノ承認ヲ受ケ製造場ヨリ移出シタル第二種又ハ第三種ノ物品ヲ移出先タル製造場又ハ藏置場ニ移入シタルトキハ移出先ノ營業者ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ

第二十三條 物品稅法第十二條第一項第三號ノ物品ハ輸出スル菓子及糖果ノ外輸出スル果實蜜及之ニ類スルモノトス

第二十四條 物品稅法第十二條第一項ノ規定ニ依リ第二種ノ物品又ハ飴、葡萄糖若ハ麥芽糖ヲ製

造場ヨリ移出セントスル者ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申請シ承認ヲ受クベシ

第二十二條ノ規定ハ前項ノ物品ヲ其ノ移出先ニ移入シタル場合ニ付之ヲ準用ス

第二十五條 物品稅法第十二條第一項ノ規定ニ依リ物品稅ノ免除ヲ受ケタル物品ニ付其ノ用途ヲ變更セントスルトキハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申請シ承認ヲ受クベシ

第二十六條 物品稅法第十三條第一項第三號ノ規定ニ依リ物品稅ヲ免除スル物品ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 醫療用ニ供スルモノ但シ第三種ノ物品ヲ除ク

二 機械用又ハ工業用ニ供スルモノ但シ燐寸竝ニ飲料又ハ食料品ノ製造ノ用ニ供スル飴、葡萄糖及麥芽糖ヲ除ク

三 神社、寺院、又ハ教會ニ於テ式典用又ハ禮拜用ニ供スルモノ但シ第三種ノ物品ヲ除ク

四 教育用ニ供スルモノ但シ中等學校又ハ小學校ニ於テ使用スル寫眞機、映寫機、寫眞用フィルム、蓄音器、蓄音器用レコード、ピアノ、オルガン、箏、三絃、ラヂオ聽取機、擴聲用增幅器及擴聲器ニ限ル

五 軍用ニ供スルモノ但シ陸海軍ノ購入ニ係ル毛皮、毛皮製品、帽子、靴、トランク、靴、寢臺、第一種第二十六號ノ皮革製品、織物、織物製品、メリヤス、メリヤス製品、犬、寫眞機、



寫真機部分品、寫真用乾板、寫真用フィルム、寫真用感光紙、雙眼鏡、隻眼鏡、銃、銃部分品、藥莢及彈丸ニ限ル

六 通信用ニ供スルモノ但シ無線電信又ハ無線電話(放送無線電話ヲ除ク)ノ用ニ供スルラヂオ聴取機及受信用真空管ニ限ル

第二十七條 第一種ノ物品ノ小賣業者又ハ第二種若ハ第三種ノ物品ノ製造者物品稅法第十三條及前條ノ規定ニ依リ物品稅ノ免除ヲ受ケントスルトキハ第一種ノ物品ヲ引渡シ又ハ第二種若ハ第三種ノ物品ヲ製造場ヨリ移出スル際其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申請シ承認ヲ受クベシ

第二十八條 物品稅法第十二條第一項第三號ノ規定ニ依リ物品稅ヲ免除セラレタル飴、葡萄糖若ハ麥芽糖ヲ原料トシテ製造シタル菓子、糖果若ハ果實蜜及之ニ類スルモノ又ハ同法第十三條第一項第一號ノ物品ニ付輸出ノ證明ヲ爲サントスルトキハ輸出免狀又ハ之ニ代ルベキ書類ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

前項ノ場合ニ於テ所轄稅務署必要アリト認ムルトキハ外國ニ陸揚シタルコトヲ證スベキ書類ヲ提出セシムルコトヲ得

第二十九條 物品稅法第十一條第三項、第十二條第二項及第四項並ニ第十三條第二項ノ期間ハ稅務署長之ヲ指定ス

第三十條 物品稅法第十一條第三項但書、第十二條第二項及第四項但書並ニ第十三條第二項ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケントスル者ハ事由ヲ具シ第二十一條、第二十四條第一項又ハ第二十七條ノ稅務署ニ申請スベシ

前項ノ場合ニ於テ滅失シタル場所ガ前項ノ稅務署ノ管轄外ナルトキハ最寄稅務署ニ滅失ノ事實ヲ申告シテ證明書ノ下付ヲ受ケ前項ノ申請ノ際之ヲ提出スベシ

第三十一條 第二十一條、第二十二條、第二十四條、第二十五條及第二十七條乃至前條ノ規定ハ物品稅法第十一條乃至第十三條ノ規定ノ適用ヲ受ケ保稅地域ヨリ引取ラルル第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ニ付之ヲ準用ス

第三十二條 物品稅法第十四條ノ規定ニ依ル交付金ハ左ノ各號ニ掲グル金額トス但シ飴、葡萄糖又ハ麥芽糖ノ製造場ヨリ直接引取リタル飴、葡萄糖又ハ麥芽糖ヲ原料トシテ保稅工場ニ於テ製造シタル菓子、糖果又ハ果實蜜及之ニ類スルモノニ付テハ其ノ飴、葡萄糖又ハ麥芽糖ニ對スル物品稅ニ相當スル金額トス

一 麥芽糖化ノ方法ニ依リ製造シタル飴ヲ使用シタル菓子、糖果又ハ果實蜜及之ニ類スルモノノ菓子、糖果又ハ果實蜜及之ニ類スルモノノ中ニ含有スル麥芽糖化ノ方法ニ依リ製造シタル飴百斤ニ付

二圓



二 其ノ他ノ飴又ハ葡萄糖若ハ麥芽糖ヲ使用シタル菓子、糖果又ハ果實蜜及之ニ類スルモノ  
菓子、糖果又ハ果實蜜及之ニ類スルモノノ中ニ含有スル麥芽糖化以

外ノ方法ニ依リ製造シタル飴、葡萄糖又ハ麥芽糖百斤ニ付 二圓五十錢

第三十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ物品稅法第十四條ノ規定ニ依ル交付金ヲ交付  
セズ

一 菓子、糖果又ハ果實蜜及之ニ類スルモノノ輸出後一年以内ニ交付金ノ交付ヲ申請セザルト  
キ

二 菓子、糖果又ハ果實蜜及之ニ類スルモノノ一回ノ輸出量ガ三百斤ニ滿タザルトキ

第三十四條 物品稅法第十四條ノ規定ニ依ル交付金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ輸出ノ際關稅法施  
行規則第三十四條第一項ノ規定ニ依ル申告ノ外菓子、糖果又ハ果實蜜及之ニ類スルモノノ種  
類、毎種類ノ數量、使用原料ノ種類、製造者ノ氏名又ハ名稱及製造ノ場所ヲ稅關ニ申告シ飴、  
葡萄糖又ハ麥芽糖ノ含有量ニ付檢定ヲ受クベシ但シ第三十二條但書ノ規定ニ依ル交付金ノ交付  
ヲ受ケントスル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十五條 物品稅法第十四條ノ規定ニ依ル交付金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ輸出免狀  
又ハ之ニ代ルベキ稅關ノ證明書ヲ添附シテ輸出港稅關ニ提出スベシ

第三十二條但書ノ規定ニ依ル交付金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ前項ノ書類ノ外飴、葡萄糖又ハ  
麥芽糖製造場所轄稅務署ノ物品稅納稅濟證明書及保稅工場場所轄稅關ノ製造證明書ヲ提出スベ  
シ

第二十八條第二項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第三十六條 第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ノ販賣者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スベシ

一 受入レタル物品ノ品名、數量、價格及受入ノ日並ニ其ノ引渡人ノ住所及氏名又ハ名稱

二 販賣シタル物品ノ品名、數量、價格及販賣ノ日並ニ其ノ買受人ノ住所及氏名又ハ名稱

小賣ノ場合ニ於テハ前項第二號ノ買受人ノ住所及氏名又ハ名稱ノ記載ヲ要セズ但シ所轄稅務署  
監督上必要アリト認メ其ノ記載ヲ命ジタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十七條 第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ノ製造者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スベシ

一 受入レタル材料ノ種類、數量及受入ノ日並ニ其ノ引渡人ノ住所及氏名又ハ名稱

二 使用シタル材料ノ種類、數量及使用ノ日

三 製造シタル物品ノ品名、數量及製造ノ日

四 販賣シ又ハ移出シタル物品ノ品名、數量、價格及販賣又ハ移出ノ日並ニ其ノ買受人又ハ引  
取人ノ住所及氏名又ハ名稱



前條第二項ノ規定ハ前項第四號ニ掲グル事項ノ記載ニ付之ヲ準用ス

第三十八條 販賣場ヲ有セズシテ第一種ノ物品ノ小賣業ヲ營ム者ニ在リテハ其ノ住所、住所ナキトキハ居所ヲ以テ販賣場ト看做ス

第三十九條 本令中稅務署ニ屬スル事務ハ保稅地域ヨリ引取ラルル物品ニ關シテハ稅關之ヲ行フ

附 則

第四十條 本令ハ物品稅法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三十二條乃至第三十五條ノ規定ハ昭和十五年四月三十日以前ノ輸出ニ係ル菓子、糖果又ハ果實蜜及之ニ類スルモノニ付テハ之ヲ適用セズ

第四十一條 物品稅法第三十條ノ規定ニ依リ政府ニ申告セントスル者ハ第三條ノ規定ニ準ジテ作成シタル申告書ニ同法施行前ヨリ引續キ琥珀製品、象牙製品、七寶製品、菓子、盆栽盆石及鉢植類並ニ愛玩用動物及同用品ノ小賣業ヲ營ムコトノ事實ヲ併セ記載シ之ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

第四十二條 物品稅法第三十一條第一項ノ規定ニ依リ課スベキ物品稅ハ其ノ稅額百圓以下ナルトキハ昭和十五年五月三十一日限、稅額百圓ヲ超ユルトキハ左ノ區分ニ依リ各月ニ等分シ其ノ月末日限之ヲ徵收ス

稅額百圓ヲ超ユルトキ 昭和十五年五月及六月

稅額千圓ヲ超ユルトキ 同年五月乃至七月

稅額二千圓ヲ超ユルトキ 同年五月乃至八月

稅額五千圓ヲ超ユルトキ 同年五月乃至九月

第四十三條 物品稅法第三十一條第二項ノ規定ニ依ル申告ハ第二種ノ物品又ハ飴、葡萄糖若ハ麥芽糖ノ所在地所轄稅務署ニ之ヲ爲スベシ

第四十四條 宗教團體法第三十五條第一項ノ佛堂ニ於テ式典用又ハ禮拜用ニ供スル物品（第三種ノ物品ヲ除ク）ハ物品稅法第十三條第一項第三號ノ規定ニ依リ物品稅ヲ免除ス

【別表】

課稅物品表

品 名	課 稅 最 低 限 格	
	單 位	價 格
第一種		

物品稅 物品稅法施行規則 別表



甲類

- 一 貴石若ハ半貴石又ハ之ヲ用ヒタル製品但シ理化學用ノモノヲ除ク
  - イ 貴石、半貴石
    - ダイヤモンド、ルビー、サファイヤ、アレキサンドライト、クリソベリール、トパーズ、スピネル、エメラルド、アクアマリン、ペリール、トールマリン、ジルコン、クリソライト、ガーネット、オパール、翡翠、水晶、瑪瑙、猫眼石、虎眼石、孔雀石、土耳其玉、月長石、青金石、クンツァイト、ブラッドストーン及ヘマタイト
  - ロ 貴石又ハ半貴石ヲ用ヒタル製品
- 二 眞珠又ハ眞珠ヲ用ヒタル製品
  - イ 天然眞珠及養殖眞珠
  - ロ 眞珠ヲ用ヒタル製品
- 三 貴金屬製品又ハ金若ハ白金ヲ用ヒタル製品但シ理化學用ノモノ又ハ醫療用ノモノヲ除ク
  - イ 貴金屬製品但シ金ペンヲ除ク

一個	三圓
一個又ハ一組	三圓
一個	三圓
一個又ハ一組	三圓
一個又ハ一組	三圓
一個又ハ一組	三圓

- ロ 金側又ハ白金側ノ時計但シ金ヲ鍍シ又ハ張りタルモノヲ除ク
- ハ 金屏風及衝立
  - ニ 其ノ他金又ハ白金ヲ用ヒタル製品但シ金箔、金絲、金粉又ハ金液ヲ用ヒタルモノ及金ヲ鍍シ又ハ張りタルモノヲ除ク
- 四 籠甲製品
- 五 珊瑚製品、琥珀製品、象牙製品及七寶製品
  - イ 珊瑚製品
  - ロ 琥珀製品但シ電氣絶縁用ノモノヲ除ク
  - ハ 象牙製品但シ骨牌稅ヲ課セラルル骨牌ヲ除ク
  - ニ 七寶製品
- 六 毛皮又ハ毛皮製品
  - イ 毛皮
  - ロ 毛皮製品
    - 敷物、膝掛、手套類、襟卷、被服類、被服用ノ裏、襟、袖及縁
- 七 羽毛製品又ハ羽毛ヲ用ヒタル製品
  - イ 羽毛製品

一個	三圓
一個	三圓
一個又ハ一組	三圓
一個又ハ一組	三圓
一個又ハ一組	三圓
一個又ハ一組	三圓
一個又ハ一組	三圓
一個	五圓
一個又ハ一組	五圓

物品稅 物品稅法施行規則 別表



襟卷  
 口 羽毛ヲ用ヒタル製品  
 蒲團、座蒲團及クツシヨ

乙類

八 時計  
 懐中時計、腕時計、置時計、掛時計及電氣時計

九 文房具

イ 万年筆、硯箱、文箱、料紙箱、色紙箱、短冊箱、スケッチ箱及畫架  
 ロ 金ペン（軸ヲ附シタルモノヲ含ム）、シャープペンシル、インク入（インクスタンドヲ含ム）、硯、筆、墨、繪具、ペーパーナイフ、筆入、筆立、ペン立、ペン皿、文鎮、色紙、短冊、アルバム、鉛筆削器及本立（ブックエンドヲ含ム）  
 十 身邊用網貨類  
 イ 指環、腕環、耳飾、頸飾、ペンダント、櫛、笄、簪、頭髮用ピン、ハットピン、ネクタイピン、襟止、帶止、バックル、鎖、カフス釦、根

一個 五圓

一個 五圓

一個 十五圓

一個又ハ一組 四圓

一個又ハ一組 二圓

付及メダル  
 ロ ハンドバッグ、手提袋、財布、懐中用書狀入、名刺入、筥迫及シース

十一 化粧用具

イ 化粧用刷子（頭髮用ノモノヲ含ム）、コンパクト、香水噴及白粉入其ノ他ノ化粧品ノ容器  
 ロ 化粧具匣（折疊式ノモノヲ含ム）及其ノ他ノ化粧用具セット

一個又ハ一組 三圓

一個 五圓

一個 三圓

一個又ハ一組 五圓

十二 喫煙用具

イ 煙管、パイプ類及同ケース  
 ロ 煙草入、灰皿、煙草セット及煙草盆

一個又ハ一組 三圓

一個又ハ一組 五圓

十三 帽子、杖、鞭及傘

イ 帽子  
 ロ 杖及鞭  
 ハ 傘（ビーチパラソルヲ含ム）

一個 五圓

一個 三圓

一個 六圓

十四 靴及トランク

イ 皮革製又ハ金屬製ノモノ  
 ロ 其ノ他

一個 十圓

一個 三十圓

十五 靴及履物



- イ 靴(較革製又ハ鯨革製ノモノヲ除ク)
- (一) 長靴
- (二) 其ノ他
- ロ 履物
- 十六 書畫及骨董
- 十七 室内裝飾用品
- 十八 玩具
- 十九 運動具
- イ ボール
- (一) 庭球、野球又ハホッケー用ノモノ
- (二) 其ノ他
- ロ ホット
- ハ グローブ、ミット、圓盤、砲丸、槍、鐵槌、
- ニ フェンシング用劍及バーベル
- ニ バッド、ラケット、ガット及ホッケー用スチ
- ツク
- (一) バット及ホッケー用スチツク

一個	一個又ハ一對	一個	一個	一個	一個又ハ一組	一個又ハ一組	一足	一足	一足
二圓	五圓	十圓	五圓	五十錢	三圓	十圓	四圓	十二圓	二十圓

- ホ スケート、スキー、同部分品及附屬品
- (三) ガット
- (二) ラケット
- (一) スケート
- (一) スキー
- (二) シール
- (三) 鍔具、金具及スキーストック
- (四) リニッタサック、ピツケル及コツヘル
- ヘ
- 二十 照明器具
- スタンド、シャンデリヤ、ペンダント、ブ
- ラケット、バルベット、シーリングライト、
- ポーターライト、グローブ、シェード及之
- ニ類スルモノ
- 二十一 電気器具及瓦斯器具
- イ 湯沸器(珈琲沸器及牛乳沸器ヲ含ム)、タ
- オル蒸器、調理用器具(七輪、竈及炊飯器
- ヲ除ク)、アイロン、鍋(半田鍋ヲ除ク)、鍋
- 焼器、毛髮乾燥器、炬燵、行火、火鉢(電

一個	一張分	一個	一對	一對	一對	一對	一個又ハ一組	一個又ハ一組
五圓	二圓	五圓	十圓	五圓	五圓	五圓	五圓	五圓







(四) 其ノ他

幅四十六糎未滿ノモノ  
 幅四十六糎以上百二十糎未滿ノモノ  
 幅百二十糎以上ノモノ  
 ロ メリヤス、レース及フェルトニシテ布帛  
 狀ノモノ但シ敷物地ヲ除ク  
 ハ 織物、メリヤス、レース及フェルトノ製  
 品並ニ組物

(一) 着物、羽織、褌袴及之ニ類スルモノ

單衣

其ノ他

袴

(三)(二) 帶(帶地ヲ含ム)

女子用ノ丸帶及袋帶

單帶、名古屋帶、兵兒帶、男帶其ノ

他ノ帶

(四) 洋服

男子用ノモノ

一米 二圓  
 一米 五圓  
 一米 十二圓

一平方米 三圓

一個 二十五圓  
 一個 三十三圓  
 一個 二十三圓

一個 三十圓

一個 十八圓

一組ノモノ(三ツ揃ノモノ)

上衣

チヨッキ

ズボン

女子用ノモノ

一組又ハ上下連續シタルモノ

上衣

スカート

(五) 外套、和服用コート、トンビ、ケーブ

及之ニ類スルモノ

男子用ノモノ

女子用ノモノ

(六) 其ノ他ノ被服類

シャツ、ズボン下、スウェーター、パ  
 ジャマ、ローブ、ガウン、下着、肌  
 着及之ニ類スルモノ

(七) 服飾附屬品

襟卷

帶揚、扱帶及帶締

一個 十圓  
 一個 七圓

一個 六十圓  
 一個 四十五圓

一組又ハ一個 四十五圓  
 一個 二十五圓  
 一個 二十圓

一組 七十圓  
 一個 三十五圓  
 一個 十二圓  
 一個 二十三圓



半襟	一個	四圓
ネクタイ	一個	三圓
手袋	一對	二圓
手巾、靴下及之ニ類スルモノ	一個又ハ一足	一圓
(八) 毛布、膝掛、蚊帳及蒲團類		
毛布及膝掛	一枚	十五圓
蚊帳	一個	二十五圓
蒲團	一個	二十五圓
敷蒲團	一個	二十圓
其ノ他	一個	二十五圓
座蒲團、クッション(クッション側ヲ含ム)、及フットスツール	一個	五圓
(九) 窓掛、桌子掛(センターピースヲ含ム)、ピアノ掛、鏡臺掛、椅子掛、寢臺掛、袱紗及風呂敷類	一個	五圓
敷物類(敷物地ヲ含ム)	一個	六圓
敷帳及化粧廻	一個	百圓
(十) 敷物類(敷物地ヲ含ム)	一平方米	五圓
(十一) 敷物類(敷物地ヲ含ム)	一個	百圓
果物		
二十八		

イ メロン	一個	一圓
ロ バイヤ、鳳梨、林檎、梨及柑橘類	一個	五十錢
ハ 葡萄	百匁	一圓
二十九 菓子		
イ 箱、罐、罎、籠其ノ他類似ノ容器ニ入レタルモノ但シ通常小賣ニ用ヒザル容器ニ入レタルモノヲ除ク	容器入一個	三圓
ロ 其ノ他ノモノ	一個	三圓
三十 盆栽、盆石及鉢植類		
盆栽、盆景、盆石、鉢植及之ニ類スルモノ		三圓
三十一 愛玩用動物及同用品		
イ 愛玩用動物		
犬及猫	一匹	十圓
金魚及熱帶魚	一尾	三圓
(一) 犬及猫		
(二) 金魚及熱帶魚		
(三) みかどすずめ、べにすずめ、ひのまるてう、さくらすずめ、かのこすずめ、こもんでう、こきんでう、きんばら、ぶんでう、きんくわてう、きんせいてう、きんらんでう、ほうこうてう、かへでてう、		



そうしてう、ごうくわんてう、かなりや、  
いかる、ひわ、あをじ、のじこ、ほほじ  
ろ、しまごま、かやくぐり、きんけい、  
ぎんけい、はくかん、ほろほろてう、き  
うかんてう、あうむ、ようむ、及いんこ  
並ニ狩獲法施行規則第十一條ノニニ掲ゲ  
ル鳥

ロ 愛玩用動物用品

(一) 犬舎及鳥籠

(二) 金魚及熱帯魚ノ容器

一羽

三圓

一個

五圓

第二種

甲類

一 寫眞機、寫眞引伸機、映寫機、同部分品及附屬品

イ 寫眞機但シ航空機用ノモノ及顯微鏡用ノモノヲ除ク

ロ 寫眞引伸機

ハ 映寫機

ニ 寫眞機部分品及附屬品

レンズ(シャッター附ノモノヲ含ム)、暗函(蛇腹ノ有無ヲ別タズ)、  
シャッター、フィルムバックホルダー、取枠、フラインダー、三脚

臺、カラーフィルター、セルフタイマー、露出計、距離計及寫眞

機用又ハ三脚臺用ケース

ホ 寫眞引伸機部分品

暗函、コンデンサー、レンズ及支持臺

ヘ 映寫機部分品及附屬品

コンデンサー、レンズフィルム、リール、ランプハウス、映寫機  
用ランプ、ヘッドマシン、映寫機用モーター、發聲裝置、フィル  
ム巻取機、カラースクリーン及映寫機用ケース

二 寫眞用ノ乾板、フィルム及感光紙

イ 寫眞用乾板但シ航空機用ノモノ及エックス線用ノモノヲ除ク

ロ 寫眞用フィルム但シ航空機用ノモノ及エックス線用ノモノヲ除ク

ハ 寫眞用感光紙但シエックス線用ノモノヲ除ク

三 蓄音器及同部分品

イ 蓄音器(ラヂオ聴取裝置ヲ附シタルモノヲ含ム)

ロ 蓄音器部分品

蓄音器匣、サウンドボックス、移動腕金、ピックアップ、蓄音器用  
モーター、回転盤、動力用ゼンマイ及蓄音器用針

四 蓄音器用レコード但シ六吋以下ノ紙製ノモノヲ除ク

五 樂器、同部分品及附屬品

物品類 物品稅法施行規則 別表



イ 樂器

ピアノ、オルガン、アコーディオン、バンドニオン、ハーモニカ、  
 ヴァイオリン、ヴィオラ、セロ、コントラバス、マンドリン、マン  
 ドラ、マンドリラ、マンドセロ、マンドローネ、ギター、ギタロ  
 ーネ、バラライカ、ウクレレ、パンジョー、フリユート、ピッコロ、  
 クラリネット、オーボ、バズーン、ホルネット、トランペット、ト  
 ロンボーン、アルト、バリトン、チューバ、サクソフオーン、ス  
 ザフオーン、ホルン、バイブラフオーン、喇叭(信號喇叭ヲ除ク)、  
 木琴、鐵琴、ハープ、リラ、箏、三絃、琵琶、明笛、尺八、鼓、ド  
 ラム類、タンボリン及シンバル

ロ 樂器部分品及附屬品

絃樂器用ノ絃、弓又ハ撥及樂器用ケース

六 雙眼鏡及雙眼鏡

七 銃及同部分品

イ 銃

獵銃、拳銃及空氣銃

ロ 銃部分品

銃身及銃床

八 藥莢(裝藥シタルモノヲ含ム)及彈丸但シ獵銃、拳銃又ハ空氣銃用ノモ

ノニ限ル

九 ゴルフ用具、同部分品及附屬品

イ ゴルフクラブ及ゴルフボール

ロ ゴルフクラブノヘッド及シャフト

ハ ゴルフクラブ用バッグ

十 娛樂用ノモーターボート、スカール及ヨット

十一 撞球用具

撞球臺、キュー、球及チョーク

十二 ネオン管及同變壓器

十三 喫煙用ライター

十四 乗用自動車但シ普通乗用自動車ニシテ輪距二百八十九糎ヲ超ユルモ  
 ノニ限ル

十五 化粧品

香水、香紙、香袋、白粉、紅、化粧墨、クリーム、化粧下、化粧

水、化粧粉、頭髪用ノ香水、油及煉油、整髮料、染毛料、養毛

料、美爪料、脱毛料、脂取料

乙類

十六 ラヂオ聴取機及同部分品

イ ラヂオ聴取機但シ真空管ヲ使用セザルモノ及大藏大臣ノ指定スルモ



- ノヲ除ク
- ロ ラヂオ聴取機部分品
  - ラヂオ聴取機匣、トランスフォーマー、チョークコイル、コンデンサー、抵抗器、ダイヤル及シヤシー
- 十七 受信用真空管、擴音用增幅器及擴音器
- 十八 扇風機及同部分品
  - イ 扇風機
  - ロ 扇風機部分品
- 十九 扇風機用ノ羽根及モーター
- 二十 暖房用ノ電気、瓦斯又ハ礦油ストーブ
- 二十 冷蔵庫及同部分品
  - イ 冷蔵庫
  - ロ 冷蔵庫部分品
- 二十一 冷蔵庫用冷凍機
- 二十一 金庫及鋼鐵製家具
  - イ 金庫(手提金庫ヲ含ム)
  - ロ 鋼鐵製家具
- 二十二 箪笥、棚類、箱類、寢臺、机及卓子類、椅子及腰掛類
  - シャンプー及洗粉

- 二十三 紅茶、珈琲及其ノ代用物並ニココア
    - 紅茶、マリーテ、珈琲、チコリー及ココア
  - 二十四 嗜好飲料但シ酒類及清涼飲料ヲ除ク
    - イ 牛乳又ハ乳製品ヲ原料トスル酸性飲料
    - ロ 果實汁、果實蜜、珈琲シロップ、紅茶シロップ及之ニ類スルモノ
- 第三種
- 一 燗寸
  - 二 飴、葡萄糖及麥芽糖

○物品税法施行規則ニ依ルラヂオ聴取機指定ノ件

(昭和十五年四月一日大藏省告示第八十九號)

物品税法施行規則別表第二種乙類十六イ但書ノ規定ニ依リ左ニ掲グルラヂオ聴取機ヲ指定ス  
 放送用私設無線電話規則第十四條ノ規定ニ依リ逓信大臣ガ聴取無線電話用標準受信機トシテ認定  
 シタル放送局型受信機但シ製造場ヨリ移出スル時ノ價格(受信用真空管ノ價格ヲ含ム)一個ニ付二  
 十六圓未滿ノモノニ限ル



十六國未滿ノ...

凡そ凡そ... 昭和三十四年三月二十九日法律第七號

○物品... 昭和三十四年三月二十九日法律第七號

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

# 印紙稅

○印紙稅法(明治三十二年三月十日法律第五十四號)

改正沿革 明治三十四年四月法律第十六號(1) 明治四十四年三月法律第四十一號(5)

明治四十年三月法律第二十七號(2) 大正十一年四月法律第四十七號(6)

明治四十二年五月法律第四十二號(3) 大正十二年三月法律第十二號(7)

明治四十三年三月法律第十四號(4) 大正十四年三月法律第二十二號(8)

昭和二年三月二十九日法律第七號(9)

昭和六年四月一日法律第五十二號(自動車交通事業法)(10)

昭和七年九月六日法律第二十五號(商業組合法)(11)

昭和八年三月二十九日法律第三十三號(漁業法)(12)

昭和十一年五月二十七日法律第十四號(商工組合中央金庫法)(13)

昭和十二年八月十四日法律第七十四號(貿易組合法)(14)



- 昭和十三年四月一日法律第五十七號(恩給金庫法) (15)
- 昭和十三年四月一日法律第五十八號(庶民金庫法) (16)
- 昭和十四年四月四日法律第六十五號(工業組合法中改正法律) (17)
- 昭和十五年三月二十九日法律第四十五號(商業組合法) (18)
- 昭和十五年四月二日法律第九十七號(商業組合法) (19)
- 昭和十五年四月九日法律第六十六號(自動車交通事業法) (20)

第一條 財産權ノ創設、移轉、變更若ハ消滅ヲ證明スベキ證書、帳簿及財産權ニ關スル追認若ハ承認ヲ證明スベキ證書ヲ作成スル者ハ此ノ法律ニ依リ印紙稅ヲ納ムベシ

第二條 削除(9)

第三條 削除(9)

第四條 左ニ掲グル證書、帳簿ニ關シテハ證書ハ一通毎ニ、帳簿ハ一冊一年以内ノ附込ニ對シ左ノ印紙稅ヲ納ムベシ(9)

一 不動産、鐵道財團、軌道財團、自動車交通事業  
記載金高五十圓以下ノモノ 二錢  
財團又ハ船舶ノ所有權移轉ニ關スル證書(10) 同百圓以下ノモノ 三錢

二 消費貸借ニ關スル證書 同五百圓以下ノモノ 十錢

三 請負ニ關スル證書 同千圓以下ノモノ 二十錢

四 運送ニ關スル證書 同一萬圓以下ノモノ 五十錢

五 備船契約書 同一萬圓ヲ超ユルモノ 一圓

記載金高ナキモノ 三錢

記載金高三圓以下ノモノ 三錢

同五圓以下ノモノ 十錢

同十圓以下ノモノ 三十錢

同二十圓以下ノモノ 六十錢

同三十圓以下ノモノ 九十錢

同五十圓以下ノモノ 一圓五十錢

同百圓以下ノモノ 三圓

同百圓ヲ超ユルモノ 三圓

百圓又ハ其ノ端數毎ニ 三圓

記載金高ナキモノ 二錢

七 委任狀

印紙稅 印紙稅法



- 八 約束手形
- 九 爲替手形
- 十 銀行預金證書
- 十一 産業組合又ハ産業組合聯合會ノ發スル貯金證書
- 十二 産業組合聯合會、漁業組合、漁業組合聯合會、商工組合中央金庫、工業組合、工業組合聯合會、工業小組合、商業組合、商業組合聯合會、商業小組合、貿易組合、貿易組合聯合會、自動車運送事業組合、重要肥料統制法又ハ自動車交通事業法ノ發スル出資證券(11・12・13・14・17・19・20)
- 十三 船荷證券
- 十四 運送貨物引換證
- 十五 倉庫證券
- 十六 保險證券
- 十七 株券
- 十八 債券

三錢

- 十九 相互保險會社ノ發スル基金證券
- 二十 株式申込證
- 二十一 社債申込證
- 二十二 地上權、永小作權又ハ地役權ニ關スル證書
- 二十三 使用貸借、質貸借、雇傭、寄託又ハ定期金ニ關スル證書
- 二十四 信託行爲ニ關スル證書
- 二十五 無盡ニ關スル證書
- 二十六 定款又ハ組合契約書
- 二十七 權利ノ變更ニ關スル證書
- 二十八 追認又ハ承認ニ關スル證書
- 二十九 受取書
- 三十 質權、抵當權ニ關スル證書
- 三十一 前各號以外ノ證書
- 三十二 預金通帳



三十三 前號以外ノ通帳

五錢

三十四 判取帳

五十錢

證書ニ金高記載ナキモ證書面ニ標記シアル價額ノ單位其ノ他ノ記載事項ニ依リ其ノ金高ヲ算出スルコトヲ得ルモノハ其ノ總金額ヲ以テ記載金高ト看做ス

第五條 左ニ掲クル證書、帳簿ニ關シテハ印紙税ヲ納ムルコトヲ要セス

一 官廳又ハ公署ヨリ發スル證書、帳簿

二 官廳又ハ公署ニ職ヲ奉スル者ノ職務上發スル證書、帳簿

三 國庫金ノ取扱ニ關シ發スル證書

四 慈善又ハ公共事業ノ爲ニスル寄附ニ關シ官廳又ハ公署ニ提出スル證書(7)

五 小切手

五ノ二 恩給金庫ノ發スル出資證券又ハ貸付業務ニ關スル證書帳簿(15)

六 産業組合ノ發スル出資證券若ハ貯金通帳又ハ住宅組合ノ發スル出資證券(7・9)

六ノ二 庶民金庫ノ業務ニ關スル證書帳簿及庶民債券(16)

七 記載金高十圓未満ノ約束手形及爲替手形(7)

八 貯金通帳、積金通帳又ハ積金證書(貯蓄銀行法第一條ノ貯金又ハ積金ニ付發スルモノニ限

ル)(7・9)

九 産業組合又ハ産業組合聯合會ノ發スル貯金證書ニシテ其ノ記載金高十圓未満ノモノ(7)

十 記載金高一圓未満ノ物品切手(4・7)

十一 賣買仕切書(6・7・9)

十二 物品又ハ有價證券ノ賣買契約證書(4・7)

十三 送狀(6・7・9)

十四 記載金高十圓未満若ハ金高記載ナキ又ハ營業ニ關セサル受取書(5・7)

十五 主タル債務ノ證書ニ併記シタル擔保契約書(7)

十六 手形及證券ノ裏書又ハ之ニ併記シタル受取書(7)

十七 株券又ハ債券ニ記載シタル讓渡ノ證明書(7)

十八 手形ノ引受及保證(7)

十九 手形又ハ證券ノ拒絕證書(7)

二十 手形又ハ證券ノ複本及謄本(7)

二十一 農業倉庫證券又ハ聯合農業倉庫證券(9)

二十二 質札又ハ質物通帳(質屋營業者ノ發スルモノニ限ル)(9)



二十三 勤務通帳(9)

二十四 乘車券、乘船券又ハ各種入場券(9)

二十五 第四條第一號乃至第五號及第三十一號ノ證書ニシテ記載金高十圓未滿ノモノ(9)

第六條 印紙稅ハ證書、帳簿ニ印紙ヲ貼用シテ納ムルモノトス但シ印紙稅額ニ相當スル現金ヲ政府ニ納付シテ稅印ノ押捺ヲ受ケ印紙貼用ニ代フルコトヲ得(1)

第七條 一冊ノ帳簿ヲ一年以上使用スルトキハ別帳簿ヲ調製シタルモノト看做ス

第八條 證書ニ外國貨幣ヲ以テ員數ヲ記載スルトキハ内國貨幣ニ換算シタル金高二相當スル印紙ヲ貼用スヘシ

第九條 印紙ヲ貼用スルトキハ證書又ハ帳簿ノ紙面ト印紙ノ彩紋トニカケテ證書又ハ帳簿作成者ノ印章又ハ署名ヲ以テ判明ニ之ヲ消スヘシ

第十條 印紙ヲ貼用スヘキ證書、帳簿ニシテ營業ニ關スルモノハ當該官吏之ヲ検査スルコトアルヘシ(9)

第十一條 證書、帳簿ニ相當印紙ヲ貼用セス又ハ第六條但書ニ依リ稅印ノ押捺ヲ受ケサル者ハ證書、帳簿一箇毎ニ脫稅高二十倍ノ罰金又ハ科料ニ處ス但シ脫稅高二十倍ノ金額三圓ニ達セサル

トキハ三圓ノ科料ニ處ス(9)

第十二條 第十條ノ検査ヲ拒ミタル者ハ二圓以上ノ科料ニ處ス(4)

第十三條 第九條ニ違背シタル者ハ證書、帳簿一箇毎ニ二圓ノ科料ニ處ス(7)

第十四條 第十一條及前條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項

第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セス(18)

第十四條ノ二 證書、帳簿ノ作成名義人ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人等カ名義人ノ爲ニ作成スル證書、帳簿ニ關シ本法ニ違反シ之ヲ處罰スヘキ場合ニ於テハ其ノ名義人ヲ處罰ス(7)

附 則

第十五條 此ノ法律ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

第十六條 明治十七年第十一號布告證券印稅規則ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

第十七條 明治十七年第十一號布告證券印稅規則ニ依ル手形用紙ニシテ此ノ法律施行ノ際自用者ノ所持ニ係ルモノハ此ノ法律施行後ニ於テモ仍之ヲ使用スルコトヲ得但シ手形用紙記載ノ税金高以上ニ之ヲ使用セムトスルトキハ其ノ不足額ハ印紙ヲ貼用シテ之ヲ補足スヘシ

附 則(2)

本法ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

非常特別稅法中約束手形及小切手ノ印紙稅ニ關スル規定ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス



本法ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

非常特別税法中印紙税ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス

附 則(5)

本法ハ明治四十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(6)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(未施行ノ條大正十二年法律第十二號改正)

附 則(7)

本法ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前作成シタル證書又ハ帳簿ノ印紙税ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

附 則(8)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正十四年勅令第二百六十八號ヲ以テ大正十四年九月一日ヨリ施行)

附 則(9)

本法ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前作成シタル證書又ハ帳簿ノ印紙税ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

附 則(10)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和八年九月勅令第二百五十號ヲ以テ昭和八年十月一日ヨリ施行)

附 則(11)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和七年九月勅令第二百七十二號ヲ以テ昭和七年十月一日ヨリ施行)

附 則(12)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和九年七月勅令第二百三十一號ヲ以テ昭和九年八月一日ヨリ施行)

附 則(13)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十一年六月勅令第百十三號ヲ以テ昭和十一年六月二十日ヨリ施行)

附 則(14)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十二年九月勅令第四百七十七號ヲ以テ昭和十二年九月十日ヨリ施行)

附 則(15)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十三年四月勅令第三百五號ヲ以テ昭和十三年五月二日ヨリ施行)

附 則(16)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十三年五月勅令第三百五十九號ヲ以テ昭和十三年五月二十日ヨリ施行)

附 則(17)



本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十四年勅令第四百九十四號ヲ以テ昭和十四年八月一日ヨリ施行)

附則(18)

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則(19)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則(20)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

# 骨牌税

○骨牌税法(明治三十五年四月五日法律第四十四號)

改正沿革 大正十五年三月二十七日法律第二十號(1)

昭和十五年三月二十九日法律第四十六號(2)

第一條 骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲サムトスル者ハ政府ノ免許ヲ受クヘシ

前項ノ免許ハ骨牌ノ製造ヲ爲サムトスル者ニ在リテハ製造所一箇所毎ニ骨牌ノ販賣ヲ爲サムトスル者ニシテ販賣所ヲ有スル者ニ在リテハ販賣所一箇所毎ニ之ヲ受クヘシ

骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ廢止セムトスルトキハ免許ノ取消ヲ求ムヘシ

第二條 收税官廳所在地外ニ於テハ政府ハ骨牌製造ノ免許ヲ與ヘス

第三條 削除(1)

第四條 骨牌ニハ一組毎ニ麻雀ニ在リテハ五圓、其ノ他ニ在リテハ七十錢ノ税ヲ課ス(1・2)

第五條 骨牌税ハ骨牌ノ包裹ニ印紙ヲ貼用シテ之ヲ納ムヘシ



第六條 骨牌ヲ製造シ又ハ輸入シタルトキハ製造後二十四時間内又ハ保税地域ヨリ引取前ニ於テ  
一組毎ニ包裹ヲ施シ貼用印紙ヲ破毀スルニ非サレハ骨牌ヲ取出スコトヲ得サルノ裝置ヲ爲スヘ  
シ(2)

第七條 貼用印紙ニハ印紙面ヨリ他所ニカケ消印ヲ爲スヘシ

第八條 骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ハ骨牌ノ出入ニ關シ詳細明瞭ニ其ノ事實ヲ帳簿ニ記載スヘ  
シ

第九條 骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ハ相當印紙ノ貼用ナキ骨牌、第六條ノ裝置ヲ爲ササル骨牌  
又ハ第七條ニ依リ貼用印紙ニ消印ヲ爲ササル骨牌ヲ所持スルコトヲ得ス

第十條 相當印紙ノ貼用ナキ骨牌、第六條ノ裝置ヲ爲ササル骨牌又ハ第七條ニ依リ貼用印紙ニ消  
印ヲ爲ササル骨牌ハ保税地域ヨリ之ヲ引取ルコトヲ得ス(2)

第十一條 收稅官吏ハ骨牌ノ製造所、販賣所又ハ販賣者ニ就キ骨牌ノ製造又ハ販賣上必要ナル檢  
査又ハ質問ヲ爲スコトヲ得(2)

第十二條 外國ニ輸出スル骨牌及骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ノ見本ニ供スル骨牌ニ付テハ命令  
官ノ定ムル所ニ依リ骨牌稅ヲ免除ス

前項ノ骨牌ニ付テハ第六條、第九條、第十條、第十五條及第十六條ヲ適用セス

第十三條 削除(1)

第十四條 免許ヲ受ケスシテ骨牌ノ製造ヲ爲シタル者ハ三百圓以上千圓以下ノ罰金ニ處シ免許ヲ  
受ケスシテ骨牌ノ販賣ヲ爲シタル者ハ五十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス

免許ヲ受ケスシテ骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲シタル者ノ所持ニ係ル骨牌ハ之ヲ沒收ス

第十五條 骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者相當印紙ノ貼用ナキ骨牌ヲ讓渡シタルトキハ脱稅高二十  
倍ノ罰金ニ處シ其ノ骨牌ヲ沒收ス但シ罰金額カ二十圓ニ滿タサルトキハ之ヲ二十圓トス(2)

第十六條 骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者相當印紙ノ貼用ナキ骨牌ヲ所持シタルトキハ五百圓以下  
ノ罰金ニ處シ第六條ノ裝置ヲ爲ササル骨牌又ハ第七條ニ依リ貼用印紙ニ消印ヲ爲ササル骨牌ヲ  
所持シ又ハ之ヲ讓渡シタルトキハ百圓以下ノ罰金ニ處ス(2)

前項ノ骨牌ハ之ヲ沒收ス

第十七條 骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者骨牌ノ出入ニ關シ帳簿ノ記載ヲ怠リ又ハ之ヲ詐リタルト  
キハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス(2)

第十八條 第十一條ノ規定ニ依ル收稅官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ  
其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス(2)

第十九條 第十四條乃至第十六條及第二十一條ノ二ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項